令和４年９月定例会

南伊豆町議会会議録

令和４年　９月６日　開会
令和４年　９月28日　閉会

南伊豆町議会

令和四年九月定例会

令和四年九月定例会

南伊豆町議会会議録

南伊豆町議会会議録

令 和 ４ 年 ９ 月 南 伊 豆 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第　１　号　（９月６日）

○議事日程……１
○本日の会議に付した事件……１
○出席議員……１
○欠席議員……１
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……１
○職務のため出席した者の職氏名……２
○開会宣告……３
○議事日程説明……３
○開議宣告……３
○会議録署名議員の指名……３
○会期の決定……４
○諸般の報告……４
○行政報告……４
○一般質問……７
漆　田　　修　君……７
加　畑　　毅　君……２６
黒　田　利貴男　君……３７
横　嶋　隆　二　君……４９
宮　田　和　彦　君……６６
○散会宣告……７９
○署名議員……８１

第　２　号　（９月７日）

○議事日程……８３
○本日の会議に付した事件……８４
○出席議員……８４
○欠席議員……８４

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……８４
○職務のため出席した者の職氏名……８５
○開議宣告……８６
○議事日程説明……８６
○会議録署名議員の指名……８６
○一般質問……８６
　比野下　文　男　君……８７
○報第５号の上程、説明、質疑……９８
○報第６号の上程、説明、質疑……９９
○議第６４号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……１００
○議第６５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０１
○議第６６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０３
○議第６７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０４
○議第６８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０６
○議第６９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１５
○議第７０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１６
○議第７１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１７
○議第７２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１８
○議第７３号の上程、説明、質疑、委員会付託……１２０
○議第７４号の上程、説明、質疑、委員会付託……１２７
○議第７５号の上程、説明、質疑、委員会付託……１３０
○議第７６号の上程、説明、質疑、委員会付託……１３２
○議第７７号～議第７９号の一括上程、説明、質疑、委員会付託……１３４
○議第８０号の上程、説明、質疑、委員会付託……１３７
○議第８１号の上程、説明、質疑、委員会付託……１３９
○議第８２号の上程、説明、質疑、委員会付託……１４１
○議第８３号～議第８５号の一括上程、説明、質疑、委員会付託……１４３
○議第８６号の上程、説明、質疑、委員会付託……１４７
○散会宣告……１５３
○署名議員……１５５

第　３　号　（９月２８日）

○議事日程……１５７
○本日の会議に付した事件……１５８
○出席議員……１５８
○欠席議員……１５８
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……１５８
○職務のため出席した者の職氏名……１５８
○開議宣告……１５９
○議事日程説明……１５９
○会議録署名議員の指名……１５９
○議第７３号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決……１５９
○議第７４号～議第７６号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決……１６２
○議第７７号～議第８０号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決……１６５
○議第８１号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決……１６８
○議第８２号～議第８５号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決……１６９
○議第８６号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決……１７１
○議第８７号の上程、提案説明、質疑、討論、採決……１７２
○議第８８号の上程、提案説明、質疑、討論、採決……１７３
○各委員会の閉会中の継続調査申出書……１７６
○閉議及び閉会宣告……１７６
○署名議員……１７９

令和４年９月定例町議会

（第１日　９月６日）

令和４年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

令和４年９月６日（火）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	黒　田　利貴男　君	２番	宮　田　和　彦　君
３番	比野下　文　男　君	４番	加　畑　　毅　君
５番	谷　　正　君	６番	長　田　美喜彦　君
７番	稲　葉　勝　男　君	８番	清　水　清　一　君
９番	漆　田　　修　君	１０番	齋　藤　　要　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	岡　部　克　仁　君	教　育　長	佐　野　　薫　君
総　務　課　長	渡　邊　雅　之　君	防　災　室　長	平　山　貴　広　君
企　画　課　長	菰　田　一　郎　君	地方創生室長	勝　田　智　史　君
地域整備課長	飯　田　満寿雄　君	商工観光課長	大　野　孝　行　君

町民課長	齋藤重広君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	髙橋健一君	教育委員会事務局長	佐藤由紀子君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤禎明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	係長	内藤彰一

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（谷　　正君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和４年９月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

本町では、５月１日より10月末日までの間、クールビズを奨励しておりますので、よろしくお願いいたします。上着の着脱については、各自のご判断でお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（谷　　正君）　議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（谷　　正君）　これより、本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷　　正君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　比野下　文　男　君

４番議員　　加　畑　　毅　君

◎会期の決定

○議長（谷　　正君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月28日までの23日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。よって、会期は本日から９月28日までの23日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（谷　　正君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

令和４年６月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（谷　　正君）　日程第４、町長より行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　おはようございます。

令和４年９月定例会の開会に当たり、令和４年８月に東北、北陸地方を襲った豪雨並びに台風８号により被害を受けた松崎町雲見地区の方々に衷心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りするものであります。

１、新型コロナウイルスワクチンの追加接種。

新型コロナ感染症におけるオミクロン株ＢＡ．５の強烈な感染力から、第７波として爆発的な感染拡大を招き、本町でも７月から感染者が続出いたしました。国は、60歳以上の高齢

者及び18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方を対象として、重症化予防を目的とする４回目接種を決定したことから、本町では、６月から高齢者施設での接種が始まり、７月27日からは集団接種を開始したほか、８月末現在での60歳以上の接種者数は2,561人、接種率では60.4％となっております。

国では、通算で５回目となるワクチン接種について、９月中に開始することも視野に入れ検討しておりますので、接種対象者や接種間隔、ワクチン発送スケジュールなど、詳細が確定した段階で町民に周知するほか、医療機関との連携の下、迅速かつ円滑な接種体制の構築に向けて取り組んでまいります。

また、現下においては感染症法上での分類変更なども検討されておりますので、これら国の動向にも注視しながら、冷静かつ慎重に対処してまいりたいと考えております。

２、結婚新生活支援事業について。

本年度から結婚に伴う新生活を応援する南伊豆町結婚新生活支援事業を創設し、地域課題である定住促進や少子化などの解消に向けた新たな取組を展開しております。当該事業は、新規に結婚した世帯を対象として、居住費及び引っ越し費用または新生活の準備に係る費用の一部を助成するものであります。

具体的には、結婚を契機とした住宅購入や、賃貸する際に要した費用や引っ越し費用のほか、リフォーム費用に加えて、結婚祝い金として夫婦ともに49歳以下の世帯へ10万円を支給しております。７月末までの実績では、結婚祝い金で７件の申請があり、リフォーム等の助成については今後数件の申請が見込まれております。

また、本事業を補完するものとして、静岡県が主催する、ふじのくに結婚応援協議会に県内全市町とともに参画し、ふじのくに出会いサポートセンターによる出会いの機会、場の提供や専門員による結婚相談のほか、婚活アプリを活用したお相手紹介などの結婚支援も実施しております。これら事業が実を結び、若い世代の定住につながることで、少子化対策の一助となるよう鋭意取り組んでまいります。

３、マイナンバーカード普及促進の取組。

我が国では、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として、マイナンバー制度の普及促進に取り組んでおります。このため、町では本制度の普及促進に向けて、令和３年11月から申請用写真の無料撮影を開始し、平日での取扱い時間の延長や休日窓口の開設をもって申請・交付機会のさらなる拡大に努めており、本年８月末時点でのカード交付率では47.69％と、全国平均とほぼ同様の交付実績となっております。

また、カード取得者に向けては、本年10月１日からコンビニエンスストアにおける証明書交付サービスが開始され、住民票と印鑑証明の交付について、年末年始を除き午前６時30分から午後11時まで利用可能となることから、さらなる住民サービスの向上が期待され、非対面であることからも、新型コロナ感染症対策においても極めて有効と考えられます。

加えて、令和４年度末までにマイナンバーカードが全国民に行き渡ることを目指し、マイナポイント第２弾を展開しており、カードの取得及び保険証としての利用申込みに加え、公金の受け取り口座を登録すれば、最大２万円分のポイント付与が実施されております。これらポイント付与に必須となるマイナンバーカードの申請期限は９月末までとされておりますので、適切なる広報に努めてまいります。

４、文化庁共生プロジェクトｉｎ南伊豆。

文化庁による共生プロジェクトとして、障害者による文化芸術活動推進事業を展開する新日本フィルハーモニー交響楽団の一員を招聘し、児童生徒が鑑賞や楽器の演奏体験を通して本物の芸術に触れるとともに、共生について考える機会とすることを目的に、ＮＰＯ法人豆游義塾、長田育郎理事長をコーディネーターとして賀茂地域での開催をお願いし、６月27日、28日に実施いたしました。27日には南中小学校を会場として、南中小学校及び南上小学校の低学年児童及び特別支援学級児童生徒を、28日は南伊豆東小学校を会場に、南伊豆東小学校低学年児童及び特別支援学級児童を対象に弦楽四重奏の演奏会を実施いたしましたが、楽器や曲の説明を受けながら弦楽四重奏による楽曲を聴き、弦楽器のすばらしい音色を体感いたしました。

今回は指揮者の方もご参加いただいたことから、指揮者の役割を教えていただき、自分の指揮に合わせて奏者が演奏することで、同じ曲でも指揮者によって強弱やテンポが変わることを実際に体験したほか、新日本フィルハーモニー交響楽団のご好意により、両日の午後、２中学校でもそれぞれ演奏会を開催していただきました。鉛筆を弓代わりに、弓の持ち方、使い方を全員で試したり、実際にバイオリンを弾いて本物の芸術に触れる貴重な時間となりました。

コロナ禍での開催でもあり、保護者や地域の皆様に参観していただくことはかないませんでしたが、本プロジェクトでは、本物の芸術に触れるとともに共生について考える機会とすることを主目的としておりますので、今後も多くの方々に参観していただける場の提供に努めてまいります。

以上で、令和４年９月定例会の行政報告を終わります。

○議長（谷　　正君）　これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（谷　　正君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　漆　田　　修　君

○議長（谷　　正君）　９番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　マスクを取らせていただきます。

質問に先立ち、このたびの新型コロナ感染第７波は、私たちのごく身近なところでたくさんの人たちの発症が顕在されています。改めて、感染された方々にお見舞いをこの場で申し上げたいと思います。

さて、通告では、１番目、大雨災害と河川管理、２番目、その後の道の駅の整備の問題、そして、最後に広域ごみ処理場建設の３点につき質問いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、最初の質問でありますが、今、冒頭に議長のほうから台風11号の話がございましたが、線状降水帯のやっぱり被害が想定されるということで、私どもの主要河川である青野川の河川管理に関しまして関連の質問をさせていただきます。

近年の異常気象に今申し上げました表題の降水帯がありますが、一昨年の熱海土石流や５年前の二条川の氾濫等を受けて、本町の降水帯災害に対する基本認識をまず最初に、どのような対応をするのか、その辺をまず最初に伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

集中豪雨等に起因した河川の氾濫による災害等を未然に防ぐためには、計画的な浚渫なども含め、日頃からの適切な河川管理が極めて重要となります。

静岡県の管理下にある二条川については、所管する下田土木事務所にこれまでの整備状況と今後の予定について確認いたしました。現下の整備状況においては、青野川との合流地点から上流に向けて、差田川との合流地点50メートル手前まで河床掘削工と根継工を実施済みとのことであり、令和５年度では差田川との合流地点までを実施予定と伺っております。

さらに、上流側につきましては、二条川の起点までの約半分の区間に係る護岸整備の設計を実施中とのことであり、このほかにも整備が必要な箇所も散見いたしますので、管理者である静岡県に計画的な整備を早急に実施するよう、強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　２級河川でありますから、都道府県が管轄するということが基本でありますが、その災害の被害というのは地域住民が実際、直接被るわけですね。ですから、したがいまして、ただ都道府県にそれを申請するだけでなくて、例えば昭和50年代の青野川の河川改修工事、そして隣の下田市の稲生沢川の河川改修工事、それをまず最初に想定していただきたいんですが、当時の工事の基本は、低い河床と両岸の強固な護岸をまず設定して、上流に降る雨水を一気に河口に押し出すという、こういう工法が基本にあったはずであります。

本町の青野川の現状を考えますと、今、南伊豆分校の裏辺りから湾曲した反対側に中州が堆積されるんでありますが、そういう状況が実は銀の湯会館まで続いているわけですね。ですから、例えば今般のお盆前の山形と新潟の、あれは最上川ですか、最上川の支流がウォーターバック現象で、実は最上川に飲み込めなかった。そこで閉塞して逆流して、その地域が浸水したということが、まずお盆前の１つの事例として挙げられると思います。そして、お盆の後、実は青森県と秋田、ここは岩木川も同様の状況が起きましたね。これは皆さんご承知のとおりでありますが、やはりこれもバックウォーター現象なんです。

岡部町長が町長に就任して即、実は成持まで一気に水が来る浸水がありましたね。関連のところを岡部町長はずっとお見舞いに回ったと思うんですが、これも同じなんですよ。ということは、それは何が原因かというと、銀の湯会館から上流の上賀茂地区の中州の堆積が原

因なんですよ。あれを掘削しておれば一気に水が下流に押し流されますね。そうしますと、支流の氾濫した水も飲み込まれるという、バックウォーター現象の解消になると思うんですね。

ですから、そういうことで、単純に県に要望しますよと、そういう答弁じゃなくて、住民もあの恐怖というのは忘れておりませんから、ぜひ町長が前面に出て、県、ダイレクトに県知事でもいいですけれども、所管の部長にそれを申請して、出先ですから下田土木事務所になろうかと思いますが、こまめに足を運んで、稲生沢川はやっていますよ、こまめに浚渫しています。ですから、青野川も同様な動きをぜひお願いしたいと思うんですが、町長、どうでしょうね、その辺は。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

円卓会議等、機会があるたびにそのようなお話はさせていただいておりますし、河川内の支障木等も大分大きくなっているところがあって、以前はうちで切るからやらせてくれというお話もさせてもらったことがあるんですけれども、土木のほうでは、土木で、県でやりますからというふうなお答えだったので、町で手をかけられなかったのは実際そういうことがございますが、今後も、当然ですけれども、県にも働きかけは一層していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　お答えはそれだけで止まっちゃまずいと思うんで、ぜひともさらにもう一歩押してください。そうすれば、県のほうも腰を上げるでしょう。

実は、私、質問の通告の中で原因のことまで書いたら、これは都道府県の所管であるから、これは一般質問の質問要領にそぐわないということで一部割愛させてもらいました。ですから、本当はそこまでやらないといけないということなんですね。ぜひともお願いします。

次の質問に移ります。

次の質問は、実は令和４年３月議会でも一般質問したと思うんです。これは当時教育委員会の所管で、みいづという組織体がありましたね、あそこに。それが移転するにつれて、実は日詰遺跡の遺物をあそこに展示したいと、それは早急にやりますよということでした。み

いづの方々とも個別にはお話をしたんですが、それは個人と指定管理者との間の個別賃貸契約ですので、法律的に認められた猶予期間を置けば出なきゃならないという仕組みがあるんですね。ですから、それはそれで、みいづの方々はのんで、今、二条の一番奥の蔵ギャラリーというところで展示をして、そういう事業を展開しておりますが、そして、これは今年度予算でしょうか、全員協で総務課長がお話しした予算の中に、教育委員会の所管で910万円の補正予算があるんですよ、令和４年の補正予算がね。その補正予算の中で、実はみいづのところに南史会所管の遺跡物を展示するもろもろの費目が予算計上されておりますが、これが実際には、まず最初、教育長、どっちでもいいですよ、事務局長でも、どうして５か月もかかったんですかということですよ。

本来であれば、その話が出た時点でこの予算というのは、当初予算なり、もしくは補正の第１回目に計上して、それを執行する準備作業に取りかからなければならないと思うんですね。ですから、その魔の５か月間、空白の５か月間は実際何だったのか。教育長、どなたでも結構です。局長でも、どっちでもいいけれども、それをまず最初に答えてくれませんか。

○議長（谷　　正君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君）　お答えいたします。

３月末で、みいづの方には一応展示室のほうから出ていただいたという形を取らせていただきました。今後、日詰遺跡を中心とした展示物を展示するに当たり、内装をまず修繕しなければということで、こちらにつきましては商工観光課のほうで既に予算を６月補正で実施しております。

まず、ちょっと内装のほうの修繕をさせていただきました。改めて、その時点で教育委員会のほうでどのような展示の仕方がいいかということで、展示に係る棚ですとか、備品等についてを検討させていただきました。それと併せて、展示物についてということでは、日詰遺跡の発掘で大変ご尽力いただきました外岡龍二先生を中心に、どのようなものを展示するかという展示物の選定ということにもある程度時間をかけさせていただいたということで、今回まで時間がたってしまったということになっております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　その事情は今のお答えで分かりました。

分かったということは許すということじゃないんですが、ああ、そういうことだったのか

という程度の認識なんですが、結局、歴史的な遺跡を陳列している道の駅というのは非常にまれなんです。私もいろんなところ回りましたけれどもね。郷土資料館というものがありながら、それが手狭で、実は元の社協のところに須恵器とか土師器の遺物がコンテナでたくさん保管してありますね。そういったものの精査をすると同時に、実は改めて今の、昔の避病院の格納庫からこちらへ移動して、しかも状態がよい悪いをまず精査しなきゃいけませんね。そして、その中には単なる発掘した遺跡物だけじゃなくて、実は重要な製鉄址跡の鉄滓であるとか、そういった歴史上、非常に重要なものも眠っているわけですよ。ですから、この伊豆半島の20幾つある製鉄址の中で、小型の製鉄址というのは日詰遺跡だけです。あと、姫宮にしても全て大型の大きな遺跡なんですね。そういう意味では、担当の方々もその辺を十分認識しながら移行する作業に当たってもらいたいということなんです。

ですから、実は前の事務局長、大野さんと横嶋議員と見に行ったことがあります。実際に見に行ったけれども、入り口から入れないんですよ。窓から入るしかないんですね。そういう劣悪な管理状況の中に現在眠っているんですね。そこで、例えば南史会の方々も当然立ち会うわけでありましょうから、これはいい、１番だよ、Ａだよと、これはＢだよ、これはＣだよと分類をあらかじめしなきゃいけませんね。そして、それに見合うようなレイアウトを当然新しい陳列場に考えなきゃいけませんし、その辺の手順というのはもう決まっているんですね。決まっていませんか、やり方の手順というのは。打合せは何もしていないんですか。

○議長（谷　　正君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君）　お答えいたします。

詳細なスケジュールまでは今現在決まっておりませんが、まずは漆田議員のおっしゃったとおり、郷土館別館にあります数々の文化財等については、やはり保管・保存ということについてもきちんと考えなくてはいけませんし、またその場所の確保等もありますので、教育委員会だけではなく、町として今後保存していく場所の確保も含め、展示品の選出を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　分かりました。

実は、もう１件、関連の道の駅の整備の関係で質問がございます。

これは３月議会で、足湯を廃止して、あそこを休憩所として使いたい、そして先週の全員

協においては、温室を解体して別な用途にそれを転用するということでありました。具体的な転用の内容とか、そういうものについては説明ではちょっと触れたぐらいでしたが、既に業者に発注はされているんですよね。発注というか、見積り依頼とか、そういうのはしているんですよね。

業者の方が言うには、あそこをロータリーにして、逆にもうちょっと駐車場の効率を高める。前に言いましたけれども、進入路を一方通行にするとか、ヤシの木も伐採してもうちょっと進入路を拡幅するとか、そういう話もちょっと聞いたんですが、町長、その辺は伺っていますか、所管から、担当の。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

令和４年３月14日付をもって、一般社団法人南伊豆町観光協会及びみなみの桜と菜の花まつり実行委員会との連名による要望書をいただき、道の駅内にある既存施設等の撤去及び有効活用に係るご提案をいただいたところであります。

要望書の趣旨は、まつり期間における出店環境の拡充と地域経済のさらなる活性化に寄与する多目的広場等の整備が不可欠とのご指摘であり、アフターコロナに資する取組として、地方創生臨時交付金の活用も見据えた中で、老朽化した足湯施設及び温室３棟を解体し、その跡地には舗装工事を実施した上で、年間を通じたイベント会場として活用を目指すものであります。

具体的には、みなみの桜と菜の花まつりの期間中の露店、キッチンカーでの出店エリア及びフードコートの確保、まつり期間を除けばフリーマーケットや各種催し物の会場として想定されるもので、さらには懸案であった湯の花売店出荷者の安全な荷下ろしスペースの確保などから、道の駅利用者の車両渋滞の緩和にもつながるものと解され、将来的には河川管理道路の町道認定も視野に入れつつ、道の駅の総合的な再整備を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、これら解体整備等に係る経費については、一般会計補正予算（第３号）として計上いたしましたので、後ほどご審議を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　分かりました。

これ、補正予算のところで関連がありますので、今ここではあまり深く申し上げません。次の質問がありますので。

通告の３番目でありますが、広域ごみ処理場の建設事業の現況と今後というテーマで質問させていただきます。

中分類の質問項目としては４つございますが、実は全員協でＥＲＳの話がありましたね。ですから、それも話の中に４番目としてそれを入れさせてもらいますので、これ、割り込みで申し訳ないんですが、よろしくお願いします。

最初の質問でありますが、令和４年７月27日、下田市市民文化会館で１市３町が計画する広域ごみ処理場建設を巡る第４回目となる意見交換会が開かれました。循環型社会構築のためのごみ減量化等に対する意見の一致は、松木市長と代表者の間では一致は見たんですが、処理場建設地の点であるとか、排出ガスの有害性の有無及び再資源化不能物の処分方法などの主張と、公開逆質問、これは市長側が公開逆質問したんですね。その質問に対する住民代表と、当局間の議論の止揚、アウフヘーベンという意味ですね、止揚は最後まで見られず、当日私も出席しましたが、双方の立場を俯瞰するまとめ役が不在であったことに起因することだなと私は感じました。

ただ、１つの重要なことに気がついたことがございますが、それは市長と住民側の循環型社会の認識が異なっていたという点であります。住民側は３Ｒの推進、３Ｒはご承知のとおりでありますが、その推進を中核として循環型社会構築の観点での議論でありましたが、市長はＥＣの2015、2015年のヨーロッパでまとめたレポートでありますが、循環経済を対象にした見解を示したということです。松木市長はね。ただ、その後１か月余り経過していますが、関係首長会、これは８月４日だったでしょうか、首長会されましたね。それとあと、担当者会議等の場で下田市から何がしかのこれに対する報告等はあったのかどうか、お答えをいただきたく、そして下田市の抱える対住民説明会の在り方に対し、南伊豆町というか、町長はどのような認識をしているのでしょうか。まず最初、そこからお答えください。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

ご指摘の意見交換会については、新聞等で把握している程度であります。詳細な内容等については担当課長から報告を受けており、８月８日開催の首長による運営会議において、下

田市長から意見交換会を打ち切るとの説明がありました。また、今後に向けては、広域化準備室が主催するごみの減量化に関するワークショップへ移行するとのことでありました。

私の認識としては、このごみ焼却場の設置場所は今の焼却場のあるところで、今までよりも大変効率のよく、有毒ガスも発生しないという、そういう方式で建設が進められるというふうに認識しておりますので、ご心配されている下田の住民の皆様をはじめ、多くの心配されている方がいらっしゃるかと思いますけれども、そこのところは特別、私も中学校ですとか、上の岡方村の辺りに住んでいる方からは、何か危惧するような発言は聞いておりませんので、私は特に問題はないのかなというふうな認識です。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　分かりました。

結局、８月８日の１市３町の首長会の中では、そういう話は個別にもなかったということですね。

実は、下田市の説明会に私は２回出席させてもらったんですが、担当の課長はあの場所の移設についてほかは考慮していないということなんですね。落合の浄水場ありますね。取水口がありますね。それから上は、もうごみの建設場の予定はありませんということでした。

都市計画法の用途地域というのが13種類ございます。第１種から、最後13種類の用途があるんですが、30年前のあの敷根を考えてください。あそこは山の洞の一番奥に迷惑施設と言われるプラント、あるいはごみ処理場、計算センターも当時ございましたが、そういったものが建築されていたんですね。それで、年月を経るにしたがいまして、実は都市部になっちゃったんですね。学校ができ、弘洋園ができ、そこへつなげる道路ができ、その延長には公園がありということで、実は都市のど真ん中になった。私はその説明会のときに、下田市は市議会として都市計画法の改廃をしたらどうですかと、準工業地域から第２種の住居地域に変えるとか、そういうのは市町村の恣意的な判断で、議会上程して通れば都市計画の用途地域は変更できますから、そういうことをされたらどうでしょうと言ったら、やっぱり水道の問題なんですよ。

ですから、今つくし学園のほうにずっと松崎へ行きますと、左側の山を埋め立てて、大きな平らな平地ができていますね。ですから、川の問題、汚水が川に流れてくるということを考慮するならば、逆に逆川、そして箕作から来る川の雨水を浄水場の中に直接入れ込んで、

上から、つくし学園のほうから来る水には触れないということも一つの便法ですよと市長には言ったんですが、それは別な、ちょっとあんまり言いますと越権行為になりますんで、軽くさらっと言っておきましたが、そういうことも一つの手法なんですね。別シナリオとして想定できるということであります。これはこれでいいでしょう。

次の問題にいきます。

実は、令和４年、先ほども言いました、３月議会において第５次の循環社会基本法、基本計画法が承認されました。これは所管は環境省の関係ですが、県はリサイクル課でしょうか、県のほうはね。ですから、それが中心になって、30幾つの市町村に全て計画書を出しなさいということで、その締切りが実は令和４年３月末だったわけであります。私どもの議会も当然賛成多数で、それは承認されました。

一方では、並行して広域ごみ処理の建設場問題が議論されてきました。ここで改めて循環型社会形成推進基本法で定義されている基本法の第２条、それをちょっとここで簡単に読みますが、廃棄物等の発生抑制、リデュース、循環的な利用、リユース、そして適正な処分を確保することによって天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会、それが循環型社会だと、基本法ではそう第２条で定義されているんですね。そこで重要なのは、天然資源の消費が抑制された社会であるという点です。

質量保存の法則、これは化学変化の前後における諸物質の総和は不変であるよと、そういう原則ですが、加工工程を経た天然資源は人に役立つ製品となり、製品がその機能を終えれば廃棄物となることから、廃棄物を減らそうとするなら天然資源の利用量自体を減らす必要があるのであります。また、天然資源も有限であることから、廃棄物の削減いかんにかかわらず、その利用を最小限にしていく必要があるのであります。こうした考え方は、国の循環型社会形成推進基本計画における指標、うちも指標がいっぱいありますけれども、指標にも表れています。

例えば、計画の最上位の指標である資源の生産性は、ＧＤＰを天然資源の消費量で割る、除すことで算出されます。つまり、この指標は１トンの天然資源等の消費によってどれだけの付加価値が生み出されたかを計測しており、この値が大きくなれば大きいほど、資源が有効に活用され効率がよいということになるのであります。

私は、さきの３月議会で物質フロー値と今後の対応ということで質問していますが、その後、周囲の状況は大きく変わりつつあります。ここで、通告に基づく資源生産性と、出口、入り口の循環利用率が判明しているならば、資源効率への見解と併せてお答えをいただきた

いと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

循環型社会への想定としては、ごみの減量化と資源化は必須と捉え、令和３年度においてごみの組成調査を含んだ南伊豆町ごみ減量化推進ロードマップを作成しており、先般の６月全員協議会においても、その概要をご報告させていただいたところであります。当該ロードマップにおいては、資源生産性と入り口側の把握は難しく、ごみの組成調査結果の出口側循環利用率を減量化ロードマップの指標としております。

環境への影響を最小化し、持続可能な手法で、地球上の限られた資源を利用する資源効率においては、今後のごみ処理及びごみの資源化にとって極めて重要なことと捉えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　今の答弁は、町長、計測とか、その辺は不可能であったということの裏返しの表現ですか。どういうことなんですか。課長でいい。

○議長（谷　　正君）　生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君）　お答えします。

物質フローについて、３月から議論されております。そういった中で、まずマテリアルフローの分析、結局物質フローの分析、ＭＦＡですけれども、これについて私どもも調べて、まとまりのあるシステム、国や地域などにおける一定期間、例えば１年間のものの中で、投入・排出・蓄積を系統的に、かつ定量的に分析する手法ということで勉強いたしました。

そういった中で、このマテリアルフローの分析をするにはかなりの金額と時間がかかるという形になります。それには課題の設定、対象物、例えば物質、製品、地域等とプロセスの選択、またデータの収集、それからフローチャートの作成という形で、最後には結果のまとめと評価といった形のプロセスを取りますけれども、この調査にはかなり時間を要することから、町長の答弁のとおり、物質フローについては国の数値について注視をしたいという形で考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　担当課長、今、不可能の原因というのを述べられたと思うんですね。

実は、これがありますね。これは３月議会で第５次の循環社会型の基本計画をまとめたレポートでありますが、その中において、物質フローとは言いませんが、計測可能なもの、例えば１人当たりの基本のごみ量であるとか、最終処分量であるとか、これは計測可能なんですが、現実問題として、実際にその一番前段の分別という作業のところは非常にややこしくなって、しかも、その担当の職員なり住民に大きな負荷がかかるということなんですよ。

現実にやっているところをちょっと二、三申し上げますが、沼津市と清水町ですね。沼津工業、昔、村外れの一番奥にプラントを造りましたね。今は清水町も盛んになって、大きな住宅地が周りに建っていますが、そこでその地区においては分別をやっているんですよ。それで一般車両が、今栄協さんが一般廃棄物で、熱回収で一緒にプラントへ全部、地区ごみから生ごみから全部一緒に入れて、ぱっと一気にバッチで燃焼していますね。ですから、その前段で実は分別をしているんですよ。曜日を変えて、今日は生ごみだけ、今日はプラスチックだけという具合に、同じ車が回収に回っています。そして、持ち帰って大きなストックヤードの中で、実は車ごと台ばかりに乗りまして、それで、これで今日は300台とかというような入力の計測をしているんですよ。ですから、これが絵に描いた餅になっちゃまずいわけ。

私、西とか下田の勉強会のときによく言うんですが、これは対象の１市３町はこういう計画書をつくっていますと。よく子供が、こういう表現で私揶揄したんですが、書き初めをしますね。禁酒禁煙と書き初めしました。我ながら、うん、うまくいったと、さて一服しようと。それと同じだというの。今の自治体はそれと全く同じだと。これ、ただ書いただけ、つくっただけなんですよ、この計画というのは。

その前に、ＥＲＳの話もしますが、ＥＲＳを導入したということは非常に私は評価しています。担当課長、よくやったと評価しているんですが、その前段で、実はそういうごみの分別をしなきゃいけない。清水町でさえやっているんですよ。うちより人口は多いですけれども、やっています。ですから、そういう作業を、清掃審議会で値上げするときだけ、おい、みんな集まれよと言ってやるだけじゃなくて、それぞれの区長会で旧６村の区長を集めて、実はこういう作業をしたいんだよと、ですから、ついては住民の負担が相当来ますけれども、どうでしょうねということをまず諮って分別の作業をやってくださいよ。それからですよ、こんな難しいことをやっているのは。それなしにして、どうでもいいんですけれども、私はその頃いるかどうか分かりませんが、結局そういうことなの。いいですか。ですから、それ

はそれでいいと思いますが、それに対するコメントがあったら言ってください、課長。

○議長（谷　　正君）　生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君）　お答えします。

ごみの資源化について、６月の全員協でも説明させていただきましたけれども、ごみの減量化のロードマップの中に、今後資源化を11％程度上げるということで組成調査等行って、紙類等もかなり再資源化できるということで調査をかけております。

議員がおっしゃるように、沼津とか清水町、あちらは沼津に清水町がごみを事務委託している関係上、清水町も分別を沼津と同じような形でやっていると思いますけれども、今後、南伊豆町も１市３町の広域のごみ処理の中で、この後出てきますけれども、ワークショップ等で、１市３町でそういったごみの減量化について話し合っていこうということで進めておりますので、その経過を見ながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　よろしくお願いします。

今、資源効率に対する一連の答弁をいただきましたけれども、町長のほうから、昨今、様々な動きがございます。日本では３Ｒ、リデュース、リユース、リサイクルの推進を中核として循環型社会の構築が進められておりますが、この中で資源の生産性の向上を重要な目標の一つとしております。

一方、欧州では、先ほど松木市長の話言いましたが、循環経済の構築が進められており、この１つ前の質問でも申し上げました。さっき言いましたね。下田市長の一連の答弁、認識の中にシェアリングやサービスサイジングが示され、理解の深度差から来る議論のすれ違いがその説明会では見られました。私は住民側の主張する論点の整理どころじゃないなという感じを受けましたんですが、資源の生産性を論ずるときにまず気をつけなければならないのは、貴金属鉱物系資源、要するに砕石であるとか建築資材ですよ、早い話が。それを除いた資源の生産性や石化資源の資源生産性に注目する必要がありますが、いずれも1995年以降ほぼ横ばいで推移し、大きな改善の傾向が見られておりません。逆に言うなら、資源効率は減できるはずだからであります。

出口側の循環利用率、リサイクル率は、廃棄物のうち再資源化されたものの比率や、原材料のうち再生材料の比率、これは入り口側の循環利用率ですね。いわゆる紙を考えてくださ

い。生産するに当たって、どれだけの古紙を用いたかを示す古紙利用率などは、入り口側の典型的なものであります。

以上から分かることは、出口側の循環利用率は、廃棄物にならなかったものの比率であるから、廃棄物の回避率であり、ちょっと表現難しいですが、入り口側の循環利用率は天然資源を使わなくてよかった比率であるから、天然資源等への回避率といえます。ちょっと、これ言い回しがややこしいんですが、したがって、資源効率向上への伸展を見るには入り口側がより重要であると言われています。

この関連質問は後ほどＥＲＳのところでも質問いたしますが、2000年以降、出口、入り口ともに上昇してきましたが、2010年代に入り、何で2000年というか、ご存じですよね。課長、分かるよね。基本計画が策定され、施行されたのは2000年なの。５年ごとのローリングで、2025年が第５次循環計画法なんですよ。この５年後に、分かりますね、意味が。分かっているよね。ですから、2010年代に入りやや停滞気味で、近年は、出口側は45％程度、入り口側の利用率は15％程度となっております。今後は入り口側の循環利用率を向上させて、天然資源を代替する取組を促進する必要があると言われております。

具体的に、本町の改善するべき行政分野の努力はどの部分が望まれているのか。さっき言った分別もその一つです。担当部局の見解をまず賜りたいと思います。担当課長でもいいですよ。

○議長（谷　　正君）　生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君）　お答えします。

ごみの減量化推進ロードマップにおける、出口側であるごみの組成調査の結果においても、廃棄される紙類の約６割が資源化可能なごみとなっております。これらの結果を踏まえた中で、取組項目として、紙類・繊維類・プラスチック類・生ごみ・木竹草類・紙おむつ・その他の７項目に分けまして、令和４年度から令和８年度までの個別内容と予算を定め、可燃ごみ量の1,033トンの削減、リサイクル率で11.1％の増を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございます。

可燃ごみの組成調査の結果ですよね。前にいただいたこの紙ですよね。それが確かに６項

目に分かれていますが、生活系の可燃ごみと、実は事業系の可燃ごみに分けて、それぞれ計測したと思うんですが、その中で相変わらず生ごみは、事業系からいきますと26％、そして生活系だと逆に高くて35％弱の比率を占めているということです。ですから、水分比率が、前に言いました40％が、分別すればするほど水分比率は高くなるのは当然でありますから、そのためにはさっき言いましたＥＲＳというのも一つの手法として、対象として考えられるだろうということで、私はそれを評価するよという見解をさっき示させていただきました。

そこで、今回の一般質問のとき、そしてその前もそうですが、３つの指標である物質フロー指標は地方レベルでは非常に計測しにくいと記されております。３つの指標と最終処分量、それともう一つ、最終処分量の測定値というのは、課長、これ、計画にも出ていますね。県のほうにもその数字上がっていますからね。その数値というのは目指すべき方向なので、その状況を把握できるようなデータの収集が必要であると考えます。本町なりのデータ収集の仕組みを構築していく必要があると思いますが、今後の対応はどうであろうか、その辺はどうですか。１市３町の広域連携とは別に、基本的な担当部局の考えを教えてくれませんか。

○議長（谷　　正君）　生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君）　お答えします。

入り口側の部分である総物質投入のうち、国内資源量、輸入量の和である天然資源等投入、循環利用、出口側の輸出、蓄積純増、エネルギー消費及び工業プロセス排出、食料消費、施肥、廃棄物等の発生のうち、資源還元及び減量化については自治体レベルでの把握は困難であると考えております。ですので、国の物質フローの数値に今後は注目していきたいと考えております。

本町において、議員もおっしゃられたように把握できる項目としましては、廃棄物等の発生と、あと最終処分の数値となります。今後に向けたデータの収集としましては、出てきたごみの組成調査による紙類の資源化がどうなっているかということに注視して、今後の再資源化を目指してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　今後を期待します。頑張ってください。

それで３番目の、実は広域処理の一部事務組合化、これは全員協で、これは資料、この細長い、案としてこれを議員の皆さんに渡して担当部局の説明がありました。これは地方自治

法287条の１項のそれぞれの項目を一つ一つ羅列していますから、法律的には全く問題ないと思うんですが、実は規約の内容は、僕は全く問題ないと思うんですね、法律上にのっとって書いてありますからね。ほかの事務組合と一緒なんですよ。病院であるとか、プラントであるとか、それから消防とか、全て同じ内容で書かれています。そこで、そのときに担当課長が説明されたんですね、これは。

この通告では、組合設立との関係と、その必要性に対する当局認識はどうですかという質問なんですが、これはどうでしょうね。町長、もしあれだったら答えてくれませんか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

一部事務組合の設立については、さきの６月定例会に係る全員協議会で、設立までのスケジュール、９月定例会前に開催した全員協議会では規約案についてご説明させていただきました。

この規約案については、担当課長会議において協議を重ね、８月８日の運営会議において合意がなされたもので、１市３町の９月定例会に係る全員協議会の席上において報告することを確認しております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　実はその前に一度、こういう資源化推進ロードマップの一番最後に一部事務組合設立までのスケジュール案ということで、こういう資料を実際いただいているんですね。課長、これ、みんなに配ったよね。

それで、実はこれが日付が、下田で勉強会やったんですよ。そのときに松崎の議員たちも来たんですが、俺はそんなの見たことはねえよ、初めてだよと言うわけ。これ、逆に言うと南伊豆は先行してやっていませんか、下田より先に。それとも、下田と分担してその作業をやったんでしょうか。松崎の議員も要職にある方です。俺、初めて見たよ、こんなのあったのかよと、実はあなたのところは９月だよ、９月で規約のあれがあって、12月にお金出さないかんだよと、拠出金としてね。ですから、そういうことはもう予定表としては出来上がっているんですよということでした。

担当課長、本町は先行して案をつくったということはないですか。１市３町で、課長会議

で練って出来上がったものですか。

○議長（谷　　正君）　生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君）　お答えします。

６月の全員協議会において、ごみの減量化とともにお示しした一部事務組合設立までのスケジュール案でございます。こちらは担当者会議等で出された資料でありまして、もうこのスケジュールは担当者の会議で決定しておりますので、そのことについて６月の議会で説明したものになります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　多分そういうタイムラグがあったんでしょうね、松崎町と。全員協で諮る時間的なずれがあったということも、これはよく解釈して、そういうことだと思います。

あともう一つ、一部事務組合の規約が９月定例会ということなんですが、その後もずっと６月から基本計画の策定でＰＦＩ導入可能性調査というのがなされているんですよ、組合設立準備室のほうで。ＰＦＩの、例えば前町長のときに、南伊豆町が中心になって下田と松崎を巻き込んでＰＰＰをやりましょうと、しかもＰＦＩ方式ですよということでありました。

今ＥＲＳを導入して、焼却材料そのものは減少しますね。そうすると、同様に松崎も西伊豆も同じようなことをした場合に、ＰＦＩに参加する業者というのはいなくなるんじゃないですか。そんなことはないですか。だって、経済的にメリットがなければ、そこで投資するという経済原則というのが成立しませんから。その辺はどうなんですか。準備室に出ているでしょう、あなた。出ていませんか。

○議長（谷　　正君）　生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君）　お答えします。

先日の全員協でもちょっと説明しましたけれども、広域の施設整備計画は、施設の焼却は58トンという形で、今のごみの量を持っていくという形で計画がされております。

今、私ども南伊豆町で行っているＪＥＴの実証実験は、広域のほうとは今その数値は関連しておらない状況になっております。ですので、今の施設整備計画は、西伊豆にも、松崎にも、南伊豆町にも、このＪＥＴのごみの減量化は入らない状態の計画で進められている状態であります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございます。

これにばかり時間かけられないんで、最後の質問とＥＲＳの関係に移りますが、今後のスケジュールが環境アセス、これはペーパーに書いてありますが、そしてあと整備基本計画の策定と、それから調査。策定、調査ですね。そして、あと地質調査が実在しますが、関係市町の担当者会議の共同歩調であるとか、あるいは８月４日に首長会議がされたみたいですが、その辺の歩調と認識はどうなんですか。整合性は取れていますか、１市３町は。どうでしょう。４番目の質問です。

○議長（谷　　正君）　生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君）　お答えします。

本年４月から１市３町で各１名の職員を下田市に派遣しまして、一部事務組合の設立準備室を立ち上げ、広域ごみ処理事業に関する事務を行っております。

本年６月２日に生活環境影響調査を株式会社静環検査センターに発注し、施設整備基本計画策定業務及びＰＦＩ等導入可能性調査業務を一般社団法人日本環境衛生センターと契約をいたしました。

また、１市３町の歩調でございますけれども、７月28日、27日の意見交換会の後の日になりますけれども、７月28日に下田市民文化会館にて開催された生活環境影響調査の住民説明会がありました。そこで、下田市に加えて私ども３町の担当課長も質疑応答に加わってまいりました。

参加者の方々のご意見を伺う中で、今後準備室で予定するごみの減量化に関するワークショップにおいても、１市３町の住民にご参加をいただきながら、広域でのごみ処理に係る意識の共有など、さらなる連携を図りながら事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございました。

担当課長会議では、一応、同一歩調で前へ進んでいるという、そういう理解でよろしいですね。

それで、これ最後の質問になりますが、一昨日、一般廃棄物の発酵乾燥処理による燃料化

の実証実験についてという説明が担当課からございました。実は、株式会社ＪＥＴという会社ですが、それが発酵乾燥処理をメインにしているということですね。新聞で読みますと、大きな筒がありまして、搬入口からずっとこっちへ、奥か分かりませんが、手前へ来るにしたがって乾燥されて発酵されて、小さな燃焼対象物になるということなんですね。

これは三豊町でしょうか、私、当日行けなかったんですが、大きな流れの中で、自動的に手前手前に来るにつれて小さな固形物になると。それで、それは単純に燃やしてしまうと。要するに俗に言う熱回収ですね。それぞれのリ何々、３Ｒの後の熱回収。ということは、家庭ごみだけじゃなくて、プラごみとか、それからあと古紙、紙類ですね。そういったものもひっくるめて、一緒に放り込んで小さな燃焼固形物にしてしまうということだと思うんですね。

これは私、冒頭に、それ非常に評価できますよということでしたが、そこで課長、私、不思議に思ったんですよ。ＪＥＴは何で南伊豆町に持ってきたのかなと、誰もが思うでしょう。思わないですか。思うでしょう。本来であれば、私がＪＥＴの立場であれば、まとめ役の下田へ行くはずなんですよ。下田でこれを導入してもらって、それであと結果が出たら、あとの３町の首長さんに、どうでしょう、こんないい結果が出ていますよと、普通思いませんか。その辺のいきさつがもし分かれば、何で南伊豆に持ってきたのか、教えていただけますか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

これは１市３町でやる取組ということをＪＥＴさんは把握していません。１市３町でやるから、広域でやるからＪＥＴが参入してきたというわけでなくて、たまたま私の知り合いがこのようなお話を持ってきて、それが採用できるかどうかというのを庁舎内でもみました。それで、減量化するのかどうするのかという以前に、ＪＥＴさんとしては実証実験をやりたいということで、場所を貸してくれれば全部プラントを建てて自分たちでやりますということなので、それがこの地域の何か一つの一助になるかもしれないということ、それから、この事業で成果が出れば全国から視察に来るかもしれないよということの中で、町としては、では受け入れようかということで様々な動きがあって、本当でしたら夏前に稼働して、夏の忙しい時期に実証実験をやりたいな、ごみがたくさん出るときにやりたいなというところだったんですけれども、若干、様々な手続が遅れまして、この９月のプラントの設置ということになりました。

ですから、そもそもは、基本的には私の知り合いが南伊豆町でこういうことをやったらどうという提案の下で、初めて８月８日の運営会議で全首長さんの前で、私がこういう実験をやるけれども、実際にはどういう成果が出るか分からないので報告も説明もできませんでしたが、今後の進み具合によっては皆さん視察に来てくださいということでお話をさせてもらったということですので、全員協議会で議員の皆様にお話をさせていただいたとおり、事業が始まって、もしどういう結果が出るかも含めた中でご覧になっていただいて、こういうことがどういうふうに活用できるかということも、またご意見をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　分かりました。

今回のオファーは、私、何回も申し上げますが、非常にいいオファーを受けたと思っております。ですから、今回１市３町の中核である下田は関係なしに南伊豆に来たということ、これは全員協でもそういう意見がありましたね。せっかくここまで来ているんだから、それは広域連携を一つ崩壊させる材料になりはしないだろうかと危惧する意見もありました。逆にそれを推奨する意見もあったりして、私はぜひともそれを成功裏に結びつけてもらいたい。そして、町長が陣頭指揮を執って、その前段である分別をもう住民に対する役割、住民の役割ですから、そういうことを新たに取り組んでいただきたいなと、それを思っておりますが、その感覚はありませんか。どうですか、分別に対する。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

なかなか分別は町民皆様にお願いするのも大変厳しいと思いますけれども、これはやっていかなくてはいけないことですので、少しでも分別が100％に近くできるような、そんな広報活動もしたり、住民の方にお願いをしていかなくてはいけないのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

これで。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　分かっています。

以上で質問は終わりますが、まだ言い足りない部分は決算委員会で、別な案件、教育委員会の案件もありますので、それは決算委員会でやらせていただきます。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（谷　　正君）　これで漆田議員の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時４３分

再開　午前１０時５５分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◇　加　畑　　毅　君

○議長（谷　　正君）　４番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　４番議員の加畑です。よろしくお願いします。マスクを外させていただきます。

今回の質問は２つあります。

まず初めに、下田地区消防組合議会定例会へ提出された決議書、これに関する質問です。それから、もう一つが森林環境譲与税の譲与基準の見直しという内容で質問をさせていただきます。

まず、最初の質問です。

８月23日開催の下田地区消防組合議会で提出された決議書の内容は、現在休止状態にある駿東伊豆地区消防組合及び下田地区消防組合の統合に関する協議を一日も早く再開するための目的で提出されたものです。これにつきまして当局の受け取り方を伺いたいということで質問をするんですけれども、まず資料としてお配りしました決議書の内容、これ見てください。８月23日提出で議員全員が賛成者という形で提出しております。

まず、内容確認のために朗読させていただきます。

駿東伊豆地区消防救急広域化の協議再開を求める決議。

平成24年３月に５市７町（沼津市・清水町・伊東市・伊豆の国市・伊豆市・函南町・東伊豆町・下田市・河津町・南伊豆町・西伊豆町・松崎町）で設立された駿東伊豆地区消防救急広域化協議会は、その前段階としての下田西伊豆地区の統合後、現実的な協議が進んでいない状況にある。

下田西伊豆地区の統合は、小規模市町の広域化協議体制の整備を行った上で、最終的に駿東伊豆消防組合に合流することを前提に了承されたものであり、平成25年４月に新体制で業務を開始した。

下田地区消防組合は先行広域化をするに当たり、駿東伊豆地区消防救急広域化協議会から要望されていた覚書をそれぞれの首長間で締結している。この覚書は、下田西伊豆地区が将来駿東伊豆消防組合に統合することの証しとするため、駿東側市町の要望を受けて提出したもので、平成33年（令和３年）に予定されている駿東伊豆消防組合の消防指令施設の更新に合わせて、５市７町の統合に関する協議を行うことを約定したものである。

平成30年７月には、下田地区消防組合管理者、当時の福井下田市長、大村消防長、渡辺参与ほかで、駿東伊豆消防組合管理者（頼重沼津市長）を訪問し、駿東伊豆消防組合に対して覚書の再確認と駿東下田の広域化協議開始を依頼している。

協議開始の判断をするに当たり、下田地区消防組合、首長全員の協議を行う意思の有無について確認したい旨の連絡が駿東側からあり、平成31年２月６日の当組合運営会議（首長会議）において、全首長に協議の意思があることを確認し、駿東側に伝えた経緯もある。

令和元年６月の駿東参与会において、東京オリンピック・パラリンピック後に下田地区消防組合との本格協議を行うことが決まった旨の通知を受け、覚書に基づく協議を行うことが正式に決定し、本格交渉に至るまでの間は消防本部間で調整会議を設け、円滑な協議を行うための調整を行うこととなった。

このままでは覚書に基づく協議が十分に行われないまま、風化していく危機に面している。関係市町及び議会は、先行広域の実現で一応の充実を見た消防組合の消防組織の現状を楽観することなく、地域の将来を見据え、強い危機感を持って消防広域化に正面から向き合っていかなければならないと考える。

よって、下田地区消防組合議会は管理者に対し、駿東伊豆地区及び下田地区の消防救急広域化の協議に関する覚書に基づく協議を再開されるよう、一日も早く積極的な対策を講ずる

ことを求める。

以上、決議する。

令和４年８月23日、下田地区消防組合管理者、下田市長、松木正一郎様、下田地区消防組合議会という内容で、この内容に全てが詰まっております。

この決議書の内容を読みまして、現在の消防組合の現状をどう感じたかということをまずは町長にお聞きしたいと思います。

これは、本来は一部事務組合ですんで、この中で話を進めてからが本来の筋なんですけれども、重要案件が今滞っている状況にあるということで、町長の意向をまず聞きたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

平成25年４月１日をもって、下田地区消防組合に西伊豆町及び松崎町を加える先行広域化が実現したことで、最終目標とする駿東伊豆地区５市７町での広域化に向けた体制づくりが図られた状況にあると理解をしております。

ただし、駿東伊豆との最終統合に向けては、決議書でも記載のとおり、小規模市町の広域化協議体制の整備を行った上で合流することが前提とされていることから、求められている広域化協議体制の整備、具体的には下田地区消防組合の組織としての基盤強化が最重要課題とされておりますので、統合に必要な基盤整備の詳細な内容を確認した中で、下田地区１市４町での現状把握や財政負担なども含め、統合の可否を総合的に判断する必要があると解します。

何よりも、圏域住民への安全・安心な消防力・救急搬送体制の提供レベルが損なわれる結果になっては本末転倒であると強く感じておりますので、管理者とともに責任ある判断が求められていると認識をしております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今、町長の答弁のとおりです。実際は整備がされてからというところが前提なんで、それがされていないからなかなか協議が再開されないというのが表向きといいますか、現状なんですけれども、実際は、賀茂地区側が駿東側から見るとやはり遠隔地に

あるということ、人口が少ないということ、範囲が広いということで、正直お荷物的な状況になっているんじゃないかなというのは危惧されます。

そもそも沼津を中心にこの広域化というのは発生していくんですけれども、その間、当時この話が出てから首長も何人も変わっていることが各地区でありますし、議会のメンバーもそこそこ変わっております。たまたまといいますか、私は町議になりましてからずっとこの消防議会におりまして、この状況をずっと把握しているつもりです。

今回のこの決議書の提出者になった河津町の宮崎議員は、私が町議になったときに既にもう消防組合の議会にいまして、前段からその内容を知っているわけです。しばらくその間、宮崎議員は消防議会から離れまして、別の一部事務組合にいて10年ぶりに戻ってきたときに、何も状況が進んでいないということを非常に心配されまして、なぜなんだというところがありまして、下田と西伊豆だけが統合したところで安心感というか、これでいいんじゃないかと一段落というところが、これは本来の目的とは違うということで、もう一度協議は再開させなければいけないと思うわけです。これは合併ありき、統合ありきという話じゃなくて、なぜその結果になったかということはしっかりと話をしないと、最終的に住民の皆さんに説明するときに説明がつかないと思うわけです。

この内容は８月８日の首長会議での話題に出たと思います。これ（２）番ですけれども、そのときに各市町の首長の反応というのはどんな状況だったでしょうか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

８月に開催された消防組合運営会議では、駿東伊豆側が求める消防力の水準の基盤強化に対処するため、財政負担をはじめとした統合のメリット・デメリットをしっかりと見極める必要がある。そのためには、まず駿東伊豆との協議を再開した中で、多くの課題等について運営会議の中で検証していくという方向になりました。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　おっしゃるとおりの内容だと思いますけれども、そのメリット・デメリットが、駿東側のメリットとこちらのメリットが異なると思うんですよ。両方にとってというよりも、向こうにとってはこちらと統合することによって負担が生じるということがデ

メリットになるわけであって、こちらとしてみれば、これから人口が減っていく地域であるために広域化したほうがメリットになるというところ、ここを埋めなきゃいけないことですんで、両方が同じ方向に向くのがなかなかしづらい案件だと思うんです。

全員協議会のときに消防長のほうから説明をいただきました、次長も来ていただいて。その中で、やはり現状、今すぐ困っていることはない、しかしながら、将来的には広域化するメリットのほうが大きい、これが今賀茂地区の現状だと思うんですね。

実際、まだ整備が整っていないからということは確かにそのとおりなんで、今すぐ統合に向けて進めるということは厳しいのは分かっています。ただ、担当者の会議の中で言われているのが、時期尚早だからというような形で十分な協議を進められないまま、正直袖にされているような状況と印象を消防議会のほうは受けました。要は協議する内容まで進められないと。なるべく延ばしたい、フェードアウトしたい、風化したい、そんなイメージを受けたわけです。

ですから、ここは消防議会だけじゃなくて、各首長にもこの内容を伝えてほしいということで、消防署のほうから伝えてもらったというのが現状なんですけれども、どうでしょう、町長、今後どのような方向性を考えているかというのを聞きたいんです。というのは、先ほど町長の答弁、最初の答弁にあったように、地域住民にとって不都合がないかどうか、ここが最終的な目標だと思うんです。統合するか、しないかということの目標というのは、最終的には町民の方が危険な目に遭うか遭わないかの話なんで、危険な目に遭わないんであれば、だったら予算を大きく使う必要はないというのは、これは当然の話だと思うんですけれども、しかしながら、統合しないことによって将来的に危険性が高まるというようなことがあれば、ここは頑張るしかない場面じゃないかなと思うんですね、賀茂の各首長さんたちは。その件に対して、当町ではどのように考えていますか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

現状において、駿東伊豆との広域化には、下田地区消防組合の消防力水準のさらなる向上が求められておりますので、これら課題解決には、組織として基盤強化が最優先課題と認識しております。

先ほども申し述べましたが、今後の協議の中で広域化の可否を判断することになりますが、いずれになろうとも、本組合管轄内の住民に提供される安全・安心な消防力・救急搬送体制

の質が損なわれることのないよう、管理者とともに責任ある判断が求められていると考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　全くそのとおりだと思います。

実際に、こちら側といいますか、賀茂側の言い分としましては、お金がかかることがあるんで、負担を駿東側に負わせることになってしまうということがあるとは思うんですけれども、県としてはこの件は推進しているはずですから、県のほうの補助、あるいはそういう形で賀茂側からこういう方法があるよという提案をしていかない限りは、駿東側からこれ進めていくというのは現実的にはないんじゃないかと思うんですよ。その点、１市５町の首長たちとして、方向性というのは今後考えていただきたいなというのもあります。

まずは、これは一部組合でやることなんで、そこから我々もしっかりと議論を進めて方向性を、この方法ならいいという方向を出したいんですけれども、その点、もう一言コメントいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

１市４町の中では、多分議員がおっしゃるように、広域化に向けてということは誰も批判的な方はいないというふうに私は認識しています。ただ、やっぱり受け入れてくれる駿東のほうではあまり歓迎していないのかなというところが実際のところでありまして、今後については当然協議をした中で、どのような形で統合ができるのか、それともできないのかというのは判断をしていくところですけれども、その辺についてはまだ、本来でしたら私も仲よくさせてもらっている沼津の管理者、駿東の管理者の頼重市長のところへ行って話をしたりするといいけれども、それは管理者の下田市長がやるべき仕事なので、私らが出るような状況ではないので、私は私なりに駿東の構成市町である仲のよい首長さんと話をする中では、ちょっとあんまり好意的ではないというような反応でしたので、その辺も含めて、これからちょっと協議を進める中で、どのように進むかというところを注視しながらやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　最終的には地域住民のためという形で、町長会のほうも議会のほうも進めていければと思っていますんで、よろしくお願いします。

それでは、２番目の質問に入ります。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しというテーマです。

このテーマにつきましては何度も質問しているんですけれども、ここで新しい展開がありましたんで、それも踏まえて今回質問にまた上げさせてもらっております。

それでは、まず資料に書いてあります、この創設の背景からもう一度確認したいと思います。

森林環境税、森林環境譲与税の創設背景。

森林の整備は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生につながる。しかし、森林整備を進める際、所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在等が大きな課題となっている。

パリ協定の枠組みの下で日本の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水、浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から人々を守るためには、森林資源の適切な管理を推進することが必要。市町村自ら管理を行う新たな制度を創設し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

森林環境税と森林環境譲与税の関係。

森林環境税は、住民税と併せて年額1,000円を日本の納税義務者である約6,200万人から徴収を行う。住民税と併せて市区町村に納められた後、都道府県を通じて国の交付税及び譲与税配付金特別会計に管理される。この交付税及び譲与税配付金特別会計から、森林環境譲与税が各都道府県や市区町村に配分され、都道府県や市区町村の森林による地球温暖化防止や災害防止のための活動の財源とされると。

それで、森林環境税とはということで概要が書いてあります。

実際、（１）番の質問に入るんですけれども、自民党のプロジェクトチームが見直しを提言ということでこの情報が入ってきましたんで、これを基に説明していきたいんですけれども、実際、前倒しで令和６年から徴収される前に、５年前からもう譲与税が配分されているわけですよね。その中で、どうしてもストックされる部分が多くなってきているんで、官僚側としては、基金にしちゃうんだったら要らないんじゃないですかというような、そんな雰

囲気が漂ってきて、そうじゃないよというところで、もう一回、自民党側がプロジェクトチームで見直しを提言したということが内容です。

その資料をちょっと読ませてもらいます。

森林環境譲与税、自民党プロジェクトチームが見直し提言。

自民党のプロジェクトチームは、森林保全のために使われる森林環境譲与税の取扱いを見直すよう求める提言を取りまとめ、６月３日、総務大臣に申入れを行った。

森林環境譲与税は、2024年度に始まる森林環境税に先立ち、19年度から地方公共団体金融機構の準備金を活用し、国が地方自治体に配分している。配分の基準は森林面積（50％）、林業従事者数（20％）、市町村の人口（30％）となっている。森林環境税は年間1,000円を住民税に上乗せして徴収され、年間約600億円の税収が見込まれる。

現行の森林環境譲与税の配分基準では、人口の多い都市部への配分が多くなることや、森林整備などには使われずに基金に積み立てられているなどの問題が指摘されている。総務省と林野庁の調査によると、20年度に配分された約400億円のうち、２割の市町村が基金に全額を積み立てていた。19年度は38％だった。森林面積が少ない自治体ほど基金への積立てが多い傾向がある。20年度の調査結果では、人工林・私有林が1,000ヘクタール以上の自治体では91％が森林整備などに使われ、基金への積立ては７％だった。一方、1,000ヘクタール未満の自治体では45％と半減し、基金への積立てはその次に多い36％だった。

配分額が最も多いのは横浜市で、19から20年度に受け取った額は計４億4,400万円。この全額を学校校舎の建て替え時に国産木材を使う財源として基金に積み立てている。

提言では、森林が多い自治体への配分強化や、望ましい使い方を整理した「ポジティブリスト」の作成、相談窓口の設置などを求めた。ただ、税の公平性の観点から「都市部の配分がゼロになることはない」とプロジェクトチームの江藤拓会長は説明していると、これが提言です。

この提言内容をまず読んで、これは担当課に聞きたいんですけれども、いかがでしょう。この割合であっても、森林面積が多いところは半分見ますよと言っても、それでもやはりバランスが悪くなるというような状況にあって、これに対してこういう提言を行ったということがありますけれども、うちの町でもそのような傾向を感じていますでしょうか。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

現行の譲与税配分基準においては、人口の多い都市部への配分が多くなる傾向にあること

や、譲与税の使途として、その多くが基金に積み立てられていることなどが問題となっております。

本町においては、森林面積は多いものの、その８割は天然林であることなどから、配分算定には反映されず、また人口面からも配分が極めて少ない現状にあります。このような中で、これら天然林の荒廃により森林の有する公益的機能が発揮できないことなどから、森林整備は喫緊の課題となっております。その財源となる譲与税には大いに期待するところであります。

今般の自民党プロジェクトチームのご提言については、人口配分は避けられないものの、森林面積の多い自治体への配分強化が明記されており、その実現の可能性に大きな期待を寄せているところでございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　１つ、課長に質問です。

天然林と人工林というところで、反映されないというコメントが今あったんですけれども、そうすると、単純に森林面積が多いからといって、それが全部反映されるというわけではないというところですよね。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　おっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　これ、何とかならないですか。ということは、人工林であろうと、天然林であろうと、整備されていないところに対して整備しましょうというのが趣旨だと思うんで、これ、課長に言ってどうにかなることじゃないかもしれませんけれども、そもそもの基準に関しては、おかしいじゃないかという声は上げてもいいんじゃないですか。それか、これ各地方で上がっていないですか、そういう声は。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　そういった声は私のところには届いてございません。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　だとしたら、多分この内容を把握できていないんじゃないかなという、各担当者でそういう話ってないですか。これ単純に面積、決める側としても、森林面積って、それで天然のところは対象にならないよとか言われちゃったら、それじゃ何のためにという話じゃないですか。

実際、これ（２）番目の質問にもかかるんですけれども、大きな崩れとかいうのは目立って分かるんですけれども、そうじゃなくて、山の中の一部が荒廃していくってあるじゃないですか。先日も連絡をちょっと町民の方からもらったんですけれども、山の中の小さな小川が土砂がちょっと崩れて埋まってしまったよと、そこから川から水があふれたよと、いつも流れないところへ水が流れてしまった、そこでちょっと山の部分が崩れた、あるいは畑つくっているところに水が入ってきちゃったということで、実際整備していないと山の表面がずっと乾燥しないというか、吸収する力を失うというか、その形でいろんな弊害が生まれていると思うんです。

そもそも、それを解消しようというために生まれた税金であって、それを皆さんから年額1,000円もらって、6,200万人から徴収を行うという大規模な徴収を行うわけですよね。それを都市部じゃなくて各地方の森林整備に充てられるものだというのを思っていたんで、これは地方にとってはありがたい話だなと思ったんですけれども、やってみたら結局人口が多いところに配分が多くいってしまって、本来と違う形の結果になっているということですよね。

すみません、これ、ごめんなさい、課長に聞いてもあれなんで、申し訳ないです。町長に聞き直します。

今の話、これはやっぱり我々と同じ地域にある自治体は、言ったほうがいいんじゃないですか。と思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

私もこれは常々、これだけ山があって森林がたくさんあるのに、本町では約1,000万円ほど譲与税でいただいていたんですけれども、あんまり行ったことも住んだこともないですけれども、東京の世田谷区は、山はあんまり僕も見たことないですけれども、１億6,000万円ぐらいの譲与税が交付されているということでかなり、どれだけの人工林があるのか、天然

林があるのかは知りませんけれども、やはり人口割ということはすごく大きく、一番もらっているのが横浜市と。横浜市も緑区をはじめ山間部がたくさんありますので、山があって人口があってなので４億円ももらって当然なのかなと思いますけれども、今後はやはりこれはもうちょっと山林の整備ということについて我々ももっと声を上げなくてはいけない、このように感じております。

今回、自民党のプロジェクトチームというお話でしたけれども、地元選出の勝俣代議士が農林水産副大臣になりました。この町の、この伊豆地区を含め、農林水産業というのは大変重要なポジションであると思いますので、また勝俣代議士のところにも足を運んで、このようなことも要望していくことも大事かなと思いますので、また、それは私も率先して自分で歩きますけれども、議会の皆さんも一緒に行っていただけると、やっぱり多く人が行くことによって大きな声が伝わると思いますので、またそのときはご同行願えればと思います。これから周りの首長さんにも声をかけて、そういう協力体制を取っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　そのとおりだと思います。

特にうちの町は伊豆半島最南端にあるわけですから、加えて伊豆半島というのはやっぱり森林の面積が大きいわけじゃないですか。その中で、これが本来の目的と違う形になって、形と違う形の結果になっているというのは、やっぱりこれ異を唱えなければいけないことだと思います。

今回やっと、やっとといいますか、自民党のプロジェクトチームの提言があったんですけれども、これ、実は以前は別の政党の国会議員の先生が国会で質問していたのを見たんですよ。何で自民党やってくれないんだと僕は思っていたんですね。やっと今回提言書を書いてくれて、そうすれば与党側の人間になるわけですから、これはもうしっかりと見直しを行われるということで期待はしているわけです。

今、課長の答弁のほうにありましたけれども、実際のその割合が実態に伴わないというか、本来の目的にそぐわない状況の基準であるわけですから、それは違うということはやはり言っていかなければならないと思います。

今、町長の答弁の中でありました、横浜市が多いということが、日本一で、うちの町は横

浜市ともいろんな関係があるんで、以前、私は一般質問の中で、横浜市の財源を使わせてもらったらどうかとか、杉並区の財源を使わせてもらったらどうかなんて話をしたんですけれども、これは半分人の財布に手突っ込んでみたいなことで言われたこともありましたけれども、それ以前にやっぱりこれは見直すべきですよね。

これ、地方の同じ規模の町とか村とか、絶対同じことを思っているはずなんですよ。なかなかそれを言えない状況にあるのかもしれませんけれども、ここは先端のうちの町から声を上げるべきだと思いますんで、もう一度、一言コメントいただきたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

近隣の市町の首長さんや議員さんと一緒に連携して、こういう声を上げていきたいと思います。まずは県のほうに、賀茂農林事務所をはじめ声を上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

時間早いですけれども、言いたいことは全て言わせてもらいましたんで、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（谷　　正君）　加畑議員の質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩といたします。

休憩　午前１１時２４分

再開　午前１１時３０分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◇　黒　田　利貴男　君

○議長（谷　　正君）　１番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　早速ではございますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

お昼までの時間なので、順番が多少前後するかと思いますが、ご了承ください。

まず、私の質問としては、新型コロナウイルス対策についてと鳥獣被害総合対策について、３番目に、先ほど同僚議員の質問にもありました、消防広域化についてという質問でございます。

まず、質問の１番目、新型コロナウイルス対策についてということで、2019年12月初旬に中国の武漢市で第１例目の感染者が報告されてから、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりました。我が国においては、2020年１月15日に最初の感染者が確認されています。2022年まで感染拡大を繰り返し、今、第７波では感染者数が過去最高を記録するなど、猛威を振るい、医療も逼迫しています。

この間に分かってきたこともあります。ウイルスが変異を繰り返すたびに弱毒化するが、感染力は強くなる、ワクチン接種により免疫抗体が得られ重症化しないなどが挙げられます。他方では、今までのような国が発令する緊急事態宣言などの行動制限は今年の夏から発令されなくなり、次のフェーズに入ったものと、シフトしたと考えます。その大きなものは、陽性者や濃厚接触者の自宅療養や自宅待機が増えてきたのも事実です。また、市町による抗原定性検査キットも配布されることになったと報道等にありました。

以上のようなことから、まず、１番目に次のフェーズに入った新型コロナウイルス対策、２番目に濃厚接触者の自宅待機、陽性者の自宅療養への支援、それと３番目に市町による抗原定性検査キットについて、以上、３つの質問にお答えを願いたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

最近の報道等によれば、新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家有志からは、第７波収束後を見据えた感染者の全数把握の見直しのほか、一般診療所での診察・検査などを可能とする提言などもあり、国は業務が逼迫する医療機関や保健所の負担軽減のため、緊急的な措置として全数把握の見直しのほか、療養期間の短縮等を実施する方向で調整を図ってお

ります。

このようなことから、第７波収束後においては、社会経済活動と感染拡大防止を両立させるため、感染症法の取扱いなどが変更されることも十分考えられますので、今後も正確な情報収集に努め、延滞なく対応してまいりたいと考えております。

確定した情報ではありませんが、国ではオミクロン株に対応したワクチン接種について、９月中に開始することも視野に入れ検討しておりますので、詳細等が判明した段階で、町内医療機関とも連携し、適正なる接種体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

静岡県では、急増する自宅療養者を支援するため、新型コロナ療養者支援センターを設置し、賀茂地区においては８月17日より運用が開始されております。当該センターでは、ＳＮＳ等を活用し、重症化リスクのない方への連絡、食料品等の支援希望の受付、感染者等からの一般的な相談、対応を実施しております。

また、自宅療養者等への食料品等の支援に向けては、静岡県が主体となり実施しておりますが、感染者の急増により配送が遅延する場合もあることから、食料品等が配送されるまでのタイムラグを解消するため、本町においても自宅療養者等への食料品支援を補完的に実施しております。法律に基づく感染症対応が必須とされておりますので、これら支援等は静岡県からの要請に基づくものとされており、本年度での本町における実績では６件となっております。

本町においては、在来医療等の逼迫に対応するため、８月22日より18歳から40歳までの基礎疾患等を有しない者で発熱や喉の痛み等の症状を有する者を対象として、数量限定ではありますが、抗原定性検査キットの無料配布を実施しております。この無料配布については、オンライン申請により受付を行っており、基本的には平日の２時30分までに申請いただいていれば、ヤマト運輸の宅急便により、翌日には検査キットが配送されるものであります。

また、検査結果が陽性の場合には、ご自身で自己検査、療養受付サイトに情報を登録することとなりますが、症状が悪化した場合は医療機関に連絡の上、速やかに受診していただくようお願いするものであります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございました。

まず、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチン接種をめぐって、厚労省が

２回目以上の接種を終えた全ての人を対象に開始する方針を示したと、報道等にもあったわけですけれども、その中でファイザーとモデルナは８月、厚労省に承認を求める申請を行っています。

ワクチンは従来株に由来する成分とオミクロン株の１つ、ＢＡ．１の２種類を組み合わせたもので、日本が導入を決めたのはＢＡ．１対応型と言われているのです。

このオミクロン株に対応したワクチンの接種について、厚労省は対象を２回目までを終えた12歳以上の全ての人とした上で、現在行われている４回目接種の対象となっている高齢者や医療従事者などのうち、まだ接種を受けていない人からオミクロン株に対応したワクチンに切り替えて、早ければ９月半ばにも始めるとしていますという報道があるわけですね。

この中で、まず、今、高齢者のワクチン接種が進んでいるものと思うんですが、これ、９月の半ばから切り替わるといったときに、今までの打っているワクチンを接種すると、例えば今日接種したとして、今まで同様６か月間の猶予期間を空けなければならないのか、どうなのかといったところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷　　正君）　健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君）　お答えいたします。

ワクチンのまず接種間隔につきましては、この間９月２日に開催された分科会の中でも特に示されておりません。多分薬事・食品衛生審議会の中で承認されてから、その接種間隔は示されてくることになると思います。一部報道では５か月という報道が出ていますが、そこら辺についてはまだはっきりしていない状況です。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　いずれにしてもその期間が設置されていないにしても、ある程度の期間は間を空けなければならないと思うんですけれども、続けて打つわけには多分いかないと思うんですね。

その中で、今打っているワクチンの方であると、今流行しているＢＡ．５に対応する力、要は感染した場合の重症化リスクをそこそこ抑えることはできても、今までの型とはＢＡ．５では違うので、あまり効果は６割ぐらいしかないというような報道もあるんですが、そこら辺については役場としてどのように考えていますか。

○議長（谷　　正君）　健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君）　お答えいたします。

政府のほうとしても、まずは待たずに、重症化リスクを下げるために、既存のワクチンでもある程度効果が見込まれるため打ってくださいというようなこととなっております。

今回オミクロン株対応についても当初はＢＡ．１株対応のワクチンということとなっております。また、ＢＡ．４、ＢＡ．５に対応するワクチンは、今後また承認されてからまた入ってくるということになりますので、まずは重症化リスクを、特にご高齢の方は重症化リスクを避けるために、早く既存のやつでも打っていただいて、じきに出るオミクロン株対応についても、期間が来たらまた打っていただきたいというふう思っております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

基礎疾患を持っている人たちの中には、主治医からコロナには感染しないでもらいたい、あなたの場合は幾らワクチンを打っていても今のこのＢＡ．５に対応していないワクチンであると重症化しますよと、だから、感染はしないでくれ、こう言われている人もいるんですよね。そうなると、避けようがないですよね。自らを隔離しておくしかないわけですよ。

できれば、これ、国の方針なんで仕方ないと思うんですけれども、ワクチンを打った場合の間隔期間、これを明確なもの、決まりがないという話なんですけれども、ここのところ、明確な形にすることはできないでしょうか。

○議長（谷　　正君）　健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君）　お答えいたします。

明確化するのはやはり市町村の判断ではかなり難しいのではないかというふう思っております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　分かりました。

予約があっても予約を取り消す場合もあるだろうし、次の接種がいつ始まるかもまだ明確なものはないといったところで、ともかく住民が安心できる体制をつくる。安心というのは、これ、行政側が幾ら考えても、受け取る町民側の感覚なんですね、安心というのは。町民、

個々の感じ方なんですよ。そこのところを全部を把握しろとは言いません。ただ、医者から感染しないようにとか言われている町民もいるということを頭のどこかに置いておいてもらえると、より一層町民がここに住んでいてよかったなと、安心できる環境ができてくるんじゃないのかなというふうに思います。

それと、今、抗原定性検査キットについて、町長から答弁いただいたんですけれども、コロナ禍で、この抗原定性検査キットを配布をすることで、町として町民に、これ、感染対策を訴えようとしているのか、それとも、ほかに何か意図するところがあるのかというところをお聞かせ願えればと思っています。

○議長（谷　　正君）　健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君）　お答えいたします。

今現在行っている抗原定性検査キットの配布は、逼迫する外来医療を緩和させるために、有症者については自宅等で検査をしていただき、フォローアップセンター等に登録していただくという趣旨で行っております。そのため、対象者も有症者、発熱等がある方というふうに限定されております。そういう趣旨でこの抗原検査キットの配布は行っております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございました。

なかなか大変は分野だと思うんですけれども、これからも町民のために尽力していただきたいと思っています。

次の質問いきます。

次の質問は、一般質問通告書の順番ずれますけれども、先ほど同僚議員が質問しました消防広域化についてということで、消防広域化というのを静岡県が主導でまず東、中、西部で３つの消防本部を置くという構想の下、広域化というものがなされてきたわけですけれども、それに先立って、駿東伊豆消防本部と広域化を図るために、まず下田西伊豆消防本部が広域化をして、その上で、消防力を高めた上で駿東伊豆消防本部との広域化へ進めようといった動きの中で来たわけですけれども、消防組織法改正により、平成18年６月に市町村の消防広域化について法制化されました。それが今言った静岡県の３つの消防本部という考えです。

次いで、平成25年４月に下田消防本部は西伊豆消防本部と先行広域化を駿東東伊豆消防本部に合流することを前提として、下田、西伊豆地域の消防本部を広域化させ、業務を開始し

ました。

平成25年８月、下田消防本部と関係市町消防団と消防力強化のために、消防活動に関する協定書及び下田地区消防連絡協議会が設置されました。駿東伊豆消防本部管理者である沼津市長選挙のたびに、広域化協議会への参加が危ぶまれました。駿東、下田の統合を促され、次の管理者は協議確認を断念、その後の管理者は協議開始の判断をするに当たり、下田地区消防組合首長全員の協議を行う意思の有無について確認したい旨の連絡があり、平成31年２月６日、下田消防本部組合運営会議首長会議において、全首長に協議の意思があることを確認、これにより、令和元年６月駿東参与会において、オリ・パラ後、下田消防組合との本格協議を行うことが決まる。

今までのこの流れの中で、今現在の駿東伊豆消防本部との広域化協議について、町長は今どのように考えているかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

先ほどの答弁と重複いたしますが、現状においては、駿東伊豆消防本部との広域化には下田地区消防組合の消防力水準のさらなる向上が求められており、組織としての基盤強化が最優先課題と認識しております。

また、本組合のみならず受入れ先である駿東伊豆、両消防組合を構成する市町の財政面も含めて、広域化を進めるか、現状を維持するのかを本組合構成市町の首長間で情報共有し、適切な判断をすることが重要であると考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

まず、消防団としては、下田地区消防組合、消防本部と消防活動に関する協定書というのを結んでいるんですね。この中で、主にうたっていることというのは、まず職域消防のほうの人員が足らない。それと、この賀茂地区にあっては、水利不備の地域が多いと。そのことによって、生コン、コンクリートミキサー車を使っての水の運搬に関する、それに関する協定も結んでいるわけですよね。

今まで法制化されたのが平成18年、その後に広域化の協議が始まってきた。それに併せて

消防団との連携強化を図ることによって、消防力の強化を図ってきたと。今、さらに消防力の強化をしなければならないのは夜間の勤務体制なんですね。これ、職員が足らなくて、夜間、火災と救急業務、２つが同時に起きた場合は、南伊豆分署、河津分署の場合は、３人体制なんで、留守の消防署という形になってしまいます。救急か火災か、どちらかという話になるんですが、でも、下田消防本部のほうからその他の場合は駆けつけるという段取りになっているわけですね。

職域消防のほうの人員確保、それはもう予算が発生するわけですよね、人件費というものが。そういったところを首長間で、今まで首長会議の中で話出てきたか、出てきていないのかといったところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

首長間でも運営会議等ではこのような話は出ております。ただ、やはり統合に向けてというか、広域化に向けてはなかなか相手があることで、進みが悪いというところが現状です。１市４町の首長の中では見ている方向は取りあえずは一緒であるということをお伝えいたします

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　先日もうちの近所で夜間９時頃救急車が来たんですけれども、そのときに、自分驚いたんですね。南の救急車も出払っている、下田も２台出払っている、救急車を見たら河津の消防署でした。心臓が悪い人なんで、順天堂まで運ばなければならない。全然体制が追いついていない、夜間の救急業務について追いついていない。少しでも住民が安心できる環境をつくるためにも、この口で消防力強化というのは言いやすいんですけれども、消防力強化するためには何が必要か、そこのところの議論を首長会議でもやってもらいたい、そのように思います。

時間ですので、これで午前の質問は終わりにします。

○議長（谷　　正君）　質問の途中でございますが、ここで昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

なお、黒田議員の質問は午後１時から実施いたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開します。

午前中に引き続き、１番議員、黒田利貴男の質問を許可します。

黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　午前中に引き続き一般質問をさせていただきます。

残してあった質問は鳥獣被害総合対策についてということで、害獣対策の基本は、加害動物の個体数や生息密度、分布域、または群れの構造などを適切に管理する個体数の管理と加害動物の生息地を適切整備する、あるいは加害動物の生息地と農地の間に緩衝地帯を設けることによって、農地や集落への出没を減少させて被害を減らす生息地管理、そして、柵や、耕作放棄地の解消、追い払い等の被害防止技術を用いて被害の軽減を図る被害管理を適切に組み合わせつつ、地域ぐるみで面的に行うことが望ましいとされています。

本年は、猿による農作物被害が多くなっています。加納、石井、上小野、下小野、川合野地区での被害の発生が顕著に現れています。これらの集落は同じ山並みの山裾に広がる地域です。山を越え移動し、農作物を荒らしています。

鹿による食害も深刻な状況になっています。ほぼ町内全域に生息数は拡大し、森の構造である亜高木の層、高木の層、低木の層、草木の層を破壊し、亜高木の層と、高木の層だけになっている地域もあります。

初めに述べた個体数管理は狩猟者によって行われています。そのほかの生息地の管理と被害の管理は住民や地主が行うことが大切です。

質問です。

１番目の質問は、生息地の管理と被害の管理はどのように進めるのか。

２番目に、耕作放棄地対策として転換作物への移行の考えはあるか。

以上の質問によろしくお願いします。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

本町においては、個体数を適切に管理するため、狩猟免許保持者による個体捕獲のほか、電気柵等の施設整備補助による被害管理を長年実施してきたところでありますが、捕獲数やこれら補助金の実績は伸びているものの、獣害被害の実態としては歯止めが効かない状況下にあると認識しております。

このような中で、本年度当初予算で講師料等の経費を計上させていただきましたが、地域住民との協働の下、効果的な獣害対策を展開されている静岡県の獣害対策アドバイザーでもある井上雅央氏を講師に招聘し、毛倉野地区において、獣害対策の研修等を実施した中で、本町における実践的かつ効果的な取組となるよう期待するものであります。

なお、各地区から猿の被害が多数寄せられたことから、さきの行政協力委員会でもロケット花火の点火装置の無償配布をご案内したところであり、これら材料は水道事業者から廃棄する水道パイプをご提供しただいたものでありまして、大変好評をいただいております。

いずれにしましても、有害獣対策に絶対的な解決策がないと認識しておりますので、今後も関係団体組織と連携し、被害の軽減に努めてまいります。

引き続き耕作放棄地対策についてお答えいたします。

耕作放棄地は、害獣の温床となることから、所有者には日々除草管理をお願いしているところであります。

耕作放棄地拡大の要因は、多くの生産者の高齢化や後継者不足によるところが大きく、これらを一朝一夕に解決することは極めて困難であると認識しております。

これらの解決策としては、何よりも農地として活用し得る代わりの生産者を探すこと、また、借り受けて耕作される方、法人等を獲得することが最善策と考えており、現在静岡県の所管事務所などからもご指導をいただきながら、農業生産法人等の誘致などにも取り組んでいるところでありまして、一定規模の実績を有する法人との協議なども進めているところであります。

議員からは、転換作物のご指摘でありますが、耕作放棄を解消するためには、まずは生産者の確保が必須であり、耕作放棄が解消し、適切な管理圃場となれば、害獣も生息できないというスキームの構築を目指してまいりたいと考えております。

議員におかれましては、これまでの経験を生かしたご助言などを引き続きいただければと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　今までの鳥獣害対策、どうしても数字の見える捕獲、個体数の管理に頼らざるを得ない。半面、農地を守るほうの被害の管理というところがなかなかできてこなかったと。そういった中で、町を挙げて、町民全員で追い払いという行動をすることによって、野生動物を里に近づけなくする。ただ、その上で、どうしても耕作放棄地のようなやぶがあると、そこを目がけて野生動物が出てきてしまうと。

この耕作放棄地をただ草刈りさせるだけであると、どうしても地主や近隣の住民が労力の無駄だというふうに考えて、なかなか草刈りが進まない。また、その草刈りを役所のほうからやるようにというような指導があっても、なかなかそれが進んでいかない。

そういったのがずっと繰り返されてきたわけですね。今年になって、鹿の生息数の増加、そういったことによって、イノシシや猿、そういったものがやたら里に出てくるようになったんですね。

その原因の１つと考えられるのが亜高木と高木の層だけになってしまった森という問題があるんじゃないのかなと。猿は木の上に寝床は作ります。ただ、移動するときは、地面を移動します。そのために、地面、地表近くに本来あるべき植物がないとなると、木の上に登ることもできなくなって、移動するのにも移動がしづらい、そのことによって、今年に限っては里へ出てきてしまったと。

その原因の１つは鹿の生息数の増加、それと人が自家の森へと手をかけてこなかったという側面が見えてくるわけですね。その中で、やはり一番問題とするべきは耕作放棄地であると。ただ草刈りをしてくれだけだと、なかなかやってくれません。

アメリカなんかですと、トウモロコシを粉にするためのトウモロコシを植える。それであれば、どういう地面でも育つわけですね。小麦の場合は、自分小麦を作ったことあるんですけれども、穂発芽という現象が起きます。これ、植えた状態で梅雨どきに入ってしまうと、その穂から芽が出てしまって、麦芽を壊してしまうと。そのことによっておいしさがなくなると。つまり、粉としてもばらばらの状態になってしまう。それで、小麦は適さないんじゃないかと。

トウモロコシのようなものであれば、この今の地球温暖化によって、亜熱帯化してきたこの伊豆、日本であっても栽培が可能なのではないかということを考えたものですから、何か役場のほうでもそういった転換作物について、何か考えがあるかということをお聞かせ願え

ればと思っています。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

耕作放棄地についてというか、転換作物についての考えですけれども、まず、耕作放棄地というのがやはり南伊豆の水稲作物を作っていたところが水管理ができなくなってしまって、耕作放棄地が増えているんではないかなというふうに自分の認識はあります。

そうした中で、南上のほうなんですけれども、そちらのほうで、今後の農地について、５年、10年先の農地について皆さんで考えてみませんかということで、今、アンケート調査を取りまして、今現在休耕となっている水田、その辺を転換して、畑地転換した中でちょっと考えられないかなということで、勉強会を10月ごろから考えてございます。

それとあと、転換作物でございますけれども、こちらのほうについては、今のところどういったものがいいのか、ちょっと検討した中で、その辺は農協の販路とか、そういったものもございますので、その辺を考慮した中で、検討していきたいというふう考えてございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

転換作物で、そのままの形のまま売るもの、それとも、粉類にして、保存を利くような状態にしておいていくもの。いろんな考え方をしていってもらうと、何かいい答えが出てくるんじゃないのかなというふう思っています。そのときに売るとよりか、災害時に使えるような備蓄品として置いていく、そういった考え方を持ってもらえるといいかと思います。

また、そういったことをやりながら鳥獣被害を減らしていくためには、やはり住民が一体となった追い払いという形、そのためにロケット花火の発射台とか、役場のほうで、さっきも見てきましたけれども、作ったわけですよね。それをうまく活用していく。そのために、今後のスケジュール感的なものはもうできているでしょうか。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

今のところ、先ほども申しましたが、毛倉野地区で一度研修会を開いて、そちらのほうをＤＶＤ化した中で、地域に広めていって、地域が一丸となって、有害鳥獣に立ち向かうとい

うようなものを構築していきたいというふうに考えてございます。

タイムスケジュール的なものは、今のところございません。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　スケジュール感的なものはなくても、予算化は取りあえずしてもらったというところで、少しでも前に向くような形になっていくといいかと思います。

自分も静岡県の鳥獣被害アドバイザー、それと農水省のアドバイザー、両方兼務しているわけですけれども、そういった中でやはり問題になってくるのは集落診断という方法で、いかに地域の住民に理解をしていただくか。そのためには、やはり民間の力というものを大いに活用していく、その必要があると思うもので、どうか今後もよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷　　正君）　黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで13時20分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時１４分

再開　午後　１時２０分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◇　横　嶋　隆　二　君

○議長（谷　　正君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、私は通告に従って、南伊豆の町民と日本共産党を代表して、一般質問を行います。

７月後半から新型コロナ第７波が爆発的に拡大をして、町民生活に大きな影響を与えています。こうした中で、６月定例会のときもまず住民の、この間の定例会、全て第一に住民の生活を守る立場からの意見、提言をしてきましたが、まさに今日も６月定例会から続いて、こうした状態で町民の生活をしっかりバックアップする、この観点での対応を求める質問を行っています。

帝国データバンクが、８月31日に公表したデータによりますと、８月中に値上げをされた品目が2,000品目、年内までには２万品目の値上げが実施がされると、平均で14％を超えるという状態で、円安の効果も、効果というか悪影響もありまして、住民生活、国民生活は非常な圧迫を受けております。６月定例会のときも言いましたが、円安に関しては、異常な金融緩和策、政治的な問題だというふうに言われておりますが、こうした中で、町は、あるいは社協等々を通じて、相談件数、状況について、どのようにまず捉えているか、把握をしているか、この点をご答弁いただけますか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

新型コロナ感染症の影響から日常生活の維持が困難な世帯に対しては、令和２年度から社会福祉協議会が主な窓口となり、個人向けの緊急小口資金、総合支援資金の貸付などを実施しているところであります。

令和２年度から令和３年度までの実績では、緊急小口資金が65件で1,070万円、総合支援資金が50件で2,611万円、相談件数260件となっており、令和４年度では７月末現在でありますが、緊急小口資金が３件で60万円、総合支援資金は４件で80万円となっており、相談件数は24件であります。

現下においては、感染症の拡大やウクライナ侵攻などの社会情勢の変化に加え、円安に起因する原油価格と物価高騰などからも、町民の日常生活はもとより、社会福祉施設など各種事業者の光熱水費などに大きく影響しております。

これらの負担軽減に向けては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した支援事業が必須であることはご案内のとおりでありますので、当該交付金にかかる各種事業経費について、一般会計補正予算（第３号）として計上いたしましたので、ご確認をいただき、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ありがとうございます。

直接、このデータに反映されている相談件数の周りには、その数倍から十倍の、いわゆる自助努力も含めて耐えている住民の皆さんがいると思います。こうした点を想像しながらも、この間町長は、子育て支援策を充実させて積み上げてきておりますけれども、いわゆる給食費の問題とか、全国各地の自治体でも給食費の負担を減らすとか、これは、誰しも平等でという点でいうと、こうしたことも負担の一つとなってくる。まずこの点では、どのように、あるいは前倒しをして考えてもいいんではないかというふうに思いますが、どのように検討されているか、ご答弁いただけますか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

戦争やコロナ禍も含めた大きな社会情勢の変化に加え、原油高と円安に起因する物価高騰、これらに伴う給食材料費等の上昇は認識をしておるところであります。

このような中、本町では小麦粉価格の高騰対策として、価格の比較的安定している米飯を主食とする給食回数を増やすなど、食事の質の低下を招かないメニューの工夫などで、今年度においては、現行の給食費の範囲内で対応できる見込みであります。

ご指摘の給食費無償化に向けては、私の子育て支援政策の中の一部として、その具現化に向けた対応を進めるところでありますが、これまで各種子育て支援策を掲げ、段階的にではありますが、その成果に対しては一定のご理解をいただけるものと自負をしております。

このような中で、無償化に向けては継続的な予算の確保が必要となることから、安定的な財源を確保すること、また、本年６月、こども家庭庁設置法が成立し、国による新たな子ども・子育て支援策の動向なども確認することが必要と考えております。

また、就学援助制度によって給食費の全額補助も適時実施しておりますので、今後も現行制度の活用も含め、適切な支援体制の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この給食費の無償化に関しては、引き続き、様々な観点から検討を

前向きに進めていただきたいと。

３点目の学童保育料の軽減、これは、子供の数によってもこれは軽減策ということをこの間も言って、対応されているようですが、大幅に軽減する、こういうことも考える必要があるのではないかというふうに思いますが、この点についてはいかがですか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

令和４年度において、中学生以下のお子様の保護者を対象とした、子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施いたします。

この調査において、学童保育に関する意見なども聴取することになっておりますので、これらアンケート結果を踏まえつつ、周辺自治体での対応状況など参考としながら、軽減措置等についても子ども・子育て会議に諮り検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　少子化の問題は国家的な問題で、依然政府の動き等々は鈍いというふうに見ております。ジェンダー問題も含めとして、しっかりと国家を将来的に支えていく。こういう点で、子育て支援なり、あるいは子供を生み育てる環境をしっかりと培っていくということは、国を待っていてはどうしようもないんで、末端の自治体でできることは、これはしっかりとやるということをぜひ肝に命じて進めていただきたいと。

この間、夏の甲子園の野球大会、甲子園の高校野球の東北に優勝旗を持ち帰った監督が、青春というのは密が当たり前であるものを、ずっと学業生活の中で、これを密にならない状態を求められてきたと。そういう中で、子供たちが頑張ってきたということを言われましたが、これはどこの町の子供も言われることで、中学、あるいは、高校、そして、その世代にある子供たち、精神的にも経済的にも圧迫された状態にあると。こうした点から、今までの提案に関しては、それを考慮して、親御さんも含めて、全体が窮している中でも、さらにこういういわゆる大事な子育て環境、教育の中で、置かれてきたということを見て、検討していただきたいと。

項目には入っていなかったんですが、児童生徒が関わる団体、あるいは部活等々の町の施設の使用料が重くて、何で議会も許してきたんだろうなんていう声が寄せられています。い

わゆる町の施設使用料、こうした点も、これはぜひ検討して、使用料、利用料の減免を速やかに実行していただきたいと。先ほど話した中学・高校、あるいは小学校卒業するときに、大変な精神的な圧迫を受けながら来て、なおさら経済的な重圧も受けていると。この点、町長の考えをお聞かせいただきたいですが、いかがですか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

かつては、南伊豆分校の野球部、それから、柔道部と、町内施設を無償でお使いいただいたという件もございます。それから、スポーツ少年団等の関係もございますので、今後どのように対応していくかというところは、先日公共料金審議会のほうでこれを協議したということもありますので、その辺のところをまた改めて協議していかなくてはいけないのかなというふうにも考えております。

詳細については、所管する教育委員会のほうから答弁をさせます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君）　お答えいたします。

３月議会において、社会体育施設使用料の徴収条例、料金改定についての一部改正のご審議をいただき、この７月から料金改定をさせていただいております。この条例改正に伴いまして、条例の施行規則も制定させていただきました。この中に、減免に係る条文も含めておりますので、こちらのほうでできる限り対応できる団体につきましては、減免の方向を取らせていただきたいと思います。ただ、それぞれの団体の条件もありますので、また直接教育委員会のほうにご相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　関連で質問しましたけれども、大事なことなんで、ぜひ、告知も含めて、実態を汲んで、声を聞いて対応していただきたいというふうに思います。

次に、やはり新型コロナ禍の経済対策であります。

質問通告の最中からも、あるいはコロナ第７波が進行している最中にも、夏の入込みの状況を観察していましたが、厳しいを通り越して、こんなに来ない状態なのかという。もちろん、来れば来たで大変だというのもあるんですが、もうお客さんが来てもいいんじゃないか

というふうに思っていたところでもそうはならなかったと。事業者にとっても非常に厳しい状態であると思います。

こうした中で、南伊豆町は、県内市町の中でも100％プレミアというのを４回やりましたけれども、ほかにない事例で、地域経済にとって非常に重要で貢献して助かっているわけですけれども、改めてこうした地域経済活性化対策の考えは持っているかという点の質問であります。この点、いかがですか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株ＢＡ．５の強烈な感染力により、第７波として全国的な感染拡大を招き、本町の観光産業に大きな影響を及ぼし、町内経済は厳しい状況にあると認識しております。

また、ウクライナ侵攻など、社会情勢の変化や原油価格、物価高騰など町民の日常生活は一段と厳しさを増し、極めて憂慮される事態であります。

このような状況の下、地域経済と町民の日常生活の活性化に向けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「みなみいず応援プレミアム付商品券」を10月下旬から販売することといたしました。

本事業においては、実効性が極めて高く、一般町民並びに各種事業者からも多数の要望が寄せられているところであります。これらの経費については一般会計補正予算（第３号）として計上いたしましたので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　そうですね。通告出して、予算ができてから確認をしましたけれども、やはり住民の皆さんの間では切望をされているということであります。もうどの業種と言わず、関連する業種冷え込んでいるので、速やかに実施をされると思いますが、同時に、秋以降、この第７波がどういうふうに落ち着きを見せるか分かりませんが、観光誘客のキャンペーン、これは県も含めた下駄を履かせたキャンペーンを実施すると思います。もちろん政府もそうですが、これに合わせて、町の対応に関しては、どのように考えられているか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

秋以降の観光誘客キャンペーンにつきましては、前年度と同様に対応してまいります。

具体的には、10月１日から11月30日まで実施する伊勢海老まつりで、宿泊料金5,000円割引と3,000円の地域クーポン券の発行を1,500泊分用意し、予約受付は９月15日から開始予定であります。

加えて、10月９日にはオーシャンパークを会場に、伊勢海老づくしの特別な日のイベントを開催し、各種ライブショーや、伊勢海老の早むき大食い選手権、伊勢海老抽選会などを予定しており、漁獲高県内トップを誇る南伊豆の伊勢海老をＰＲするとともに、来場された皆様に秋の南伊豆を満喫していただけるよう調整しております。

また、来年２月１日から恒例の「みなみの桜と菜の花まつり」が開催されますが、まつり期間中の宿泊料金5,000円割引と3,000円の地域クーポン券の発行も500泊用意いたしました。

アフターコロナの下、町内経済回復に向けて、町の基幹産業である観光再興の呼び水となるよう、施策を展開してまいります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　非常に重要だと思います。10月１日から11月30日ですね。それと２月１日からの桜まつりですけれども、いわゆる正月の期間等々、その間の期間についての考えはございますか。

○議長（谷　　正君）　商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君）　お答えをいたします。

特に正月という部分では、観光イベントとしては、今、思い当たる節はございませんが、先ほど申し上げたプレミアム商品券の部分、あちらのほうが、正月を挟んで使えるようなことを考えておりますもので、そちらのほうで、町内の経済復興には貢献できるのではないかと、かように思っております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　いずれにしても、2020年から続いてきて、丸３年目で、この第７波

もいつ収束するか分からない、そういう中ですので、機会に対応できるような検討は、地方創生交付金を充てても、てこ入れをするということを考えるべきだというふうに思うんですね。伊勢海老まつりとみなみの桜まつりは、もう分かりましたし、重要だというふうに思います。その間も、取ってやるようなことを、起死回生ではないですけれども、このままだと続けられないという事業者、先に続かないということがあるんで、その点をぜひ検討していただきたいと。

次の質問に移ります。

ごみ減量化と資源化の取組であります。

６月定例会の全員協や、先日の全員協でも、広域ごみ処理の説明がありましたが、この中で、これをもちろんよしとするわけではないんですが、質問の項目では、４市町のごみ処理計画が広域ごみ処理基本計画ということでウェブにも公開されていますが、町の収集ごみの減量化・資源化については、どういうプロセスで、どういう内容で、取組を進めようとしているのか、まず、お答えしていただけますか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

ごみの減量化・資源化に向けては、６月１日開催の全員協議会においてご説明のとおり、ごみ減量化・資源化ロードマップに沿って取り組んでいるところであります。

当該ロードマップの作成に当たり実施いたしました、可燃ごみ組成調査の結果に基づき、紙類・繊維類・プラスチック類・生ごみ・木、竹などの草類・紙おむつに加え、適正排出、減量化に向けたそのほかの取組といった７項目の取組を実施し、広域ごみ処理焼却施設竣工予定前である令和８年度までに、年間の可燃ごみ量を令和元年度実績に比して1,033トン削減し、リサイクル率11.1％の増加を目指してまいります。

また、先般の報道等でもご案内のとおり、本町清掃センター敷地内において、株式会社ＪＥＴの急速土着菌増殖乾燥システムＥＲＳを活用した、一般廃棄物の発酵処理による燃料化実証実験を実施するもので、９月中に稼働を開始し、実施期間を１年間としておりますが、このＥＲＳで生成した燃料の組成解析及び焼却施設での燃焼による化石燃料及び電気使用料の低減効果を測定し、温室効果ガス排出削減効果の検証を行うものであります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　まず、町長答弁していただきましたが、南伊豆町が広域ごみ処理計画の中にある南伊豆町の一般廃棄物処理基本計画、これ公表されている中では、生ごみの減量化、食品ロス削減の推進で、生ごみの水切りの推進や生ごみ処理機やコンポストの導入等々、具体的な記述があります。今、後半に述べられたＪＥＴ、そのプラントは、まさにこうしたものに合致するんではないかというふうに思いますが、首長会議では、実務のそういう細かいことまでは議論はされないとは思うんですが、いわゆるごみの減量化というのは、下田市の記述でもないことはないんですよ、ごみの減量というのは。ただ、具体的にどうするのか。一番は、食品残渣や生ごみですよね、重量といわゆる焼却する場合に燃料がかかるのを。こうしたものに対する言及はありませんが、首長会議では、そういう議論までは、そこまではされておりませんか。ちょっとその確認。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

首長会議では、そこまで細かい分別の話までは出ていません、今のところは、私たちが頂いた資料では、伊豆市ではこのような形で分別をしています。沼津市ではこのような形で分別をしています。それぞれの市町でどういうふうに分別をしていくか検討してくださいというところまでしか、話としては聞いていないです。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　そうすると、実務で議論されているかと思うんですが、担当課長さんのところでは、いわゆる広域ごみ処理計画の中で、それぞれの市町で出している一般廃棄物処理基本計画で、南伊豆町は非常に具体的な形態、先ほど紹介していたのが出ているんですが、下田市も含めて、ごみの減量化の具体的な記述はないんですよね。こうしたことに対して、どういう議論、されていなければされていないで、されているならされている、ご答弁いただけますか。

○議長（谷　　正君）　生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君）　お答えします。

まず、本町の減量化に関しましては、先ほど来からのご説明しているように、ごみの減量

化のロードマップに沿って、令和４年度から令和８年度にかけて、減量化と資源化について、推進していく形になっております。そういった中で、広域の担当者会議、また準備室のほうで、いろんな１市３町の減量化について話をしております。

準備室のほうで、今後予定しているのが、ごみの減量化に対してのワークショップを今後10月に３回開く予定でおります。これは、１市３町で、住民の方に集まっていただいて、ワークショップについて、ごみの減量化について、話し合っていただくという場を設けるつもりでおります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　その住民の皆さんから意見を聞くということはありましたけれども、ごみの減量化に対しての事務方のほうの提案というのはあるんですか。方法論での提案。

○議長（谷　　正君）　生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君）　お答えします。

それぞれの町で、ちょっと分別の形もちょっと違う状態になります。広域になったときに、１市３町がそろえる形を取るという形になるんですけれども、まだ具体的な分別方法とかという形はまだ決まっておりません。

今後、今年施設の整備計画が立てられて、ＰＦＩなどの可能性導入調査も行っております。生活環境調査を経て、実際あの敷地に58トンの焼却炉を建てて、マテリアル施設、資源化施設をそこに建てる形になります。

今、議論しているのは、それぞれの町が資源化する品目について、全部が資源化のする品目について、下田へ持っていくのか。また、各市町でそのまま業者に渡せる、資源化するものもありますので、その辺について、今議論をしているところであります。ですので、今の施設は、ごみを全部持っていく形になっておりますけれども、資源化の品目については、今現在調整中という形になっております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　何で課長さんに聞いたかというと、広域処理で様々環境省とかの指針に基づく計画だということで出されているんですが、具体的なごみの処理の問題、この南

伊豆町のいわゆる生ごみ等々の水分を飛ばすと。今、ごみの分別収集という、ペットボトルや一部の紙、新聞紙とか、ガラス瓶とか資源化になるもの、これは一定程度、数の差はあるんですが、分別の数の差はあるけれども、分別はしていると。一般廃棄物、可燃物の中で問題なのは、そこに分別しきれないというか、食品包装に使っているプラ類、それと、生ごみじゃないですか。重量が大きい。こうしたものが、いわゆる焼却方式をやっていた限りでは、燃料を多く食う、この南伊豆町のデータで、先ほど町長が削減すべき内容を言っていましたけれども、生活系ごみの可燃ごみが令和２年度で2,123トン、事業系の可燃ごみが856トン、年間で、合わせて2,979トン。１日当たりにすると８トンですよ。稼働日を別にすれば。これらが水分を含んだものがあって、これをどれだけ水分量も乾燥したものにできるかということが一つの課題でありますよね、減量化という点で言えば。大方分別をされていて。

２年前の１月30日に、三豊市のトンネルコンポスト方式を見たときに、これが、いわゆる容器包装に使っているプラスチックと普通の生ごみ類を、コンポスト方式、微生物処理ですよね。それをやって大幅に減量して、紙とプラスチック、包装容器だけで、あったものを、これを燃料にするということではあったんですが、それで、いわゆるごみ処理の革新的な問題だなという概念が出来上がったわけですよ。

今聞いた中で、首長会議の中でもそうだし、担当者会議の中でもいわゆる一番ごみの量、旅館ホテルも多く、生ごみの排出量が多い下田市、総排出量でいうと、令和２年度で9,000トンですよ。こうしたところが、当時の三豊を見に行ったときの市長は福井さんでしたけれども、テレビのニュースで、いわゆる三豊のトンネルコンポスト方式を偶然見て飛びついたということで、僕はその発想や着眼はすばらしいというふうに思ったんですが、それから、２年もして、ごみの減量化のこうした方式、取組に関して、いわゆる発展性や提案が具体的にないというのは、お粗末。この場面も下田に流れるでしょうけれども、お粗末ですよ。なぜかというと、今年の当初の議会で、積水化学のバイオリファイナリーエタノール技術、ごみからエタノールをつくる実証施設のことを議会で出しました。これが、この４月から稼働して、これは岩手県久慈市で実証をやっているんですが、これは、生ごみ、廃プラも含めたものを、いわゆる包装用のプラスチックですね、そうしたものを全部これをガス化有用化した後、エタノール化するんですよ。これは去年までの段階で、４年、ミニプラントで実証して、その10分の１スケール、少しスケールを大きくしたものを久慈市につくって、１日20トンで実証をやっているわけですが、2025年からは、これを事業化して、全国に展開をしたいというところまで、エタノールをつくる、堆肥化したり、生ごみが堆肥化されて、残った紙、

プラは残るんじゃなくて、それも含めてエタノールになっちゃうという、そういう技術が確立されている。ネットを調べれば出てくるわけですよ。

こうした観点をこれから、事業、減量化だ、何だ、分別だと、口先では言っていても、いわゆる行政の取組が科学に基づいたもので裏打ちされていなかったら、時代遅れのものを、58トンの炉を、30年も使うものを、莫大な予算を使って建設をするのかと。でも、実際に福井県の鯖江とか、四国でも、焼却炉メーカーに取りつかれた事業で、べらぼうな事業が、このコロナ禍、経済疲弊化された中でやっているという点では、見直しなり、新たな観点を入れていくことは必要ではないかと。

それで、町長に質問ですけれども、担当者のところで、それは、首長会議がそうなっていなければしようがないんで、いわゆるＪＥＴがやっているＥＲＳ、急速土着菌増殖乾燥システム、これはこれで、やはり三豊のような方式だけれども、日に500トンや1,000トンでも、一般ごみ、糞尿などの処理をすることができると。これ調べたら、やはり、畜産地帯の北海道や、あるいは岩手県などで、畜産した副産物、糞尿の始末に困っていると。こうしたところで、事務所はこれ全農にあるんですね、会社が、全農会館にあって、こうしたところで、いわゆる糞尿一般のものと処理をする、これを一般の廃プラ、廃プラも製造段階で減ってくれば、もう大体それに一緒に投入するものも減ってくるわけですけれども、そうしたことを想像したときに、このＥＲＳのＪＥＴのプラントでできたものだけでも、ごみの水分量、総重量でいうと、半分以下になるんじゃないですか。町長、そこら辺は聞いていますか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

確実にどのくらいというのは、これから、実証実験の中で分かってくることかと思いますけれども、予測では半分ほどになるというふうに聞いています。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　これは画期的だと思うんですよ。僕は、いわゆる広域ごみ処理の事務レベルの担当が、担当者会議が、住民の皆さんからのオファーというけれども、どういうオファーがあるか知らないですけれども、意見が、こういう乾燥した、それぞれの家庭で乾燥なんていうのは難しいですよ。お年寄りも多い地域で。これを出したものをそのままやっ

て、これが積水化学のようにすぐさまエタノールになるのは別にしても、いわゆる乾燥重量で、それで、一定の分解されないものだけ残ったら、これをすぐさま燃料にしなくても、仮に半島の出口辺りで、積水化学のプラントを造る自治体が現れれば、そこで、エタノール、エタノールからまたプラスチック類を再生することができるわけですよ。今、そこまで来ている段階で、そのまま集めた生ごみを、ただ分別しただけの物理的に分別したままで、いわゆる科学の進歩にもよらない58トンの炉をべらぼうな税金を使ってやっている。そういうものを並行してやることは、不誠実だと思うんですよ。一番生ごみを多く排出する下田市こそ、こうしたことを考えるべきだという逆提案を、ぜひ町長からしていただきたいと。議会からきつく言われたといっても、これは間違いではない。もう全国でこういう技術が、しかも、ごみの焼却プラント等々が、いわゆる経産省のさじ加減なり、こうしたところに、いわゆるコンサルタント業務含めたところが外郭としていて、既得の権益をもってやっているとしたら、これは科学、地球温暖化に対して不誠実。今、つい８月末、９月になってからのニュースでも、発展途上の国であるパキスタン、CO_2の排出なんていうのがほとんどないところで、国土の３分の１がヒマラヤの氷河の溶解によって、国土が埋まる。こういう深刻な事態に陥っていて、いわゆる乾燥もさせない生ごみを重油をかけて燃すような、数十年前の時代遅れの技術でごみ処理をやるようなことは、もう見直すというか、捨て去るべきだと。一番ごみを出している旅館、ホテルが多いところ、多い自治体こそ、こうしたものを正面から取り入れて検討すべきだということを、ぜひ進言していただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

まずはありがとうございます。今、町で進めている実証実験をそこまで高く評価していただいて、本当にありがとうございます。

午前中にも答弁したように、実証実験ですので、どの程度の成果が出るかというのは、我々もそうですし、これを実験を今しているＪＥＴさんでも、どういう成果がでるかというのは、まだ不透明ですので、これから、事業が進んで、どういう成果が出るかというところで、また首長会議等、また当然担当者会議でも、どういうふうに導入できるかというところをこれから考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。ある意味、海の海況が悪くなってきている、そういう温暖化のこともあって、そっちはそっちで、また別

の形でいろいろ調査したり、視察に行ったりしているわけでございます。全体として統一して、CO_2削減、それから、ＳＤＧｓの下、やっぱり地域として何ができるかということ、相対的に考えていかなくてはいけないと思いますので、その辺がうまく結びつけられればいいかなと思いますので、これからも、継続して成果を見守りたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　担当課長さんのところ、いろいろ発言の語気が強くなっていますけれども、決して責任問題とか、そういう問題で担当者の方に言及しているわけではないんです。やはりこれは政治の責任だというふうに思いますので、いろいろな材料は、担当者会議等々で全て出せないかもしれないけれども、材料としては、やはり備えていただきたいなというふうに思います。調べれば調べるほど、そういう今の地球環境問題に取り組んでいる企業、ベンチャーも含めてあって、そうしたものをどんな些細なことであっても、行政の一端に取り入れる。大きいかじ取りというのは、首長、あるいは首長会議になるかというふうに思うんですが、この問題が非常に多いというふうに思うんで、ここからも、この議会だけじゃなくて、近隣にも発したいなということで、語気が強くなってはいるんですが、ぜひ科学の進歩に背かないで、それを可能な限り取り入れた対応をすべきだというふうに思って、責任を追及する意味で語気を強く言っているわけではないんで、誤解をしないで、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後の質問は、台風、大雨等々雨災害への備えであります。

これは、この前、数年前岡部町長になってからも、すぐ質問して、青野川の浚渫がかなり進んで、これほどまで、これが浄水場の上流ですね、あそこだけでも、べらぼうな、あれを丘に出すとダンプが100台以上になるわけですから、そういうものがあるんだと。水防・治水の点では、かつての昭和50年代前半の七夕災害、先輩の皆さん方は、苦渋の思いでそこを切り抜けてきたわけであって、また、こうした中で、この場所にもそういう生活を乗り越えて来られた方がおるわけですが、これで、青野川の河川改修がありましたけれども、依然、やはりこれは日常的に気を留めていかなければならないところで、浄水場の上流はもちろんのこと、二条川の出合いも一時浚渫してもらいましたけれども、先日８月のお盆前後の７月から見ましたら、また二条川の出合いの辺りは土砂堆積して、木まで結構育って、結構上流のほうも灌木が育っているような、肥沃な土が流れてきて、笑いごとじゃないんですけれど

も、灌木が育っちゃっているんで、これは、やはり県の出番を、県の方も見るかもしれませんけれども、ぜひ県に早速要望して、これを撤去、これは継続的にやらなければいけないことで、どんな対策よりも事後の家屋の浸水対策をするよりも、ここをやっていくことが南伊豆町の場合重要じゃないかなというふうに思います。この点でご答弁をいただければ。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

毎年、静岡県が所管する２級河川においては、出水期の河川状況を把握するため、５月下旬から６月上旬にかけて河川パトロールを実施しており、河川の危険防止や河川管理に必要となる情報収集に努めております。

灌木等については、本町職員による道路パトロールのほか、地域の方々、区長さんからの情報提供をもって、迅速な伐採など、所管する下田土木事務所に要請しているところであります。

引き続き、下田土木事務所との連携を密にしながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ、指摘したところが、見れば分かるところで認識もされているかと思いますが、こうしたところの対応をぜひ進めていただきたいと。

これに関して、町内の主な排水路、側溝です。小河川です。それとか、側溝、こうしたところで、大規模ではありませんけれども、いわゆる暗渠になってところどころに県道沿いで吸水、グレーチングがあるところで、中が詰まっているのであろう、越水しているところがあります。こうしたところに関しては、やはり点検は県がやるんですか。町がやるんでしょうかね。これは、現場の担当の方のほうが詳しいでしょうか。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

国、県道に関しましては、県のほうの所管となります。国、県道の排水路ということになれば、下田土木事務所が所管になりまして、あと、排水路関係、こちらのほうにつきましては、役場のほうの、小河川、普通河川については、役場のほうの管理となります。そちらにつきましては、道路パトロールですとか、そういうものをやってございますので、その形で

確認はしております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　その８月の盆前後に降った雨のときに見て、また、もちろん小規模な線状降水帯で、通常、結構水が出る下賀茂の九条前は何ともなかったけれども、湊のガソリンスタンドから飲食店の間で水がたまると、これは、県道脇の暗渠、側溝の中を通流をよくしたほうがいいんじゃないかというふうに思われるのと、両側にボックスカルバートで結構な水を集めるところはあるんですけれども、いわゆる片方はそこに水流れるんだけれども、片方は山から明らかに出る流路は分かるんだが、そっちに流れないで別なほう、道路のほうに流れるので、これ後で箇所を示したいと思いますけれども、これをカルバートのほうに入るようにすれば、一定、道路に流れなくても済むんじゃないかと。

細かいことをこういう場所で言うのというのもあれですけれども、これは一つの例でもって、100％全部やるというのは、それはもう大変なことだと思っているんだけれども、箇所箇所で、幹線道路上でそういうところは把握をして対応したほうがいいというふうに思うので、また図面で示したり、現場でも案内したいと思うんですが、そういう暗渠の中の詰まり具合、こうしたものを上の流れというの、落ち葉や浮遊物を取っただけではならない、こうしたところもぜひ目を届かせていただきたいと。

あわせて、こうした降雨災害の問題では、隣町の雲見で大変な被害がありましたけれども、似たような状況はかつて91年に、私がこの議会に出て最初の一般質問の議会の始まる前に、下田の落合が崩壊したときですけれども、南伊豆町の二條あるいは一條であったんですけれども、倒木が川を塞いで水が住宅へ乗るとか、こうした点での対策や予見、松崎町でもそうですが、こうした対応に関してはどのように、いわゆる小河川の周りの樹木、これの状態の把握、今、東京電力管内も大雨、台風で倒木で停電が度重なることがあって、こうした対応を進めているんですけれども、なかなか間に合わない状態ですが、やはり雲見の災害も大雨で土砂崩れとともに山が崩れて木が流路を塞ぐと、それでああいう災害になったということが話されましたけれども、直接、先日聞いてきたんですけれども、どうでしょうか、対応。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

今現在、南伊豆町において山崩れの対策としまして砂防事業というのがございます。砂防

事業につきましては県のほうが施工となりまして、こちらのほう、南伊豆町で今現在２か所ほど施工してございます。１つ目が、青市地区の志んど川というオリオネさんがあったところ、あそこの沢、勝田室長の上の沢ですけれども、そちらのほうの沢と、あと、湊の砂防、それとあと、下賀茂の小島ふとん店の前の沢からやはり水が出てくる箇所がございますので、そちらのほうについては、実施に向けての事前調査をやっているということを聞いてございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　先ほど話出た下賀茂の九条地区の上なんかは、これは対象には入っていないですか。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

九条の山につきましては、ちょっと平成17年かその頃に治山事業を施工してございます。そのために急傾斜ですとかそういった事業はできませんが、こちらのほうについては現地に私どものほうで調査しまして、山のほうが非常に荒れていて、もう表土が全然なくなっちゃって、表土がもう剝がれちゃって、もう雨が降ればそのまま流れてくるというような状況なものですから、こちらのほうにつきましては治山の補助事業というのがございまして、そちらのほうでできるような申請を現在しています。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ありがとうございます。

いずれにしても住民の生命、財産を守るという点では、ささいなことでも確認をしながら進めていく必要があると思いますので、倒木、山の手入れ等々も含めた対応も含めて、求めていきたいと思います。

これで私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（谷　　正君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで14時30分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時１７分

再開　午後　２時３０分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◇　宮　田　和　彦　君

○議長（谷　　正君）　２番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　マスクを外させていただきます。

通告書に従いまして質問させていただきます。

同僚議員と重複するような質問内容がありましても、答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、空き家対策と空き家特措法についてということについて質問させていただきます。

全国各地で空き家問題が大変深刻化しております。４年前の住宅・土地統計調査によりますと、日本の総住宅数6,240万7,000戸のうち、空き家は848万9,000戸、総住宅数に占める割合は13.6％と過去最高になっております。

町を見ますと、人口は昭和30年を100とすれば半分以下、人口が減少すれば、おのずと空き家が増えてまいります。空き家の実態調査により地域の空き家を把握することによって、周辺の生活環境及び悪影響を未然防止することができるのではないでしょうか。今までの空き家対策の成果等と、空き家バンク等含めた反省点をお聞きしたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

お答えいたします。

平成29年度に地域整備課が主管課となり各区長に調査依頼をし、全体把握を実施いたしましたが、その後詳細な調査は実施しておりません。

調査方法については、地域住民の皆様に対象家屋が使用されているか否かの聞き取りを行い、住宅地図に明示していただきました。この調査により223戸の空き家が確認されており、当該物件の居住の可否に係る再調査を経て、184戸の空き家が確認されたところであります。

人口減少に起因する空き家の増加については、防犯、防災、景観等に悪影響を及ぼす地域課題として捉えております。

本町では、空き家の利活用を推進するための一つの手法として、平成23年度から南伊豆町空き家バンク設置要綱に基づき、町民と都市住民の交流及び定住促進による地域の活性化を目的とする空き家バンクを設置し、運用を開始いたしました。

同制度の運用開始から４年間の登録件数は８件で、年平均２件の登録数でありましたが、平成27年度に、増加する空き家の有効活用と移住定住促進を目的とした空き家バンクリフォーム等補助金の運用を開始すると、同件数は年平均18件となり、直近３か年平均では28件に増加しております。

また、同補助金を活用しリフォームされた物件については、約９割が成約に結びついており、増加する空き家の利活用に一定の効果を発揮しているものと考えております。

今後の空き家対策につきましては、有効性が確認されている同補助金の継続に加え、モデル地区を設定した地域ぐるみの空き家利活用の取組を推進し、地元住民、移住者、関係人口等の連携による集落機能の維持につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　要するに、件数等々はこれは減っているんですか、増えているんですか、空き家の。184件でしたか、空き家ありましたよね。ということですけれども、それ以降、増えているのか、減っているのか。もし分かったら。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

今現在、先ほども申しましたけれども、詳細な調査はしてございませんので、増えているとも減っているとも、ちょっと回答がしづらいということでございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　今の町長の今後の人口減少を見据えた空き家対策の展開方針ということでお聞きしたんですけれども、私がいろいろ調べさせてもらったんですけれども、日本では、この地域ではないんですけれども、日本では新築住宅を好む傾向がありまして、中古住宅市場があまり活性化していないよと。欧米では住宅流通のシェア、これが７割以上がこの中古住宅ということです。非常に大きな市場が出ているんですけれども、活用されていない空き家の確認を行政と民間が協力して行うことで、中古住宅を新たに市場に出すことが可能ではないかと思うんですよ。

今後、空き家の情報を提供するだけではなく、移住希望者の立場や状況を考えた空き家情報を提供し、さらに、空き家所有者が空き家について気軽に相談に来てくれるような環境をつくり出せる人たちの存在と行政と民間との共同連携が、空き家の解消を成功させる大きな要因の一つになるのではないかと思うんですよ。

空き家関連のこの相談というのは、繁茂やごみ等に関わる近隣からの苦情、相続に関する相談、農地付空き家に関する相談、隣地との境界に関する相談、改修や再建築に関する相談、多岐にわたります。空き家となって年数が経過している空き家、権利関係等が整理されていない空き家が多く、すぐに利活用可能な空き家の売買に関わる相談は少数と考えられます。相談者は、自治体や各専門家団体の空き家関連の窓口を自ら探し、問題ごとに個別に相談しているのが現状ではないでしょうか。これが空き家相談の敷居を高くしている要因の一つとなっていると思います。

一元的な相談窓口を設置することで、プラットフォームなんですけれども、相談先が明確となることから、相談件数の増加を見込むことができます。所有者が遠隔地に移住している場合や施設等に入所している場合等は、そもそも自治体や専門家への相談がされないケースが多い。また、自治体に相談、苦情が寄せられる案件を見ますと、相談窓口へ相談する段階で、既に空き家になり数年が経過している物件が多いと。

町では高齢化が進行しております。空き家予備軍とも言える高齢者の独り暮らしが増加傾向にあります。独り暮らしだった高齢者が亡くなった後、長い時間が経過すると、所有者の存在が不明となる空き家も増加する。空き家の期間が長期化し、かつ管理不全であると、家の老朽化が進み、再利用が困難となり、除却せざるを得なくなります。水面下で老朽化が進行する空き家は、今後増加する可能性が非常に高い。空き家をリフォームして再利用するためには、できるだけ早期に、かつ積極的に空き家情報を収集する必要があると思います。

一方で、自治体の空き家対策担当者は、ほかの業務も兼任している場合がほとんどではな

いでしょうか。能動的に情報を収集するにはマンパワー的に困難であると思います。能動的な情報収集活動は民間が担い、自治体は活動の支援をすることが役割分担として適切ではないでしょうか。

一元的相談窓口には、連携協定団体との連絡窓口のほかに、先ほどおっしゃっていた地域に密着し早期に対応できる仕組みが重要ではないかと思います。要するに、民間との協力体制、これは今後どのように考えているのでしょうか。

○議長（谷　　正君）　地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、不動産価値があるうちに次の必要な方に引き渡すと、これが空き家対策においては非常に重要な課題であるというふうに認識しております。

そんな中、今年度からモデル地区を設定いたしまして、地域ぐるみで空き家対策に取り組んでいこうというふうに考えておりまして、これまでの行政からの空き家所有者へのアプローチだけでなく、空き家問題を自分たちの地域の課題として捉えている住民の方々に、空き家を減らす取組に様々な形でご協力いただいた中で、自分ごとの取組とすることによって、単なる空き家対策のみならず、新たな地域づくりを行っていく施策の展開を考えておるところです。

これによりまして、再生される空き家が増え、そこに人が住み、そこを訪れる人が増える。これによりまして、将来の集落機能の維持につながるという仕組みづくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

あと、一元的な窓口へのマンパワー不足ということがございましたが、この辺りについても空き家問題等々を専門に扱う地域おこし協力隊の採用を今年度検討しております。これから募集をかけて採用をしてまいりまして、来年度以降、そういった取組に専門な人間を充てて当たっていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　一元的な窓口ということで協力隊ですけれども、連携協力団体とかそういうことについて絵は描いているんでしょうか。

例えば、宅建業者とか弁護士、司法書士、銀行とか、そういうプラットフォームですよね、一元化として。そういうことは考えていらっしゃいますか。

○議長（谷　　正君）　地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君）　お答えいたします。

その辺りについても、その協力隊を中心といたしまして、先ほど議員からありましたように、金融機関ですとか不動産会社の方々を交えた中で空き家対策に取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　分かりました。ありがとうございます。

次にまいりたいと思います。２番です。

空き家等対策計画書ということで質問させていただきます。

空き家等対策の推進に関する特別措置法は、空き家を適切に管理する目的で、2015年、平成27年５月に施行された法律です。使われていない空き家を管理せずに放置していると、老朽化が進み、火災の原因となったり、地震による倒壊や、台風等の強風により屋根や外壁等が飛散して近隣に被害をもたらすなど、様々な悪影響をもたらす危険があります。

こうした空き家による被害を懸念した政府は、より立ち入った指導をするためにこの法律を制定いたしました。この法律が施行されたことにより、危険な空き家の実態調査、所有者への空き家への適切な管理指導、跡地の活用促進、適切に管理されていない空き家を特定空家に指定することができます。また、特定空家に対する助言、指導、勧告、命令、特定空家に対する行政代執行が可能となりました。

つまり、年間を通して人の出入りがなく、水道やガス、電気などを含めて、その建物が使用されていないということをもって空き家と判断される。空き家と判断される家の中でも、倒壊のおそれがある、衛生上有害である、著しく景観を損なっているなどの問題がある建物は特定空家に指定されます。特定空家に指定されると、この法律に基づいて、市区町村長の命令及び状況によっては罰金が科せられることになります。また、行政代執行が行われる場合もあるということです。

この法律の制定されたこの背景と目的です。必ず法律にはこの背景があります。

空き家に関する日本の現状と空き家数が年々増加しており、2019年４月に発表されたデータによれば、864万件もの空き家が全国に存在していると。さらに、2033年には全国の空き家数が2,000万件を上回るという予測もあります。

こうした状況を受け、各地方自治体が空き家に対して合法的に対応できるように、この法律が施行されたということです。

空き家を適切に管理せず放置していると、近隣に様々な悪影響をもたらす可能性があります。リスクとして、倒壊による被害、屋根や外壁が剝がれ飛散することによる被害、門や壁が老朽化し、脱落や倒壊する被害、浄化槽の破損や汚水の流出による衛生上の被害、ごみの放置や不法投棄による被害、景観に悪影響を与えます。また、不法侵入の危険もあります。このようなリスクは複合的に発生いたします。放置されればされるほど、長ければ長いほど危険度は増していきます。古い空き家ほど早期な対策が必要とされています。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の中で、この区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、対策計画を定めることができるとされていますが、町では、空き家等対策計画策定の考えはありますでしょうか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

平成26年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたことから、地方自治体では、管轄区域内において空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策計画を定めることができるものとされております。

少子高齢化が顕著な過疎地域など多くの小規模自治体においては、倒壊寸前の空き家対策などが大きな社会問題とされており、本町でも喫緊の課題と認識しております。

このため、令和７年度末までに計画を策定するよう、所管課を含め町内協議を進めております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　今、７年度末まで策定するということでお答えをいただきました。できるだけ早めにしていただければ、この間、どこでしたか、子浦でしたか。そういう倒壊する家もあります。現時点でもあります。できればもう早め早めで事業を進めていただきたいと思います。

次にまいります。

空き家等対策協議会の設立の提案ということで、（３）です。

空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、協議会を組織することができるとあります。設立の考えはありますでしょうか。また、協議会のメンバーですけれども、どういうような方々を選任する考えでしょうか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

現時点で空き家関連の条例も未整備でありますので、あくまでも私見でありますが、建築物またはこれに附属する工作物であって、常態化した空き家や、倒壊などで保安上著しく危険、衛生上有害、著しく景観を損なっている状態のほか、周辺の生活環境の保全のため放置することが不適切な状態にある特定空家などの認定においては、広く意見を求めたいことからも、ご指摘の協議会設置は必要ではないかと考えております。

具体的には、地域住民の代表者、法律、不動産、建築、福祉分野に精通した方々に加え、教育・文化に関する学識経験者なども構成員に考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　この中に議員とかは考えておられませんでしょうか。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

確か議会のほうからそういった委員会のほうには入らないというような申出があったと思いますので、そちらのほうは考えてございません。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　それでは、次の道路冠水対策と町の対応ということでお聞きしたいと思います。

雨水のほとんどが排水溝から流入しますけれども、短時間に極端に大量の雨が降り、その処理能力の限界を超えてしまうと、道路を洪水のように覆い尽くしてしまいます。

道路が冠水する根本的要因は複合的に起こると考えられます。特に、先ほど同僚議員が側

溝清掃等、掃除等をということで質問されましたが、これを怠りますとトラブルが発生すると。通水もそうです。また後で説明しますけれども、生活環境が悪化するだけではなく、災害時の被害を大きくする原因ともなります。

具体的にどんなトラブルというものがあるかというと、側溝にはごみや汚泥がたまりやすく、特に、湿気が多かったり、暑かったりする時期は雑菌が繁殖して悪臭が発生することがあると。悪臭は近隣トラブルの原因となるので、早めの対処が必要ではないかと思います。また、汚泥やごみがたまった場所は、様々な害虫の発生源ともなります。具体的には、セアカゴケグモ、ムカデ、蚊のような虫が発生する可能性がある。その側溝の蓋の裏にいることが多いというんです。毒を持ち、かまれると針で刺されたような痛みがあります。私も経験がありますけれども、場合によっては、この毒の成分が原因でアナフィラキシーショック、これが起こり、嘔吐や発熱、呼吸困難に陥ることもあると。特に子供や高齢者は重症化するリスクもあります。

国、県、町、その道路、排水ます、側溝の点検、清掃等はされているのか、また、点検、清掃等をする頻度はどのようになっているのか、お答えください。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

国県道については、管理者である下田土木事務所が点検しており、道路パトロールとして月３、４回程度、委託業者が月１回以上で巡回し、目視で確認するほか、清掃等については、地域住民からの要望によるもののほか、パトロール時に異常などが確認された箇所を中心に実施しております。

また、雨水量と側溝排水能力については、通常雨の水量では適切に処理できているものの、近年多発する集中的な豪雨には処理能力が対応しきれない箇所もあるとのことでありました。

町道においても、同様に職員による道路パトロールを実施しており、巡回方法は、旧６か村に分けて、月に３地区から４地区をパトロールしており、回数では、１地区につき２か月に１回程度実施しております。

また、地区からの要望やパトロールでの異常箇所は、職員で対応できる小規模なものは職員で対応し、それ以外のものは事業者に発注しております。

町道における雨水排水能力についても、下田土木事務所と見解は同様でありますが、今後も各地区からの要望などを踏まえながら、適切に道路管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　先ほどというか、この間、質問書を出す前に国道、また、県道、町道、見て回ったんです。そうすると、グレーチングですか、あそこから草が生えていまして、草といっても、大きい草もあれば背の低い草もありますけれども、パトロールしているといえばその辺はよく分かるはずなんですけれども、草は土がなければ生えませんよね。コンクリートの上だけじゃ生えないんですよ。ですから、どこを見ているのかなと、私から言わせれば。

あるとき、要するに、これ県の土木事務所のほうに言っておいていただきたいんですけれども、青市の国道なんですけれども、老夫婦がグレーチングの上から立っている、これぐらいですか、約七、八十センチぐらいの草を取っていたんですよ。それはどういうことかというと、おじいさんが歩道から腰まで乗り出して、おばあさんといいますか、ご夫婦ですから、奥さんがベルトを引っ張っています。ちょうど私、車で通りまして、腰から上は、前まで出るとなると結構危ないんですよ。車で運転していますので、これは危ないなということで、知り合いだったもので聞いてみたんです。何で草取っているのかということを聞きましたら、孫が通るんだよと、歩道を、学校行くまでに。草が生えていて、要するに邪魔じゃないですけれども、少しでも通学路をきれいにしたいということで、グレーチングの、何というんですか、背のちょっと高いやつを取っていたよということだったんですけれども、だけれども、あまりにも危険なもので、もうよしたほうがいいよと、ぶつかってからじゃ遅いよということで、このような質問させてもらったんですけれども、ずっと見ていると、そのグレーチングのところ結構出ているんです、草が。ということは、そこの下には必ず土がありますよと。

よかれと思って掃除というか除草したおじいさんに、もし万が一、町民の方ですから、けがでもあって、また、車とぶつかったら今度死亡事故になります。そういうことがないように、ひとつ土木のほうへ強く言ってもらっていただきたいと思います。

それでは、次にまいりますけれども、道路冠水、その冠水地区を解消する方法並び計画はあるかということでお聞きします。

先ほどから言っていますけれども、側溝は雨が降ったときに路面の水を排水する役割を果たしています。側溝にごみがたまったまま放置していくと、水の通り道が詰まってうまく排水できない。台風や大雨で降水量が増えたときに水があふれ道路が冠水するおそれがありま

す。

地形によるものか、側溝、排水溝の詰まりによるものなのか、また、排水不足なのか、特に県道18号線、要するに南伊豆東中学校の入り口から新湊大橋間、県道121号線の前原橋付近から南伊豆中学校入り口、国道136号線青市の藤原材木店付近から荒沢バス停付近にかけて、旧みなみの荘跡地付近から道の駅付近にかけて道路冠水対策が必要と考えますが、道路冠水を解消する対策及び計画はあるのでしょうか。

また、県土木事務所をはじめ関係機関への要望はどのようになっているのか、お答えください。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

先ほどの答弁と一部重複いたしますが、国県道における冠水対策では、側溝蓋をグレーチングに交換することで改善可能なものは、予算の範囲内において逐次実施するとのことでありました。

ご指摘いただいた箇所については、これまでも度々冠水しておりますので、その都度要請も上げており、下田土木事務所でもその対応を進めていると認識しております。

引き続き、管理者である静岡県に早急な改善を実施していただくよう要望してまいります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　強く要望をしていただきたいと思います。ましてや、東中から新湊大橋と、それと前原橋付近から南伊豆中学校入り口、これは通学路になっておりますので、子供たちの通学といいましょうか、水による事故がないようにしてもらいたいものですから、心よりお願い申し上げます。

それと、要するに、何というんですか、道路冠水は、先ほども言いましたけれども、一つの要因だけではできませんよ。できませんよというよりも、地形的要因によったり、雨水の集中で、冠水道路の常習地区では地盤高が周囲より低くなっていることが多い。さらに、冠水道路のほとんどの排水路が青野川に合流しているため、山側で、山地で、上流で発生して、雨水ですね。流れ込んだ水がこの青野川に集中することになります。流域から集まった水により青野川の水位が上昇し、下流地域の流下能力不足のため、道路排水路の排水不良に陥る

ことにより道路冠水が発生するものではないかと。

対策の方向性として、一つの対策のみではなく、複数の対策を組み合わせることにより道路冠水の軽減を図ることができるのではないでしょうか。そのため、複数の施策を進行管理し、段階的に効果を発現させていくことが重要ではないでしょうか。

青野川の水位が高いことにより排水ができない場合は、ポンプによる、ほかでやっていますけれども、強制排水、これも必要になってくるのではないかと思います。

山地の保全により、山の保全ですよね。流出増の防止、山地の保水機能を保全するために、里山、森林を適切に保存し、雨水流出量が増大しないように保全管理する必要があると思います。

流出に対する規制、誘導、土地利用、形態の改変により、水田、湿地帯での遊水機能、プール機能が低下している。これまで被害が生じなかった区域にも被害が生じる可能性があります。土地利用の適正な指導と地域の理解と協調が必要ではないでしょうか。

道路冠水被害の解消には期間を要するため、人的被害が生じないように、車両の誘導等の体制を強化する必要があると思います。これは意見としたいと思います。

それでは、次の３項目目です。

食材費高騰による学校給食の影響と給食費無償化についてということで質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機、様々な社会情勢による物価の上昇で、食料品を中心に生活必需品の値上げが続いております。皆様ご存じのとおりです。今年２回目の値上げを行う企業も出ております。光熱費の上昇もまだ止まる気配がありません。この間、タイヤなど自動車部品や家電製品、インテリアなどの値上げ幅、これが大変大きく、家計のダメージも出ている状態です。

小麦や油、野菜、加工品など、給食に使用する食材も急激に価格が高騰し、献立にも大きな影響が出ているのではないでしょうか。給食の質などを落とさないように、どのように対応しているのか、まずはお伺いしたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻など、社会情勢の変化に加え、原油高と円安に起因する物価高騰に伴う給食材料費等の上昇から、全国的に、食材高騰分の補填や一定期間の給

食費免除などを実施する市町があることは認識をしております。

本町においては、小麦粉価格の高騰対策として、価格の比較的安定している米飯を主食とする給食回数を増やすこと、食事の質が低下しないようメニューを再工夫することなどにより、今年度においては、現行の給食費の範囲内で対応できる見込みであります。

このような中において、児童生徒の健全な発育には食事の質が維持された給食の提供が必須であると強く感じておりますので、材料費の高騰が続き、質の確保が困難な状況となれば、躊躇なく助成するつもりでおりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　給食の質を落とさないように地元の食材を使ってやるということですよね、確か。

値上げは今年度はしないけれども、来年度はまだ分からないということでよろしいでしょうか、今後。

給食費の値上げの場合は、町からの補助はしっかりとするということで理解してよろしいでしょうか。

〔発言する人あり〕

○２番（宮田和彦君）　値上げではないですよね。分かっております。

それでは、給食費の無料化、それから、一部無償化の提案ということで質問させていただきます。

先ほど町長もおっしゃったように、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、正しい食への知識を習得し、生涯にわたって健康の維持・増進に努める能力を養う学校教育の柱であります。地元食材の使用割合を高め、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身につけるなどの食育の充実を図る必要があると思います。

子育て支援や定住しやすい環境づくりに加え、保護者の経済的負担の軽減、食育の推進を上げるための給食費無償化の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

給食費の無償化については、以前からご指摘をいただいており、これまでの答弁と変わりはありませんが、私の子育て支援施策の中の一部と考えており、その具現化に向けて対応を進めているところであります。

このような中で、継続的な予算の確保が必要となることから、安定的な財源を確保すること、また、来年６月こども家庭庁設置法が成立し、新たな子ども子育て支援策の動向を確認することなども踏まえ、現段階で早急に実施することは考えておりません。

一方で、経済的理由などにより就学が困難であると認められる保護者に対しては、就学援助制度によって給食費の全額補助なども実施しておりますので、今後も現行制度の活用も含めた適切な支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　それと、一部無償化とか、例えば第２子以降無償化にするという考え、また、特定学年、小学校とか小学校、中学校だったら中学校、その無償化というのも、それについての考えはどのように考えていますか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

今のところ、その第２子、第３子というところも含めて、無償化については考えておりません。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　先ほどの答弁で、経済的に苦しくなった家庭には補助が出るということでございましたけれども、どのようにその補助の周知しているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（谷　　正君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君）　お答えいたします。

小学校入学前の保護者への説明会、また、そのほか保護者が集まる段階での小学校、中学校での説明を周知させていただいております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　私、心配しているのが、ある文科省のアンケートなんですけれども、これ要するに、このサービスを受けるのは子供ではないですか、と思うんですよ。給食費とか学費とか、要は。親がそういうことを説明されましたと。だけれども、うちは生活に困っていないよとか、ちょっとした見栄みたいなものですよね。そういうもので拒否する可能性もありますよというアンケートだったんですよ。

ただ、要するに、私一番思うのは、そのサービスが子供にしっかりと享受される、このことが一番大事なことであって、そのためには周知もそういうことなんですけれども、どのようにして、南伊豆でアンケート等は取っていないでしょうけれども、だから、今後、子供に対して、できればアンケートとか取って、そのサービスが確実に子供たちに行くようにしていただきたいです。よろしくお願いします。

ちょっと早いですけれども、それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（谷　　正君）　宮田和彦君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（谷　　正君）　本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日も同議場におきまして議会２日目を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

散会　午後　３時１４分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　谷　　正

署　名　議　員　　比野下　　文　　男

署　名　議　員　　加　　畑　　毅

令和４年９月定例町議会

（第２日　９月７日）

令和４年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

令和４年９月７日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

日程第　３　報第　５号　令和３年度南伊豆町健全化判断比率について

日程第　４　報第　６号　令和３年度南伊豆町資金不足比率について

日程第　５　議第６４号　南伊豆町固定資産審査評価委員会委員の選任につき意見を求めることについて

日程第　６　議第６５号　南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第　７　議第６６号　南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定について

日程第　８　議第６７号　令和３年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第　９　議第６８号　令和４年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）

日程第１０　議第６９号　令和４年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１１　議第７０号　令和４年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第１２　議第７１号　令和４年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第１３　議第７２号　令和４年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第１４　議第７３号　令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第１５　議第７４号　令和３年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１６　議第７５号　令和３年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１７　議第７６号　令和３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１８　議第７７号　令和３年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１９　議第７８号　令和３年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２０　議第７９号　令和３年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２１　議第８０号　令和３年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２２　議第８１号　令和３年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２３　議第８２号　令和３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２４　議第８３号　令和３年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２５　議第８４号　令和３年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２６　議第８５号　令和３年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２７　議第８６号　令和３年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	黒田利貴男君	２番	宮田和彦君
３番	比野下文男君	４番	加畑　毅君
５番	谷　正君	６番	長田美喜彦君
７番	稲葉勝男君	８番	清水清一君
９番	漆田　修君	１０番	齋藤　要君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野　薫君	総務課長	渡邊雅之君
防災室長	平山貴広君	企画課長	菰田一郎君

地方創生室長	勝田智史君	地域整備課長	飯田満寿雄君
商工観光課長	大野孝行君	町民課長	齋藤重広君
健康増進課長	山田日好君	福祉介護課長	髙橋健一君
教育委員会事務局長	佐藤由紀子君	生活環境課長	高野克巳君
会計管理者	佐藤禎明君	代表監査委員	髙橋正明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	係長	内藤彰一

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（谷　　正君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和４年９月南伊豆町議会定例会本会議第２日目の会議を開きます。

コロナ対策、クールビズにつきましては、昨日同様の対応でお願いをいたします。

本日の本会議にかけられている議題が決算関係が主でございますので、本日は髙橋正明代表監査委員が出席をしておりますことをご報告申し上げます。

◎議事日程説明

○議長（谷　　正君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷　　正君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　比野下　文　男　君

４番議員　　加　畑　　毅　君

◎一般質問

○議長（谷　　正君）　日程第２、これより一般質問を行います。

◇　比野下　文　男　君

○議長（谷　　正君）　３番議員、比野下文男君の質問を許可します。

比野議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　改めて、おはようございます。よろしくお願いします。

申し訳ありません、マスクを外させていただきます。

それでは、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

１つ目は、杉並区と南伊豆町との地域間連携の経緯と現況についてです。

本町は昭和49年、杉並区内の虚弱児童の転地療養のための施設として、杉並区立南伊豆学園が設置されたことに端を発し、本町の小学校生徒との交流が深まり、ピーク時には約3,000人の区内生徒が移動教室に来町されていました。

しかし、ここ２年ほどはコロナ禍により減少傾向ですが、昨年度は13校1,128人、今年度は７月までに５校471人が来町され、９月初旬には３校が予定されており、にぎわいを取り戻しつつあります。

平成24年には、災害時相互援助協定の締結が行われ、そして自治体間交流は職員の相互間の派遣をきっかけに、杉並区にて本町の観光物産展や高円寺阿波おどり大会などに相互参加し、お試し移住や生涯活躍のまちづくり事業に関する協力やアドバイスなど、連携が強化されてきました。

平成30年には、全国初となる自治体間連携の特別養護老人ホーム特養エクレシア南伊豆が開所されたことは大きな事業で話題となり、杉並区にとって高齢者の新たな居住に選択肢が供給されたこと、本町にとっても入居が可能となり、地元として雇用への促進や消費拡大など経済効果は大きく、自治体双方にとって最大のメリットであったと認識しております。

表敬訪問について伺います。

杉並区の人口は、およそ57万3,000人余り、本町は7,800人弱と比率だけで見ますと1.3％は一目瞭然ですが、杉並区との歴史は既に半世紀を迎えようとしています。これは一言では言い表せません。

去る６月19日には、ご存知のとおり杉並区長選がありました。結果は４選を目指した田中区長でしたが、新人で女性の岸本氏に187票の僅差で敗れました。前区長は、長年にわたり特養エクレシア南伊豆をはじめ、本町に様々な分野に尽力された方だと思っております。

町長に伺います。

新区長が誕生され、はや３か月になろうとしております。首長として早々に岸本新区長の当選への表敬訪問はされましたか、どうなんですか、お伺いします。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

岸本新杉並区長が令和４年７月10日に就任され、その後、７月24日に福島県南相馬市において、相馬野馬追祭りが開催されました。杉並区を中心とする各交流自治体もお招きを受けた中で参加させていただき、この折、南相馬市の計らいにより、前日には関係自治体の顔合わせ会が開催され、その場で岸本区長をはじめ、多くの自治体関係者との意見交換をさせていただきました。

加えて、本年10月１日には、杉並区施行90周年式典を開催される予定でありますので、機会を捉え、杉並区との交流のさらなる深化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　比野下議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　分かりました。

しかし、私は、最初が肝心ではないですか、町長にその気があればですが、今後の協定をさらに深めていくには、持続する意思表示が必要ではないかと思います。

岸本区長は、政治家としてはこれからの人物だと思います。早々に訪問され、挨拶へは絶好のチャンスだと私は思います。当然、感染への防止対策は本町と同様、万全を期していると思います。町長、当初から訪問する気はないんじゃないですか、お伺いします。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

訪問するか訪問しないかということを聞かれると、訪問する気はないです。というのは、杉並区長、今、議員おっしゃられたとおり、岸本区長は、杉並区政のことに対して、ほとんど今まで接点がなかったという方ですので、就任してから、この野馬追にも来ないんじゃないかというぐらいに、南伊豆町のその7,800弱の人口と違って57万以上いらっしゃる区ですので、その区政のことを把握する、理解するまでに大変時間がかかるということなので、逆

に行くと邪魔になるということもございますので、タイミングを見て、その野馬追で会いました。野馬追で会って、ただ挨拶しただけでなくて、いろいろ話をして、実際に、区長、いろいろ困ったことあったら連絡取り合いましょうということで、携帯番号を交換したり、ＬＩＮＥで、実際にはやり取りはまだ行っていないんですけれども、そのような関係をつくりました。

これは、私もこれ自負するところですけれども、つき合いのいい町長として、私もいろいろなところに、全国に友人関係を持っている市区町村長さんが大分増えました。逆におつき合いするのにお金かかるのであちこち行けないんですけれども、そのように連絡を取り合うような市区町村長、首長さんが増えました。そのとき、いろいろとお互いの情報を交換したりとかできていますし、特にこの杉並の交流自治体の中では、やはりそういう人間関係というのが大事ですので、そこのところも重視しております。

杉並の岸本区長のところにも、あえて表敬訪問という形は取りませんが、当然ですけれども、その10月１日の90周年の式典、それから11月には、今度はすぎなみフェスタがございます。そして10月に南伊豆町で行われる伊勢海老まつりと、伊勢海老の特別の日というのがあるんですけれども、それにもご招待をいたしたんですけれども、残念ながら公務の都合で今回は欠席ということですので、特別、これからも当然、区長が変わったから、区長が誰だからということなく、杉並区と南伊豆町のその歴史の中で、交流は深めていこうと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　比野下議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　今の町長の行動については、私はちょっと不満です。

２年前、本町は加納のテニスコートを購入いたしました。その後、かなりの設備投資がなされ、当時、町長は「完成後には自ら誘客に努め、ＰＲを行っていく」と発言されました。そうですよね。

私は、杉並区への訪問はトップセールスとしてうってつけではないかと思います。ぜひ区制90年ではなく、ぜひ検討され、より一層の自治体間交流の友好に期待しております。

１番目の２つ目を質問いたします。人事交流です。

南伊豆町のまちづくりは、自治体職員の人事交流、お試し移住事業での連携等、多世代、多岐にわたる取組により、生涯活躍のまちづくり事業へと発展されております。コロナ禍で

杉並区との人事交流は、平成27年より１年から２年のサイクルで５名の若手職員が各１名ずつ派遣されてまいりました。各職員は体験によりアイデアは職場内で仕事の改善へ、交流により視野を広め、職員間での情報交換など、職務に意欲的になった派遣であったと私は思っております。

現在、５名の職員は現場に復帰され、本町の行政運営にしっかりと取り組み、町の活性化を担っております。今後その貴重な経験は５年10年先まで業務に反映され、それが行政及び個々の財産になることに期待しております。

しかし、この人事交流は７年間継続されてきましたが、この３月をもって中止となりました。なぜ、突然中止され、今後期待される若手職員の派遣に対し、芽を摘むようなことをされたのか、町長、伺います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

杉並区との人事交流は平成27年度から始まり、これまで５名の職員を派遣してまいりました。このような中において、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれら対応に伴う杉並区役所内での人事配置強化等の理由から、双方による協議の下、令和４年度以降の人事交流を一時休止することといたしました。

人事交流は、杉並区との自治体連携体制の強化、緊密化、職員の幅広い視野と識見の養成に資することからも極めて重要な施策と認識しておりますが、現状においては、感染症の収束状況などを見極めた上で、交流再開に向けた協議を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　比野下議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　北海道の名寄市、福島県の南相馬市においても人事交流は活発に行われていたと聞いております。現在は、本町同様に中止されているんですか。町長、どうですか。

○議長（谷　　正君）　総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君）　お答えいたします。

その辺の関係につきましては、他の自治体のことでありますので、私どものほうでは把握はしてございません。しかしながら、杉並区の人事課長との話合いの中では、杉並区の中で

は、当然コロナウイルスの感染症の拡大は、東京都人口が多いですから、かなりの人数に上っていて、保健所関係、そして保健衛生関係の業務が逼迫している。そういった中で、そちらのほうへ人員を振り向けなければならない、こういった状況があるという説明を受けました。

それで、さすがに各自治体からの派遣職員をそのような激務のところの場所に配置することは、とても杉並区役所としてできないということなので、一度ここで休止をさせてくれないかというお話でありましたので、このような情勢の中では、致し方ないという判断をしました。そういった中で、今回の状況になっているわけでありまして、今後につきましては、コロナ禍の収束等々、そして杉並区の人事配置の状況などによっては、休止が解かれて、また再開をするようなことになっていくのかと思います。

そのほか、当町におきましては、令和７年度から令和８年度にかけまして、滞納整理機構への派遣、令和９年度から10年度にかけましては、後期高齢者医療広域連合への派遣を今現在予定をしておりますので、杉並区ばかりではなくて、ほかのところへの派遣もした中で、能力の向上を図る、人材育成を図っていく、そういった点で考えております。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷　　正君）　比野下議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　分かりました。将来の人材育成のためです。ぜひ再開を期待しております。

現在も行政への視野を広め、将来に希望を持てる若手職員は、まだまだ庁舎内にはいると思いますが、いかがですか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

杉並をはじめ、県のほうに出向してきた職員と話をしますと、大変勉強になったということで、そして、それと同時に、後輩たちにもほかの仲間たちにも行っていただきたいという声を聞きます。

私もぜひ井の中の蛙でなくて、職員は特にこの圏域外、賀茂圏域、静岡県から出ることがなかなかないです。私はたまたま出張とかで出させてもらいますけれども、やはり外へ出ると見方それから考え方が変わりますので、多くの県外のそういう行政機関の皆さんと会って

意見交換をするということが、大変若い職員のスキルアップにつながると思いますので、今後もそのような若手職員をぜひ行っていただけるような体制を取るのが当然ですけれども、また、行きたいという職員をつくり上げてきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　比野下議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　分かりました。一つその点は、職員の器量と能力をぜひ摘出し、今後も人事交流に期待しております。

町長も周知していると思いますが、近隣市町の首長自身が、職員の日常業務に疑問も抱き、各職員に関わる業務範囲内以外にも、個々の育成のため、研修に力を入れて取り組んでいると聞いております。他の自治体でも公務への意識を高めるために、外部から専門の講師を招き、職員の考え、意識の改革、人材育成などを目的に、町のために役に立つ人間、そしてチームの中で、いかに自分が輝き、町民に喜んでもらえるかなどといった貴重な研修が実施されておりました。

今日では、デジタル化の技術が必要不可欠となっております。職員誰一人取り残されないよう、さらに育成向上に力をいただきたいと思います。

町長、このような研修が実施されていないのは、近隣市町では本町だけですか、どうなんですか。町長に伺います。

○議長（谷　　正君）　総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君）　職員の能力を発揮させるための研修等々でございますけれども、ここコロナ禍にあって、回数的にはちょっと少なくなっているというのが現実でございまして、当然、外部講師、都会のほうから招きますので、そうするとやっぱりコロナの感染の関係がありますので、相手方もやはり遠慮されますし、こちらのほうもちょっとというところあります。

また、人数を大きく集めてやる研修、これ近隣の市町と共同でやっている部分もあるんですけれども、そちらのほうもやっぱり人数を集めますと密になるということで、コロナの感染からの回避をするために、若干感染が収束しているときはやっているんですけれども、感染が拡大し始めると、ちょっと見合わせているといった状況でございます。

これが、コロナが７波、今かなり収束ぎみになってきましたけれども、落ち着いてくれば、また研修のほうも通常どおり実施をしてまいると、こういった感じでございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　比野下議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　これは庁舎内で独自の研修は今までされてきましたか。

○議長（谷　　正君）　総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君）　庁舎内の研修というのが、どういう研修を指すのかがちょっとあれなんですれけども、当然、今言われているＤＸの関係の研修でありますとか、あとはこれから予定しているのが、コンプライアンス関係の研修であるとか、いろいろ多岐にわたって研修は実施をしております。

また、庁内の職員が講師になって、ベテランというか、業務に精通している職員が講師になってやる研修などもやってございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　比野下議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　私は、大勢の職員が研修されるということは、今、課長から言われましたけれども、それは困難だと思います。できれば係の個々に何人かを抽出してというか、一般職員を勉強に、研修に参加させ、町長がやったらどうですか、町長。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

年に１回、賀茂地区の賀茂５町の職員が一堂に会しまして、そこで勉強会、研修をやるんですけれども、そのときに毎年５人の町長のうちの誰かが講師になって講演をするというのと、あと専門の先生に来ていただいてということで、今年は松崎の深澤町長が講演をする予定だったんですけれども、ちょうど８月コロナでかなり拡大したということで、見合わせているということですけれども、そのようなことでやっております。

私も過去やらせていただきまして、職員50人ぐらいが集まっている中で、町長としての自分のまちづくりですとか、様々なテーマについて講演をさせていただくんですけれども、この辺のところを職員全体に話をするところ、職員の皆さんは、やはりほかの町の首長さんからのそのまちづくりですとか、考えを聞けるというのは大変勉強になるとか、もっと突っ込んでほしいとか、その先を何を考えているだとか、答えを望む声もあったり、答えは教えて

はいけないので、答えは教えないように話をしているんですけれども、そのようなこともあります。

それから、私、静岡県の治水砂防協会の監査委員をやっているんですけれども、毎年、県内の35首長の中で大体20人ちょっとぐらい、20数名が参加しての視察研修、全国どこか行くんですけれども、やはりそれもコロナで中止になっております。１年目、２年目と、１年目中止になったときには、その視察に行く分の予算が当然繰り越されるわけですけれども、２年目も繰り越されてしまった。実際に今年も繰り越しちゃったんですけれども、３年行かなくなった。その金どうすんのという話をしたときに、県のほうでは、特にどうしていいかが分からないということなので、ぜひ担当者を県内の各被災地へと足を運んで、実際現場で研修させてくれということも、僕、訴えてきました。

やっぱり職員のスキルアップをさせるためには、やっぱりそういうお金を使って研修をさせるということが重要ですので、庁舎内でということは、各課でその内容が違いますので、一元に全員集めてとか、ごく一部の人とかというのが、どの程度のことをやればというのは、ちょっと今のところ思いつかないんですけれども、各担当によっては、例えば地域整備によっては、そういう専門の技術的なことの講習に行ったりとかもしていますので、やれることは一通りやっているのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　比野下議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　今、町長の言わんとすることは私も理解しました。

しかし、このような状況が今後も続きますと、本町は人材育成に後れを取るのではないかと思います。こういうことを言っては失礼ですが、恐縮ですが、ここに立派な教育長がらっしゃいます。分野は違いますけれども、そういうことで、教育長の時間があるときは、おのおのの担当の職員を勉強に参加させ、これからの南伊豆町の教育の向上に努められてはいかがと思います。

これは町のため、本人のため、そして町民への利便性向上のためではありませんか。誰のためでもありません。職員おのおのが意識改革され、そしてそれぞれが業務への向上につながっていくと思います。ぜひ検討され、今後の研修を人事交流に生かしていただきたいと私は思っております。その成果に期待しております。

では、２番目の近隣市町への災害支援についてお伺いします。

質問要旨にて述べていますが、台風８号による大雨の影響で、松崎町雲見地区では、太田川が氾濫し、多くの住宅が床上浸水に見舞われ、そして断水により復旧に長期間を要しました。

新聞紙上によりますと、地元はもちろん、下田、西伊豆、東伊豆各市町の職員らが応援に駆けつけ、土砂の撤去に、さらには西伊豆町は給水車の配備及び移動トイレの設置を、東伊豆町においても給水車の配備はされたと報道にありました。

被災地区は本町に最も隣接している地区です。本町の対応には、町長以下、職員の支援体制が全く見えていません。町民は対応に不安と怒りを抱いております。実際、被災地への支援体制は、どのように対応され、そして対策されたのか。そして町長は当然、早々に現地へ入り、お見舞いをされたと思いますが、その点も含めお伺いいたします。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

松崎町に対する支援等については、発災日翌日の８月15日の早朝に松崎町長へ直接連絡を入れ、お見舞いを申し上げるとともに、職員派遣のほか物資等の提供支援について準備を進めている旨お伝えをさせていただきました。その後、職員派遣については、８月16日にクリーンピア松崎における災害ごみ処理業務に職員派遣の要請があったことから、翌17日にかけて延べ６名の職員を派遣いたしました。

また、29日からは、静岡県賀茂健康福祉センター、西伊豆町、南伊豆町において、保健師の派遣を雲見地区にいたしました。災害時健康支援活動として、家庭訪問による住民の体調管理なども実施しております。今後も松崎町からの支援要請については、躊躇なく積極的に対応してまいりたいと考えております。

私が現場に行ったのは、25日現場に行きました。詳細、その議員のほうからありました給水車の出動に関しましては、防災室長から答弁させます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　防災室長。

○防災室長（平山貴広君）　それでは、給水車等、物資も含めた形での……

○議長（谷　　正君）　比野下議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　申し訳ありません。

暑さの中で、生活への命の水が断たれた被災地へ本町は給水車が配備されなかったと聞いております。これはなぜなのか、担当室長、答弁お願いします。

○議長（谷　　正君）　防災室長。

○防災室長（平山貴広君）　お答えいたします。

松崎町のほうから、14日日曜日に、給水タンクのほうの貸出し等の要請がございました。時間的には９時50分頃だったという記憶がございます。その後に、そちらのほうを所有している生活環境課の上下水道係のほうに、うちのほうの貸出し可能なタンク等の確認をしたところ、当日の６時43分に発生した停電に伴って、石井浄水場のポンプを稼動する電源システム、電気のシステムのほうの故障が起きまして、こちらのほうが復旧しない限り浄水場エリア、石井浄水場からの上水を送水で受けている各エリア地区のほうが断水になるということを伺い、給水のタンクのほうの貸出しができないということを受けまして、10時頃に松崎町のほうにその旨、貸出しの協力ができないという返事はさせていただきました。

その後、２時半頃だったと記憶しているんですが、担当係のほうから、電源の復旧はしたということで、断水のおそれはなくなったということで、タンクの貸出しについての対応が可能だという返事もいただき、すぐさま松崎町のほうには、その旨の返事をしたところ、松崎町さんとして、タンクではなくポンプ付の給水車のほう、要は上水を送るところに水を送り込む車両が欲しいということで、東伊豆町と河津町さんのほうで持っているもの、その後に沼津市さんとか、富士市さんだったと思うんですが、のほうから、給水車のほうを配備されたということで伺っております。

それ以外に、私のほうから、翌日の月曜日に松崎町の防災監のほうに職員ないし物資の対応について、あれば何でも言ってくださいよと、応援の体制はすぐ組んでいますよという形で、町長の連絡以外にも私のほうからもさせていただいた中で、災害ごみ、発生したごみの受け取り対応ということで、先ほど町長の答弁であったように、応援の要請があったものですから、そちらのほうに対して、都合６名を派遣させていただきました。

あと29日、30日の２日間で、町長のほうで答弁あった、その保健師のほうの派遣、こちらのほうも２日間で最終的には終わったということで伺っていますけれども、各日２人の４名を派遣した、そういう形になっております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　比野下議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　今、担当室長からの説明を受け、私も理解いたしました。

これから、このような事態が発生することは、今後もあり得ると思います。今回の事態を重く受け止めて、非常時対策として自家発電の設置は必要だと思います。あの報道で知る限り、本町の対応が町民に誤解をされても仕方ないと思うが、いかがですか、町長。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

確かに隣町で、南伊豆町に一番近い雲見地区が被災されたということで、いの一番に対応しなくてはならないのは本町であったんじゃないかというふうに、住民の方が思うことはあろうかと思います。様々な要因があって、このような形になっていますので、それはご理解いただきたいなというふうに思っております。

うちの浄水場も停電があったということは、ある意味その台風によって、うちも被害を受けたという部分に当たるのかなと思いますので、同じように、たまたま雲見だけだったから周りの市町が協力して支援体制が組めたんですけれども、同じように松崎町、南伊豆町、下田市というふうに被害が出ると、やはりこれはどんなことしたっていろいろなところからの支援を受けるようになりますので、その辺のところは、いろいろと防災上の様々な理由というのか、要因もありますので、そこのところはしっかりと、私たちは近隣で被災されたところはしっかり支援していく、お互いさまで協力し合っていくというのは、首長間でも話もしていますので、その辺のところは、今回は住民には誤解がないようにというところをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　比野下議員。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　そのように、町長、やっぱり町民に知らせていただきたいと思います。今でも、何だ南伊豆町は、何だ町長は対応が遅いじゃないか、職員の派遣も少ないじゃないか、そういうことを私は常々耳にしております。ぜひその点も誤解のないように、また機会がありましたら、町長は説明していただきたいと思います。

今後は、本町にもいつ災難が降りかかってくるかもしれません。近隣市町の相互応援協力はしっかりと認識し、大切だと思います。平成25年７月の西伊豆町安良里地区で発生した土砂災害は、今回と同様、厳しい暑さの中でした。近隣の市町の職員をはじめ、多数のボラン

ティアの方々の応援があり、大変な作業であったことが私自身記憶にあります。西伊豆町は、大変な災害を経験され、近隣市町に協力していただいた感謝の気持ちは、町長をはじめ、職員及び町民の皆さんは、今回の災害においてお互いさまという気持ちを忘れることなく、早々に機材の提供をされ、町長をはじめ、皆さんは土砂の撤去を懸命に行っていたと報道されておりました。これはふだんからの気持ちの表れではないでしょうか。

昨年、町長は、栃木県壬生町と災害時の相互応援協定を結ばれました。そうですよね、町長。ことわざにあるように、昔から遠くの親戚より近くの他人と言われております。災害時には、まず近隣市町の応援が第一だと思います。多くの町民は、この新聞の記事を見て、そのように思うと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷　　正君）　比野下文男君の質問を終わります。

ここで10時20分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時１２分

再開　午前１０時２０分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◎報第５号の上程、説明、質疑

○議長（谷　　正君）　これより議案審議に入ります。

報第５号　令和３年度南伊豆町健全化判断比率についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第５号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、健全化判断比率となる４指標の令和３年度数値について、監査委員の意見を付して議会へ報告す

るものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字のため数値はありません。また、実質公債費比率は３か年平均で7.4%、将来負担比率では19.5%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

監査委員の審査意見書の報告については、お手元に配付した意見書をもって報告に代えさせていただきます。また、この後の報第６号議案についても同様とさせていただきますので、ご承知願います。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第６号の上程、説明、質疑

○議長（谷　　正君）　報第６号　令和３年度南伊豆町資金不足比率についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第６号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、公営企業に係る水道事業会計のほか、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

水道事業会計及び公共下水道事業特別会計では資金余剰金が出ており、子浦漁業集落排水事業、中木漁業集落排水事業及び妻良漁業集落排水事業の３特別会計では、収支が均衡しているため資金不足はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第６４号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第64号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（谷　　正君）　朗読を終わります。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第64号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条第１項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服申立て等を審査・決定するため、固定資産評価審査委員会が設置されております。

同審査委員３名のうち、肥田久幸氏の任期が本年９月30日で満了となるため、引き続き選

任いたしたく、同条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、同条第６項の規定に基づき選任の日から３年となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第64号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第６５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第65号　南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第65号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、令和４年10月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、子の出生後８週間以内に育児休業をしようとする場合の請求期限の短縮のほか、非常勤職員の子の出生後８週間以内の育児休業の取得要件の緩和及び１歳以降における育児休業取得の柔軟化などについて事務手続を改めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第65号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第65号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第６６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第66号　南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第66号の提案理由を申し上げます。

本議案は、社会情勢の変化に伴い、南伊豆町手数料条例に基づく手数料を改正するものであります。

なお、今般の改正においては、本年８月９日開催の公共料金等審議会でご審議をいただいた後、８月12日付で「料金額妥当」との答申を受けております。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長　齋藤重広君登壇〕

○町民課長（齋藤重広君）　それでは、議第66号の内容説明を申し上げます。

地方自治法第227条において、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で、特定の者のためにするものについて、手数料を徴収することができる」と規定されております。

本町においては、平成12年度に南伊豆町手数料条例を改正しており、以来、現行の手数料を維持しながら、町民サービスの向上に努めてまいりました。

このような中で、少子高齢化は加速し、行政需要も多様化する中にあって、さらなる財政運営の健全化、行政サービスの質の向上が強く求められており、あわせて、利用者負担の公平性を確保することが必須との基本理念の下、本条例の一部を改正したいものであります。

お手元に配付の資料ナンバー２、新旧対照表をご覧ください。

左側が改正後、右側が改正前で、アンダーライン部分が改正箇所となっておりますが、本改正では、第３条で手数料の算出方法を表記し、字句の修正を行うほか、別表では、主に住

民票の写し、印鑑証明書、税の証明書に係る手数料について、現行の「200円」から「300円」としたいものであります。

改正額の300円につきましては、県内35市町の中で８割の28市町で設定している金額でありまして、当該料金等審議会からのご賛同もいただいたところであります。

当該一部改正に当たりましては、利用者への周知徹底を図るため、令和５年４月１日からの施行としたいものであります。

内容説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第66号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　賛成多数です。

よって、議第66議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第６７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第67号　令和３年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第67号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和３年度南伊豆町水道事業会計における前年度繰越利益剰余金1,503万3,443円から当年度純損失467万1,382円を差し引いた1,036万2,061円を当年度未処分利益剰余金としたいもので、地方公営企業法第32条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第67号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第67号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第６８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第68号　令和４年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第68号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に１億2,629万3,000円を追加し、予算の総額を55億897万円としたいものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費に1,590万円、民生費の社会福祉費1,596万1,000円、商工費6,300万2,000円、教育費の社会教育費143万4,000円などを追加するもので、これら歳出に対応する財源として、国庫補助金5,162万3,000円、繰越金6,723万1,000円などを追加するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君）　それでは、議第68号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の１ページ目をご覧いただきたいと思います。

第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に１億2,629万3,000円を追加し、予算の総額を55億897万円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。

なお、今回の補正予算の編成に当たりましては、地方自治体がコロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金が拡大をされ、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」として追加交付されたことを受けまして、当交付金を活用した事業の計上が予算額の多くを占めていることから、まずは、そちらについてまとめて説明をさせていただきたいと思います。

それでは、予算書の16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

２款総務費の１項12目地域づくり推進費のうち地域づくり推進事業には、公共交通維持補助金を新設し、317万9,000円を計上いたしました。これは、先般の原油価格の高騰により燃料費がかさみ、事業の運営に支障を生じている公共交通事業者（東海バス株式会社）に対しまして、原油高騰分を補助することで町民の移動手段を確保するものでございます。

次に、18、19ページをご覧いただきたいと思います。

３款民生費の１項１目社会福祉総務費のうち社会福祉総務事務の18節には、社会福祉施設物価高騰対策支援給付金、そして高齢者生活支援給付金事業費補助金をそれぞれ新設し、合わせて2,075万2,000円を計上させていただきました。

前者は、コロナ禍における原油価格、電気等の光熱費を含む物価高騰等に直面し、厳しい運営状況に置かれている町内の介護サービス及び障害福祉サービス等の提供を行う事業者に対しまして、その影響分を補助することで質の高いサービスの継続提供を図るものでございます。

後者につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常生活において大きな負担を強いられている高齢者の負担軽減を図るため、町社会福祉協議会が敬老週間に合わせて実施をする「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う高齢者支援給付金事業」に対しまして町が補助を行うことで、高齢者の生活の安定を図るものでございます。

なお、支給対象者は70歳以上の町民、支給給付額は１人当たり5,000円で、令和２年度に実施をさせていただきました高齢者への見舞金給付事業と同等でございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。

６款商工費の１項２目商工振興費には、5,144万6,000円を増額させていただきました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している町内事業者への経済対策として、プレミアム率100％の商品券を発行する事業の第５弾でございまして、１世帯の購入上限額や全店舗共通券の割合は第４弾と同等でございます。

なお、この第５弾につきましては、10月下旬に販売を開始し、使用期間は11月１日から翌年の１月31日までを予定してございます。

また、同款同項３目観光費には1,584万1,000円を増額させていただきました。これは、町

内観光施設で有数の誘客を誇ります道の駅「下賀茂温泉　湯の花」の温室３棟を解体し、舗装化することで、町の最大イベントであります「みなみの桜と菜の花まつり」開催期間中に出店やキッチンカーを配備してフードコート化を図るものでございます。また、祭り期間外におきましては、フリーマーケットや屋外イベントなどに活用し、１年を通じて誘客できる魅力的な施設を目指してまいります。

戻っていただきまして、16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

ここからは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用以外の項目となります。

２款総務費の１項12目地域づくり推進費のうち地域づくり推進事業には、弓ケ浜温泉供給設備維持管理補助金を新設し、250万円を計上いたしました。これは安定的な入湯税を確保するため、弓ケ浜への温泉供給設備の維持管理に要する経費に対し、前年度の入湯税徴収実績額の３割以内の範囲、上限は250万円で補助をするものでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

９款教育費の４項３目文化財管理費に107万4,000円を増額させていただきました。これは、現在、南伊豆郷土館に展示をしている土器などの歴史資料物を道の駅「下賀茂温泉　湯の花」の展示室に移動するに当たって必要となります展示ケースや展示説明用のパネル等の整備に係る費用を計上したものでございます。

続きまして、歳入の主な項目について説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、10ページから13ページをご覧いただきたいと思います。

国庫補助金には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分などで5,162万3,000円を増額し、不足額につきましては、令和３年度繰越金が確定したため、前年度繰越金を6,723万1,000円増額することで財源調整をさせていただきました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田議員。

○９番（漆田　修君）　９番、漆田。

２点ほどあるんですが、最初に簡単な、楽なほうからいきますが、最後の文化財の管理費の関係ですが、これは一般質問でもしましたが、品物を移動するについての設備、要するにインストールに関わる費用ということで、それは理解するんですが、その後の維持管理は、

結局、南史会の在り方とか、その辺はどういう認識でいらっしゃるのか、先にそれをちょっとお答えいただけますか。もう１点あるんですが、その後、もう１点言いますんで。

○議長（谷　　正君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君）　お答えいたします。

今回、展示室への移転に関しましては、南史会の立場としましては、ご協力ということで、外岡龍二先生を中心に選定していただいたものについての説明等について、南史会の方にはご協力をいただく予定でおります。

また、今後、文化財、出土品等を含めた保存、保管についてということの課題も残っておりますので、その点では、今後もご協力をいただく予定でおります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

○９番（漆田　修君）　それは無償でということですね。みいずのときは当番を決めまして、無償でみいず内の中でやりくりを、人的なマンパワーの面ではやりくりしていたんですが、それは南史会については無償だということですね。そうですよね。

○議長（谷　　正君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君）　お答えいたします。

展示室のほうにつきましては、現段階では無人での開放と考えております。無人ということで、限られたスペースの中で十分な説明等ができないと考えておりますので、ＱＲコードを利用し、来館された方には詳しい資料を見ていただけるようなことも考慮しておりますので、展示室については無人ということで対応させていただく予定です。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

○９番（漆田　修君）　了解しました。

ある筋からのお話ですと、入館すると同時にアナウンスが入って、この日詰遺跡は、例えば弥生時代から古墳時代の前期にかけてどうのこうのという説明が自動的にアナウンスされるというようなことも町長、おっしゃいましたね、前にね。ですから、そういうことだと数千万がかかっちゃうんです。ですから、無人ということはひっぽかしということですね。朝行って、夕方閉めるだけということなんですね。それはいいです。それはそれでいいんです。

次に、総務課長、17ページ、今、説明がありました。これは地域づくりの推進事業で弓ケ浜の温泉供給設備の維持管理の補助金を新設だということで250万、これ要綱として、これ

条例じゃなくて要綱として、全員協で企画課長が説明されましたが、実は、その中で２点ほどちょっと確認したいことがございます。

第３条の後ろのほう、第３条の第１項の後ろの「その事業に関わる全ての経費を対象とする」と。その前提が入湯税を納めている事業者ということですね。ですから、その辺がうたっていないもんですから、例えばこういう悪いことをしようとする人がいたときどうするかということをちょっとお話ししますが、例えば配管を、湊地内の配管に障害が起こって50人とか60人の組合員のそれぞれが入湯税のこの要綱に基づいた申請をしてくださいと。それを協同組合がまとめて、町にそれを提出して限度額250万をもらって、そして、それ以外の自己資本と合わせて、その配管の支障工事に資金を充当しようじゃないかという悪いことを考えた人が仮にいたとした場合、それに対するチェックとかそういうことは町はどうなさるんでしょうか。

もう１点、続けて言います。一番最後に入湯税の徴収の一覧表がございますが、平成29年から令和３年、令和３年は、これは予算ベースなんですね、1,332万というのは。決算は、この決算書にありますが、1,119万円なんですね。ですから、例えば５年前に比べますと、実は60％、40％減になっているということです。３年前に下賀茂のある大きなホテル、旅館が休館となりまして、急激に下賀茂の地内の比率が下がっちゃったんです。８対２が85対15ぐらいになってしまったという、そして、相対的に金額が下がっていくということです。

ですから、その３割の計算にこだわりますと、３割、そしてマックス限度250万となりますと、250万の全体の徴収額が833万なんですよ。今の率でその数字を推測しますと、令和８年に823万なんです。そのままいきますと、そのままいった場合にね。ですから、そういったことで、要綱の変化もしくは250万という数字をその時点で変えるのかどうか。その２点についてちょっとお答えしていただけませんでしょうか。

○議長（谷　　正君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

まず、チェックの体制ということでございますけれども、湊の地域内でございましても、言わば共有物である部分、要は、弓ケ浜温泉管理組合が管理している部分と、個人様、要はホテル、旅館の温泉を引いている部分の施設の経営者様の財産の部分とございます。当然この要綱につきましては、言わば共有的部分に係っていくもので、要綱の冒頭にもその件につきましては、弓ケ浜への温泉供給設備の維持管理に要する経費とうたわせていただいております。

続きまして、２番の250万円の変更ということでございますけれども、現状におきましては、弓ケ浜のほうに温泉が供給されることによって入湯税の1,000万円を超える部分というものが入ってきております。これについては、年度によって変わっていく可能性はございますけれども、現状におきましては、今、要するに組合の方々といいますか、温泉の供給を受ける入湯税の源泉徴収義務者さんがもともと100件近くあったものが30件程度になってしまっているということで、これが前管理者、株式会社の経営者さんいわくですと、50件を超えたというか下回っている時点から厳しくなってきているということは以前からお伺いしておりました。なので、その部分が大幅に動いた場合は、検討の余地があると思っております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

○９番（漆田　修君）　第２条では、その補助対象者ということをうたっていますが、２条の第１項では、町税を滞納していない事業者ということなんです。町税の中には、当然宿泊業者は入湯税も入っているわけですから、厳密に言いますと、この要綱は入湯税を納付している事業者という理解でよろしいんですね。そうですよね。であるならば、ちょっと続きを申し上げますが、例えば弓ケ浜温泉事業協同組合が源泉から弓ケ浜、途中にもユーザーいますが、そういうところに引湯した工事代は、結局、その中には含むことは不可能だという理解でよろしいんですか。

○議長（谷　　正君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

この要綱に当てはまります組織といいますと、共同で温泉を湊に送っている組織というところは１つしかございませんけれども、その組織が現状、源泉を自己所有することもなく、下賀茂、加納エリアから弓ケ浜に源泉を送り続けることについてを取りまとめて請け負っているという状態になっておりまして、その部分に係る経費につきましては、対象とするという要綱でございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

○９番（漆田　修君）　ちょっと矛盾していませんか。例えば弓ケ浜温泉事業協同組合は事業者でなくて、要するに宿泊業者ではなくて、それで入湯税そのものは払っていないんでしょう。そうですよね。だって、弓ケ浜温泉事業協同組合というのは宿泊業者じゃないんだから。

○議長（谷　　正君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

弓ケ浜に温泉を供給することについて、管理運営をする者がいなければ、弓ケ浜には温泉ございませんので、各宿泊施設につきましては、入湯税の源泉徴収義務者、対象となりません。したがいまして、それを取りまとめる団体ということで対象と考えております。

当初は、源泉徴収義務者個々に補助がいくという規定につきまして、規定文についても考えたところですが、それでございますと、なかなか三十数件ある中では、事によると個人のもの、要するに敷地の内側のものにということについての管理チェックがし切れなくなるのではないかということで、逆に弓ケ浜温泉株式会社にまとめさせていただいたほうが確認がしやすいということで、このような要綱とさせていただきました。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

○９番（漆田　修君）　それは分かりました。ただ、課長、それを仮にやった場合、例えば弓ケ浜の旧内藤商事さんの弓ケ浜温泉株式会社が新しい橋の根元で閉塞して弓ケ浜に温泉がいかなくなりましたね。ですから、その当初は閉塞箇所が分からなくて、ずっと逆から検査していたんですよ。最終的に橋の根元でということで、それ以前に、じゃ、しからばどうするかということで、青野川沿いに弓ケ浜まで別なパイプを、別な経路でそれを配管して、当時、試算しますと１億8,000万ぐらいだったんですよ。１億8,000万、約２億ですね。ですから、それをじゃ、どうするかということで総務省といろいろ掛け合ったりして、あなたも総務省の課長補佐と電話したじゃないですか。やり取りを、そうでしょう。

ですから、そういうこともあって、実はそういう資金は、例えば250万だったら焼け石に水なんですが、そういう要綱を仮につくってしまうと、従来の町の補助制度の対象になる別な分野との整合はとれるかということですよ。仮に、当時は、弓ケ浜温泉株式会社は内藤さんの資本でやりました。資本系列にあったもんですから、それ民間の話だからということで町は一歩引いたんですが、そういう意味で、今回は前回の2,800万も半分返してもらったからいいんですが、そういうことでちょっと甘くないですかね、全体に。どうでしょうか。

○議長（谷　　正君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

今回、平成29年度中に弓ケ浜エリアの方々から、温泉が出なくなりそうだ、いよいよ止まってしまいそうだということで予防行為をいただいた上で、諸々の調査してまいりました。その中で当初につきましては、やはり数十年たったパイプライン全てが悪いのではないかと

いうことで、その試算等もしてきたところですが、調査進む結果、基本的には下賀茂、加納の源泉から約400メートル程度の部分が一番悪い、要するに源泉が100度から七、八十度になる時点でスケールが溶け出す、その物量が一番多い部分が悪いというところでございまして、その部分を弓ケ浜のほうの自己出資で仮設改修してみましたところ、29年度以前の温泉の量と温度が確保できたものですから、当面の間は、これは全線改修をしなくてもいけるであろうという結論になっております。

弓ケ浜の橋のたもとでの件につきましては、詰まりではなく、塩分、その他によります配管の腐食による漏れであったりというところで、この要綱につきましては、そういったところにこそ使っていただきたい、そういう要綱でございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

○９番（漆田　修君）　これは補正でありますんで、それは正面切って100％反対という立場はとりづらいと思うんですよ、私自身はね。ただ、要綱の例えば拡大解釈して、これはこの中に入るだろうというような、そういう表現はやめてもらいたいと思います。例えばさっき言いました３条の第１項の「その事業に係る全ての経費」とかね、そういう曖昧な表現でなくて、具体的なことを要綱の中に入れてもらいたいと、それはこちらから改めてお願いしておきます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　ほかによろしいですか。

漆田議員、よろしいですか。

○９番（漆田　修君）　はい。

○議長（谷　　正君）　ほかに質疑ございますか。

清水議員。

○８番（清水清一君）　８番、清水。

16、17ページの地方創生事業の一番下でございます。補償補塡及び補償金という形でイベント等事業中止補助金100万円とございますけれども、どういうイベントが中止になってここで経費として100万円支出するようになったのかを聞きたいと思います。

それと、もう一つ、ついでに歳入です。12、13ページの一番上にあります土地売払い収入71万2,000円、これはどこの土地、何平米ぐらいを売却したのか。その２点をお伺いいたします。

○議長（谷　　正君）　地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君）　お答えいたします。

イベント等事業中止補償金でございますが、小中学校の修学旅行、これがコロナにより中止になった場合に、保護者への負担を求めないで、その辺のキャンセル料についてお支払いをするための補償金でございます。これは新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金のほうで対応させていただきます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君）　歳入のほうの不動産売払い収入の関係でございますけれども、こちらのほう、場所的には青市でございまして、買われた方のお宅の隣接地でありまして、そこは赤道の用途廃止した土地でちょうど法面が入っていた、隣接地から法面も含んだ土地になりますけれども、その方が自分の裏山から土がぽろぽろ落ちてくるので防災工事をしたいということで、当然町のほうも利用価値がほぼほぼない土地でありましたので、売払いをいたしました。面積的には54.98平米でございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第68号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第６９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第69号　令和４年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第69号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に219万4,000円を増額し、予算の総額を12億9,285万4,000円としたいものであります。

歳出では、第三者行為事務負担金の確定による調整及び国民健康保険税に係るシステム改修分として、総務費32万1,000円、令和３年度国・県交付金等の精算に係る償還金294万2,000円を増額し、概算払い額の確定に伴う国民健康保険事業納付金106万9,000円を減額するものであります。

また、歳入では、本算定の実施に伴う国民健康保険税の調整として781万3,000円を減額し、繰越金を1,000万7,000円増額いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第69号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第７０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第70号　令和４年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第70号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に505万4,000円を増額し、予算の総額を13億162万8,000円としたいものであります。

歳出では、社会保険診療報酬支払基金交付金の精算に伴う過年度交付金返還金として、７款諸支出金を494万4,000円増額するほか、人件費の調整を行うもので、歳入では10款繰越金を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第70号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第７１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第71号　令和４年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第71号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から432万6,000円を減額し、予算の総額を１億4,435万7,000円としたいものであります。

歳出では、本算定の実施に伴う後期高齢者医療広域連合納付金587万4,000円を減額し、令

和３年度事務費負担金精算分の調整として一般会計繰出金を154万8,000円増額するものであります。

歳入では、同じく本算定実施に伴う調整として後期高齢者医療保険料を602万9,000円、保険基盤安定繰入金を61万7,000円減額し、令和３年度事務費負担金の精算分で、雑入154万8,000円、繰越金77万2,000円を増額いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第71号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第７２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第72号　令和４年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）を議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第72号の提案理由を申し上げます。

本議案は、今般の電気料金の高騰に伴い、水道施設に係る動力費を調整するもので、原水・浄水・送水・配水給水費に832万7,000円を増額し、水道事業費用の総額を３億7,271万4,000円としたいものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第72号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、11時20分まで休憩といたします。

休憩　午前１１時１１分

再開　午前１１時２０分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第７３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷　　正君）　議第73号　令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第73号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げるものであります。

令和３年度は、昨年度に引き続き、第６次南伊豆町総合計画における主要施策の推進を図るとともに、財政健全化に最大限の配慮を図りながら事務事業の選択と最適化を推し進め、安定的な行政サービスの提供に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、感染と収束が繰り返され、町民生活や本町経済に大きな影響を及ぼす中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最大限に活用し、プレミアム付商品券の発行事業や、各種誘客促進事業など経済対策を実施したほか、ワクチンの追加接種体制を強化するなど感染対策に万全を期すことで、地域の活力と、安全・安心な生活の確保に全力で取り組んでまいりました。

令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額では63億4,213万5,702円、歳出総額では60億6,669万5,215円となり、歳入歳出差引額は２億7,544万487円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

髙橋正明代表監査委員。

〔代表監査委員　髙橋正明君登壇〕

○代表監査委員（髙橋正明君）　監査報告を申し上げます。

令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第２項の規定により、令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

令和４年８月25日。

南伊豆町監査委員、髙橋正明。同、稲葉勝男。

次ページをお開きください。

令和３年度南伊豆町一般会計決算審査及び基金運用審査意見書。

第１、審査の概要。

１、南伊豆町監査基準に準拠して実施した。

２、審査の種類。

決算審査。

基金運用状況審査。

３、審査の対象。

（１）令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算書及び関係帳簿、帳票類。

（２）令和３年度財産に関する調書。

（３）令和３年度基金運用状況調書。

４、審査の着眼点。

予算執行の効率性及び財務分析。

数値の正確性及び運用の効率性。

５、審査の実施内容。

（１）実施期間。

令和４年７月12日から令和４年８月25日まで。

（２）実施手続。

提出された審査資料等を確認し、関係職員等からの説明を聴取した。

第２、審査の結果。

上記の記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。また、町長から提出された基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることが認められた。なお、同決算書に関する審査の結果は次のとおりである。

以下、１の一般会計決算及び財政状況から７ページの資金事情につきましては記載のとおりでございます。後ほどご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、７ページの下段の第４、審査意見。

歳入歳出とも計数に誤りはなく、証書類も整理され、適正なものと認めた。また、同決算に関する所見は次のとおりである。

１、一般会計決算収支について。

形式収支は２億7,544万1,000円、実質収支も同じく２億7,544万1,000円となった。

なお、実質収支から前年度実質収支額を控除した単年度収支額は6,195万円で、実質単年度収支は１億9,542万1,000円の黒字となった。

今後も極力財政の安定を図るため基金への積増しができるよう努力されたい。

２、一般会計歳入について。

歳入決算額は、前年度と比較すると１億9,698万7,000円減少している。主な要因は、国庫支出金マイナス５億4,613万5,000円、町債マイナス１億4,310万円、繰入金マイナス4,558万9,000円、町税マイナス3,072万7,000円、諸収入マイナス3,060万5,000円である。

経常的収入である町税は、対前年比マイナス3,072万7,000円で、その主なものは、固定資産税マイナス2,864万4,000円、町民税マイナス484万1,000円である。

町税全体の収納率は97.61％（前年度96.77％）で、前年度比0.84％の改善となり、昨年度に引き続き県内でも高水準を維持している。

ふるさと納税制度については、２億543万8,000円の寄附額（前年度比3,965万9,000円増）を計上した。その成果は、地域の活性化に大きく貢献しており、引き続き増加に向け努力してほしい。

３、一般会計歳出について。

前年度決算額との対比（別表４）では、令和３年度は１億9,383万4,000円の減少となった。減少した主な要因は、定額給付金事業や子育て支援センター機能棟新設工事及び災害復旧工事の終了やＧＩＧＡスクール構想に基づく端末整備の終了に伴う機器備品の減少によるものである。

さらに性質別に前年度と対比してみると、別表６のとおりである。

４、財政分析。

財政力指数は0.30と低位にある。県平均、郡平均と比較してもかなり下回っているため、安定的な町政運営をするには、自主財源の確保が重要課題である。

経常収支比率は85.4％となり、昨年度の87.4％と比較して2.0％低下し、やや改善した。

基金残高比率は、新たな積立てを行ったため60.3％となり、前年度より2.5％増加し、全体的にはおおむね良好である。

５、町債について。

一般会計残高は52億5,030万4,000円と、前年比2,278万7,000円の減少となった。

減少した主な要因は、普通交付税の増額に伴い、臨時財政対策債の発行を見送ったためである。町債残高の増加は、財政健全化指標の悪化につながるため、引き続き、計画的な町債の発行に努められたい。

６、基金について。

財政基盤の安定化を図る財政調整基金は１億3,347万1,000円の積立てがされ、全体の基金残高は21億8,231万3,000円（前年比２億6,383万8,000円増）となった。これは、財政調整基金に１億3,000万円を新規に積み立てたことが主因である。また、運用状況については、従来の定期預金運用から一部公共債での運用も行い、資金の効果的な活用を図っている。今後、安定的な財政運営を行うため、さらなる基金管理、運用に努められたい。

第５、結びに。

令和３年度は、新型コロナウイルスの発生から３年目を迎えることになったが、いまだ収束が見通せず、さらにはロシアのウクライナへの侵略という世界的な事案により、我が国、そして当町においても、生活や経済活動に甚大な影響を与えている。

このため、３回のプレミアム商品券発行など、地域経済対策を実施しているが、いまだ回復には遠く、地域中心産業である観光産業においても同様に厳しい状況が続いている。

一方で、当町の重要な財源であるふるさと寄附金については、自粛期間に伴う巣籠もり需要の効果や返礼品の増加などにより、前年度と比較し大幅な増収となった。

ふるさと納税制度は、地域産業の活性化に大きく貢献し、また、人口の減少と高齢化が進み、税収の伸びが期待できない状況下の当町にとって大きな財源となっていることから、返礼品のさらなる充実を図るなど、財源確保に向けた積極的な取組を期待するものである。

また、日銀による金融緩和政策の長期化により、預貯金の金利はほぼゼロの状況にあり、

引き続き資産の保全を図りつつ、新たな運用手法も取り入れながら資金の効率的な活用を図っていくことが重要と考える。

なお、今後は、公共施設等総合管理計画に基づいたインフラ資産の更新等、非常に大きな財政需要が発生すると見込まれるため、基金の確保がさらに重要となると思われる。

健全な財政運営を進めるため、安定的で持続的な行政基盤の確保に向け、なお一層の努力が必要であると考える。

令和４年８月25日。

南伊豆町監査委員、髙橋正明。同、稲葉勝男。

以上でございます。

○議長（谷　　正君）　ありがとうございました。

監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君）　議第73号　令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の３ページ、４ページをご覧ください。

歳入から、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

１款町税、収入済額８億3,751万7,985円、不納欠損額686万5,080円、収入未済額1,366万4,265円。

２款地方譲与税、収入済額6,173万2,000円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、３款から14款までと、16款から20款までは、不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみの説明とさせていただきます。

３款利子割交付金46万4,000円。

４款配当割交付金394万5,000円。

５款株式等譲渡所得割交付金562万6,000円。

６款地方消費税交付金１億9,339万円。

７款法人事業税交付金675万1,000円。

８款ゴルフ場利用税交付金460万9,360円。

９款自動車取得税交付金ゼロ。

10款環境性能割交付金561万8,000円。

11款地方特例交付金3,967万3,000円。

次ページに移りまして、12款地方交付税25億8,555万1,000円。

13款交通安全対策特別交付金75万4,000円。

14款分担金及び負担金2,292万6,433円。

15款使用料及び手数料4,802万1,955円、不納欠損額10万7,450円、収入未済額58万8,330円。

収入未済額の主なものは、道路及び河川占用料の未納分でございます。

16款国庫支出金９億7,743万959円。主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金２億4,322万2,000円、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金１億2,350万円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金8,485万5,000円、道路メンテナンス事業費補助金１億4,500万8,000円などでございます。

17款県支出金４億427万6,162円。主なものは、新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金5,171万円、地震・津波対策等減災交付金１億355万3,000円などでございます。

18款財産収入637万4,119円。

19款寄附金２億1,323万8,475円。

20款繰入金4,244万1,212円。主なものは、ふるさと応援基金繰入金2,985万1,600円などでございます。

21款繰越金２億7,859万4,306円。

22款諸収入１億7,320万736円。主なものは、プレミアム付商品券売上金6,313万円などでございます。

次のページに移りまして、23款町債４億3,000万円。

以上、歳入合計では、予算現額63億4,786万7,000円、調定額63億6,336万827円、収入済額63億4,213万5,702円、不納欠損額697万2,530円、収入未済額1,425万2,595円。予算現額と収入済額との比較ではマイナス573万1,298円でございます。

引き続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

９ページ、10ページをご覧下さい。

１款議会費5,928万7,089円。

２款総務費12億5,661万5,645円。翌年度繰越額264万円、これは住民基本台帳システム改修委託料でございます。

また、歳出の主なものは、１項総務管理費、４目施設管理費、庁舎管理事務、庁舎非常用自家発電設備更新工事4,022万円、12目地域づくり推進費、ふるさと寄附金事業、記念品代5,935万3,626円、地方創生事業、旧杉並区職員寮リノベーション工事5,244万8,000円、サテライトオフィス開設事業費補助金6,835万6,800円、15目基金費、財政調整基金積立金１億3,347万906円、庁舎建設基金積立金2,002万39円、公共施設整備基金積立金5,006万3,173円、ふるさと応援基金積立金9,334万5,033円などでございます。

３款民生費14億694万9,171円。翌年度繰越額5,240万7,000円、これは非課税世帯臨時特別給付金、家計急変世帯臨時給付金、子育て世帯臨時特別給付金でございます。

また、歳出の主なものは、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、非課税世帯臨時特別給付金１億2,690万円、２項児童福祉費、３目子育て支援費、子育て世帯臨時特別給付金8,430万円などでございます。

４款衛生費５億9,991万7,577円。主なものは、２項清掃費、１目清掃総務費、清掃センター包括運転管理業務委託１億4,761万8,900円などでございます。

５款農林水産業費２億5,450万2,406円。主なものは、３項水産業費、３目漁業集落排水事業費、浄化槽整備事業費補助金8,915万600円などでございます。

６款商工費４億7,178万2,063円。主なものは、１項商工費、８目新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業費、プレミアム付商品券事業交付金２億4,736万3,500円などでございます。

７款土木費７億1,550万1,565円。主なものは、２項道路橋梁費、３目橋梁維持費、橋梁長寿命化修繕事業、前原橋橋梁耐震補修工事7,509万7,000円、銀の湯橋橋梁補修工事4,132万7,000円、来宮橋橋梁補修工事6,494万4,000円などでございます。

次のページをご覧ください。

８款消防費４億4,289万1,001円。主なものは、１項消防費、５目災害対策費、防災施設管理事務、デジタル同報系防災行政無線整備工事１億5,629万9,000円などでございます。

９款教育費３億8,408万728円。主なものは、５項保険体育費、１目保険体育総務費、町営テニスコート改修工事4,629万9,000円などでございます。

10款災害復旧費645万1,362円。

11款公債費４億6,871万6,608円。内訳では、償還金元金４億5,278万6,772円、償還金利子1,592万9,836円でございます。

12款予備費ゼロ。

以上、歳出合計では、予算現額63億4,786万7,000円、支出済額60億6,669万5,215円、翌年度繰越額5,504万7,000円、不用額２億2,612万4,785円、予算現額と支出済額との比較では２億8,117万1,785円で歳入歳出差引残額は２億7,544万487円でございます。

本決算書の詳細については、次ページ以降の「事項別明細書」、153ページの「実質収支に関する調書」及び154ページからの「財産に関する調書」並びに、別冊の決算附属資料の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、一般会計における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議なしと認めます。

よって、議第73号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第７４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷　　正君）　議第74号　令和３年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第74号の提案理由を申し上げます。

本議案についても同様に、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和３年度決算額は、歳入総額13億5,442万1,190円、歳出総額11億9,863万9,334円で、差引残額１億5,578万1,856円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告につきましては、お手元に配付した決算審査意見書をもって代えさせていただきます。この後の各特別会計の決算審査意見書の報告も同様とするのでご承知願います。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君）　議第74号　令和３年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の160ページ、161ページをご覧ください。

歳入から朗読し、説明とさせていただきます。

１款国民健康保険税、収入済額２億1,367万6,193円、不納欠損額504万1,725円、収入未済額1,266万9,100円。

２款一部負担金、収入済額ゼロ。

３款使用料及び手数料、収入済額11万6,500円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額はゼロですので、収入済額のみの説明とさせていただきます。

４款国庫支出金、収入済額38万9,000円。

６款県支出金８億8,438万2,799円。

７款財産収入９万6,216円。

８款繰入金8,946万5,349円。

９款繰越金１億5,043万9,176円。

10款諸収入1,585万5,957円。

歳入合計、予算現額12億8,300万1,000円、調定額13億7,213万2,015円、収入済額13億

5,442万1,190円、不納欠損額504万1,725円、収入未済額1,266万9,100円、予算現額と収入済額との比較は7,142万190円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出でありますが、１款総務費、支出済額332万2,314円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がありませんので、支出済額のみとさせていただきます。

２款保険給付費８億5,909万9,680円。

３款国民健康保険事業費納付金３億1,099万5,735円。

４款共同事業拠出金17円。

６款保健事業費1,500万9,713円。

７款基金積立金９万6,216円。

８款公債費ゼロ。

９款諸支出金1,011万5,659円。

10款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額12億8,300万1,000円、支出済額11億9,863万9,334円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は8,436万1,666円でございます。

歳入歳出差引残額は１億5,578万1,856円でありまして、基金繰入額はゼロ円でございます。

なお、詳細については、次のページからの「事項別明細書」、183ページの「財産に関する調書」及び別冊の決算附属資料でございます「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、国民健康保険特別会計における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議なしと認めます。

よって、議第74号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第７５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷　　正君）　議第75号　令和３年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第75号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和３年度決算額は、歳入総額13億7,225万9,791円、歳出総額12億1,597万8,997円で、差引残額１億5,628万794円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君）　議第75号　令和３年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の184ページ、185ページをご覧ください。

歳入から朗読し、説明とさせていただきます。

１款保険料、収入済額２億7,347万2,161円、不納欠損額125万3,591円、収入未済額262万5,772円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額はゼロでございますので、収入済額のみとさせていただきます。

３款手数料２万7,900円。

４款国庫支出金３億1,162万9,659円。

５款支払基金交付金３億892万3,959円。

６款県支出金１億8,113万452円。

７款財産収入86円。

８款寄附金ゼロ。

９款繰入金１億7,181万4,003円。

10款繰越金１億2,294万8,771円。

11款諸収入231万2,800円。

歳入合計、予算現額12億5,780万5,000円、調定額13億7,613万9,154円、収入済額13億7,225万9,791円、不納欠損額125万3,591円、収入未済額262万5,772円、予算現額と収入済額との比較では１億1,445万4,791円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出でありますが、１款総務費、支出済額776万5,313円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がありませんので、支出済額のみとさせていただきます。

２款保険給付費11億736万88円。

３款財政安定化基金拠出金ゼロ。

４款地域支援事業費3,727万2,639円。

５款基金積立金5,000万1,000円。

６款公債費ゼロ。

７款諸支出金1,357万9,957円。

８款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額12億5,780万5,000円、支出済額12億1,597万8,997円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は4,182万6,003円でございます。

歳入歳出差引残額は１億5,628万794円でありまして、このうち基金繰入額はゼロ円でございます。

なお、詳細については、次のページからの「事項別明細書」、213ページの「財産に関する調書」及び別冊決算附属資料でございます「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、介護保険特別会計における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議なしと認めます。

よって、議第75号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第７６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷　　正君）　議第76号　令和３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第76号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和３年度決算額は、歳入総額１億3,655万8,237円、歳出総額１億3,564万6,577円で、差引残額91万1,660円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君）　議第76号　令和３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の214、215ページをご覧ください。

歳入から朗読し、説明とさせていただきます。

１款後期高齢者医療保険料、収入済額9,081万4,560円、不納欠損額8,600円、収入未済額36万2,640円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみとさせていただきます。

２款使用料及び手数料２万700円。

３款寄附金ゼロ。

４款繰入金4,353万740円。

５款繰越金31万3,160円。

６款諸収入187万9,077円。

歳入合計、予算現額１億3,743万4,000円、調定額１億3,692万9,477円、収入済額１億3,655万8,237円、不納欠損額8,600円、収入未済額36万2,640円、予算現額と収入済額との比較はマイナス87万5,763円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございますが、１款総務費、支出済額191万3,258円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみとさせていただきます。

２款後期高齢者医療広域連合納付金１億3,186万7,242円。

３款諸支出金186万6,077円。

歳出合計、予算現額１億3,743万4,000円、支出済額１億3,564万6,577円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は178万7,423円でございます。

歳入歳出差引残額は91万1,660円、このうち基金繰入額はゼロ円でございます。

以下、詳細については、次のページからの「事項別明細書」及び別冊の決算附属資料「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、後期高齢者医療特別会計における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、議第76号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第７７号～議案第７９号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷　　正君）　議第77号　令和３年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号　令和３年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、並びに議第79号　令和３年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第77号、議第78号及び議第79号の提案理由を申し上げます。

本３議案についても、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

議第77号　令和３年度南上財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額23万1,879円、歳出総額７万1,498円で、差引額16万381円となりました。

議第78号　令和３年度南崎財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額40万5,230円、歳出総額34万4,536円で、差引額６万694円となりました。

議第79号　令和３年度三坂財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額608万7,328円、歳出総額604万1,168円で、差引額４万6,160円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君）　議第77号　令和３年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算、議第78号　令和３年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算及び議第79号　令和３年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算について、続けてご説明申し上げます。

まず、令和３年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の227、228ページをご覧ください。

歳入から朗読し、説明とさせていただきます。

１款財産収入、収入済額13万97円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみの説明とさせていただきます。

３款繰越金10万1,782円。

歳入合計、予算現額23万3,000円、調定額及び収入済額23万1,879円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較マイナス1,121円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございますが、１款総務費、支出済額７万1,498円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額23万3,000円、支出済額７万1,498円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は16万502円でございます。

歳入歳出差引残額16万381円は、令和４年度へ繰り越しました。

詳細については、次のページからの「事項別明細書」、236ページの「財産に関する調書」及び別冊の決算附属資料「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

続きまして、238、239ページをご覧ください。

令和３年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明いたします。

１款繰越金、収入済額６万5,694円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみとさせていただきます。

３款財産収入33万9,536円。これは、風力発電用地貸付料が主なものでございます。

歳入の合計、予算現額40万5,000円、調定額及び収入済額ともに40万5,230円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較は230円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございますが、１款総務費、支出済額34万4,536円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額40万5,000円、支出済額34万4,536円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は６万464円でございます。

歳入歳出差引残額６万694円は、令和４年度へ繰り越しました。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、247ページの「財産に関する調書」、及び別冊の決算附属資料「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

続きまして、249ページ、250ページをご覧ください。

令和３年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明いたします。

１款財産収入、収入済額516万2,740円。これは、土地貸付料が主なものでございます。不納欠損額及び収入未済額ともにゼロです。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみとさせていただきます。

２款繰入金90万円。

３款繰越金２万4,588円。

歳入合計、予算現額662万8,000円、調定額及び収入済額608万7,328円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス54万672円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出でございますが、１款総務費、支出済額604万1,168円。翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額662万8,000円、支出済額604万1,168円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は58万6,832円でございます。

歳入歳出差引残額４万6,160円は、令和４年度へ繰り越しました。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、258ページの「財産に関する調書」及び別冊の決算附属資料「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、南上・南崎・三坂、それぞれの財産区特別会計における決算の内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案３件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議なしと認めます。

よって、議第77号議案、議第78号議案並びに議第79号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第８０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷　　正君）　議第80号　令和３年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第80号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和３年度決算額は、歳入総額204円、歳出総額204円の同額であり、差引額はゼロ円であります。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君）　議第80号　令和３年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の260、261ページをご覧ください。

歳入から朗読し、説明とさせていただきます。

１款財産収入、収入済額204円。内訳は、土地開発基金利子でございます。不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額1,000円、調定額及び収入済額ともに204円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス796円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございますが、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみとさせていただきます。

１款公共用地取得費ゼロ。

２款繰出金204円

歳出合計、予算現額1,000円、支出済額204円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と

支出済額との比較796円。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、269ページの「財産に関する調書」及び別冊の決算附属資料「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、土地取得特別会計における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議なしと認めます。

よって、議第80号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第８１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷　　正君）　議第81号　令和３年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第81号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和３年度決算額は、歳入総額3,429万324円、歳出総額3,206万6,838円で、差引残額222万3,486円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君）　議第81号　令和３年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の270、271ページをご覧ください。

歳入から朗読し、説明とさせていただきます。

１款分担金及び負担金、収入済額3,155万8,000円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

２款繰越金、収入済額273万2,324円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

歳入合計、予算現額3,429万円、調定額及び収入済額3,429万324円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較324円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございますが、１款総務費、支出済額3,206万6,838円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額3,429万円、支出済額3,206万6,838円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較222万3,162円。

歳入歳出差引残額は222万3,486円でございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」及び別冊の決算附属資料の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議なしと認めます。

よって、議第81号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第８２号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷　　正君）　議第82号　令和３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第82号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和３年度決算額は、歳入総額２億7,378万4,584円、歳出総額２億7,312万9,584円で、差引残額65万5,000円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君）　議第82号　令和３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の279、280ページをご覧ください。

歳入から朗読し、説明とさせていただきます。

１款分担金及び負担金、収入済額113万8,200円、不納欠損額36万4,000円、収入未済額131万2,000円。

２款使用料及び手数料、収入済額3,892万9,718円、不納欠損額4,320円、収入未済額２万3,068円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみとさせていただきます。

３款国庫支出金1,900万円。

５款繰入金１億7,634万2,085円。

６款繰越金1,669万3,000円。

７款諸収入278万1,581円。

８款町債1,890万円。

歳入合計、予算現額２億8,279万1,000円、調定額２億7,548万7,972円、収入済額２億7,378万4,584円、不納欠損額36万8,320円、収入未済額133万5,068円、予算現額と収入済額との比較マイナス900万6,416円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出でございますが、１款下水道費、支出済額7,879万5,003円、翌年度繰越額115万5,000円。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみとさせていただきます。

２款業務費7,689万7,174円。

３款公債費１億1,743万7,407円。

４款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額２億8,279万1,000円、支出済額２億7,312万9,584円、翌年度繰越額115万5,000円、不用額850万6,416円、予算現額と支出済額との比較966万1,416円。

歳入歳出差引残額65万5,000円は、令和４年度へ繰り越しました。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、294ページからの「財産に関する調書」及び別冊の決算附属資料の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、公共下水道特別会計における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議なしと認めます。

よって、議第82号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第８３号～議案第８５号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷　　正君）　議第83号　令和３年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第84号　令和３年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、並びに議第85号　令和３年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第83号、議第84号及び議第85号の提案理由を申し上げます。

本３議案についても、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

議第83号　令和３年度子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入歳出の総額ともに1,657万9,120円で、差引残額はありません。

議第84号　令和３年度中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入歳出の総額ともに3,682万142円で、差引残額はありません。

議第85号　令和３年度妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入歳出の総額ともに2,315万2,531円で、差引残額はありません。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君）　議第83号　令和３年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計、議第84号　令和３年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計及び議第85号　令和３年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計についてご説明申し上げます。

まず、令和３年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の296、297ページをご覧ください。

歳入から款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で朗読いたします。

１款分担金及び負担金、収入済額、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみとさせていただきます。

２款使用料及び手数料413万4,170円。

３款繰入金920万2,824円。

４款諸収入４万2,126円。

８款町債320万円。

歳入合計、予算現額1,946万6,000円、調定額及び収入済額ともに1,657万9,120円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス288万6,880円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出でありますが、款、支出済額、翌年度繰越額の順でご説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみのとさせていただきます。

１款総務費、支出済額420万3,896円。

２款公債費913万2,974円。

３款漁業集落環境整備費324万2,250円。

歳出合計、予算現額1,946万6,000円、支出済額1,657万9,120円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較288万6,880円。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、305ページからの「財産に関する調書」及び別冊の決算附属資料の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

次に、307、308ページをご覧ください。

続けて、中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入でありますが、１款分担金及び負担金、収入済額323万3,828円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみとさせていただきます。

２款使用料及び手数料320万6,500円。

３款繰入金426万612円。

５款諸収入３万9,202円。

６款国庫支出金1,313万円。

７款県支出金355万円。

８款町債940万円。

歳入合計、予算現額4,123万2,000円、調定額及び収入済額3,682万142円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス441万1,858円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出につきましては、翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみのとさせていただきます。

１款総務費397万5,409円。

２款公債費360万2,883円。

３款漁業集落環境整備費2,924万1,850円。

歳出合計、予算現額4,123万2,000円、支出済額3,682万142円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は441万1,858円。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、318ページからの「財産に関する調

書」及び別冊の決算附属資料の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

次に、320、321ページをご覧ください。

続けて、妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入でありますが、１款分担金及び負担金、収入済額275万7,100円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみとさせていただきます。

２款使用料及び手数料334万7,410円。

３款繰入金779万3,470円。

５款諸収入６万5,551円。

６款国庫支出金367万円。

７款県支出金91万9,000円。

８款町債460万円。

歳入合計、予算現額2,405万5,000円、調定額及び収入済額2,315万2,531円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス90万2,469円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出につきましては、翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみのとさせていただきます。

１款総務費723万1,211円。

２款公債費545万585円。

３款漁業集落環境整備費1,047万735円。

歳出合計、予算現額2,405万5,000円、支出済額2,315万2,531円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額の比較90万2,469円。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、331ページからの「財産に関する調書」及び別冊の決算附属資料の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、子浦・中木・妻良それぞれの漁業集落排水事業特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案３件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議なしと認めます。

よって、議第83号議案、議第84号議案並びに議第85号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第８６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷　　正君）　議第86号　令和３年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第86号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき議会の承認をいただくもので、監査委員の意見を付してご提案申し上げるものであります。

当期の水道事業収益は３億3,074万2,253円となり、水道事業費用は３億2,911万8,236円となりました。

資本的収支決算額では、企業債及び国県補助金等を含めた収入額で7,580万7,157円となり、建設改良費のほか企業債償還金等に係る支出額は１億8,409万9,994円となりました。このため、収支において不足する額１億829万2,837円は、過年度損益勘定留保資金ほかで補塡をいたしました。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

髙橋正明代表監査委員。

〔代表監査委員　髙橋正明君登壇〕

○代表監査委員（髙橋正明君）　それでは、お手元の資料に基づき監査報告を申し上げます。

令和３年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第２項の規定により、令和３年度南伊豆町水道事業会計決算及び関係帳簿、証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

令和４年７月31日。

南伊豆町監査委員、髙橋正明。同、稲葉勝男。

次ページをお開きください。

令和３年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

第１、審査の概要。

１、南伊豆町監査基準に準拠して実施した。

２、審査の種類。

決算審査。

３、審査の対象。

令和３年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算書及び関係帳簿、証書類、帳票類。

４、審査の着眼点。

予算執行の効率性及び財務分析。

数値の正確性及び運用の効率性。

５、審査の実施内容。

（１）実施期間。

令和４年６月23日から令和４年７月31日まで。

（２）実施手続。

提出された審査資料等を確認し、関係職員等からの説明を聴取した。

第２、審査の結果。

上記の記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

なお、同決算に関する審査の結果は、次のとおりである。

１、決算諸表について。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

以下、２の経営状況についてから６ページの（５）の水質検査契約につきましては、記載のとおりでございます。

６ページの第３、審査意見。

歳入歳出とも計数に誤りはなく、証書類も整備され、適正なものと認めた。

第４、結びに。

令和３年度水道事業会計決算審査の結果については、前述のとおり証書類は整備され、会計経理は適正に処理されていることを認めた。

業務状況についてみると、給水人口は7,653人で前年度と比較して131人（1.7％）減少し、給水戸数は4,322戸で48戸（1.1％）減少している。

水道収益に直結する総配水量は139万1,141立法メートルと前年度と比較して７万6,842立方メートル（5.9％）増加しているが、総有収水量は111万382立法メートルと前年度と比較して１万2,411立方メートル（1.1％）減少している。

このことから、有収率は79.82％と同規模団体の全国平均79.76％と比較すると0.06ポイント上回っているが、今後も計画的な老朽配水管の布設替え工事を継続して行うことが重要であり、漏水対策にしっかり対応し、有収率の向上に努められたい。

次に、水道施設整備については、平成29年度から南伊豆町水道事業ビジョンに基づき老朽管の更新等に着手されており、令和３年度においては、国県補助を受けて一色地区内において542メートル、差田地区内において240メートル、一條地区内において98メートルの配水管布設替え工事が完了した。

また、町単事業としては、加納地区の配水管老朽化に伴い22メートルの布設替え工事を行った。

引き続き、今後予想されている大規模災害時の体制強化など災害対策をより一層推進し、施設の改良、更新の実施に当たっては、水需要が減少しているため、適正な能力を備えたダウンサイジングの検討も含め効率的、計画的に行っていくことが必要である。

次に、当年度末未処分利益剰余金は1,036万2,000円となるものの、総収入３億960万2,000円に対して総費用３億1,427万3,000円と、純利益マイナス467万1,000円を計上し、他会計からの補助金を勘案すると収支は大幅な赤字となる。収支の連続した赤字計上は、コロナ禍という特殊事情による大幅な収入の減少もあるが、水道事業の構造的な要因も大きい。経営手法を分析の上、コスト面、供給面の改善は不可欠となっている。

また、未収金については、令和３年度末144万7,000円と前年度比14万9,000円増加しており、このうち現年度未収金は16万6,000円増加している。これは水道漏水のため減免後の料金が大幅に増額した使用者から分割払いの申込みがあったことによるものである。一方、長期及び恒常的未納者についても、給水停止等の対策強化により、減少傾向にあるが、不納欠損処分３万7,000円を計上していることから、今後も水道使用者の負担公平の原則を保つため、なお一層の徴収努力を望むものである。

水道は住民生活の重要なライフラインであり、将来にわたり安定的に提供していかなければならないが、急激な人口減少、観光産業の低迷に伴う流動人口の減少により料金収入は減少し、節水型家庭用品の普及により有収水量の大幅な増加は期待できない状況にある中で、老朽化した水道施設の更新など多額の設備投資が必要であり、収益に反映されない資本費の増加が見込まれるため、今後はさらに厳しい財務状況となるが推察される。

このような水道事業を取り巻く情勢を認識した上で、平成26年度から導入した民間活力を最大限に活用し、適切な進捗管理の下、健全な事業経営の継続とさらなる合理化、能率化を含めた経営安定化に引き続き努めるとともに、安全・安心・安定した飲料水の供給に取り組まれることを望むものである。

令和４年７月31日。

南伊豆町監査委員、髙橋正明。同、稲葉勝男。

以上でございます。

○議長（谷　　正君）　監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長　高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君）　それでは、令和３年度南伊豆町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の１、２ページをご覧下さい。

水道事業会計予算書第３条に係る収益的収入及び支出の決算額でありまして、収入から順にご説明いたしますが、本報告は、消費税を含むものでございます。

第１款水道事業収益では、予算額３億3,294万3,000円に対し、決算額３億3,074万2,253円となり、220万747円減となりました。

内訳では、第１項営業収益で２億3,897万2,592円、第２項営業外収益で9,176万9,661円となりました。

次に支出でありますが、第１款水道事業費用では、予算額３億5,211万4,000円に対し、決算額３億2,911万8,236円となり、不用額は2,299万5,764円となりました。

内訳では、第１項営業費用で３億1,138万5,435円、第２項営業外費用で1,773万2,801円となりました。

また、項目別決算額に係る仮受消費税及び地方消費税等の計算説明については、決算書の39ページに記載してございますので割愛させていただきます。

次に、３、４ページをご覧ください。

第４条に係る資本的収入及び支出の決算額でありまして、収入から順にご説明いたします。

第１款資本的収入の予算額7,832万4,000円に対しまして、決算額7,580万7,157円となり、251万6,843円の減となりました。

内訳では、第１項他会計繰入金が1,556万8,957円、第２項国県補助金で1,518万円、第３項企業債3,630万円、第５項建設改良工事負担金で875万8,200円となりました。

次に、支出では、第１款資本的支出の予算額１億9,837万2,000円に対しまして、決算額１億8,409万9,994円となりました。不用額は1,427万2,006円となりました。

内訳では、第１項建設改良費で9,974万4,368円、第２項企業債償還金は8,435万5,626円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億829万2,837円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額583万3,431円、過年度損益勘定留保資金8,074万4,935円、当年度損益勘定留保資金2,171万4,471円で補塡いたしました。

次に５、６ページの損益計算書をご覧ください。

本計算書は税抜き表示となっております。

１、営業収益では、（１）給水収益から（２）その他営業収益までの合計額で２億1,785万1,777円となり、２、営業費用では、（１）原水、浄水、送水、配水給水費から（６）その他営業費用までの合計額で２億9,712万3,262円となりました。このため、営業損失は

7,927万1,485円となります。

３、営業外収益では、（１）受取利息及び配当金から（４）長期前受金戻入までの合計額が9,174万9,876円となり、４、営業外費用は、（１）支払利息及び企業債取扱諸費及び（２）雑支出の合計額1,714万9,773円となりましたので、差引営業利益は7,460万103円となっております。このため、経常損失は467万1,382円となりました。

当該、経常損失が当年度純損失となりますので、前年度繰越利益剰余金1,503万3,443円との差引額1,036万2,061円が当年度未処分利益剰余金となります。

次の７、８ページは、令和３年度水道事業会計に係る剰余金計算書となっております。資本金には826万4,957円の一般会計繰入金がございましたので、当年度末残高では15億4,495万298円となりました。剰余金のうち、資本剰余金に当年度変動はなく、1,096万3,416円で、利益剰余金は、未処分利益剰余金前年度末残高1,503万3,443円から当年度純損失467万1,382円を差し引いた1,036万2,061円が当年度末残高となりました。このため、資本金と剰余金を合わせた15億6,627万5,775円が当年度末における資本合計残高となります。

次に９、10ページの貸借対照表をご覧下さい。

資産の部では、１、固定資産の（１）有形固定資産で33億8,827万464円となっております。なお、当該有形固定資産の明細については、決算書32、33ページに記載の有形固定資産明細書をご確認ください。（２）無形固定資産では、水利権などで235万5,000円でありまして、固定資産の合計額は33億9,109万8,464円となりました。

また、２、流動資産では、現金預金で１億577万5,001円、未収金で1,449万9,077円、貯蔵品337万1,980円でありまして、流動資産の合計額では１億2,364万6,058円となり、このことから資産の合計額は35億1,474万4,522円であります。

負債の部では、３、固定負債で企業債８億8,600万2,838円のほか、４、流動負債で１億2,851万5,236円、５、繰延収益９億3,395万673円などで、19億4,846万8,747円となっております。

資本の部では、６、資本金として自己資本金15億4,495万298円のほか、７、剰余金では、資本剰余金1,096万3,416円に利益剰余金1,036万2,061円を加えた2,132万5,477円となり、資本合計では15億6,627万5,775円であります。

以上のことから、負債資本合計額は35億1,474万4,522円となり、資産合計額と同額となるものでございます。

本決算書11ページ以降につきましては、令和３年度水道事業に係る事業報告書であり、附

属書類としてキャシュフロー計算書、財務諸表等を付してございますので、ご確認をお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議なしと認めます。

よって、議第86号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（谷　　正君）　本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会　午後　１時４５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　谷　　正

署　名　議　員　　比野下　　文　　男

署　名　議　員　　加　　畑　　毅

令和４年９月定例町議会

（第３日　９月28日）

令和４年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

令和４年９月２８日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第７３号　令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　議第７４号　令和３年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　議第７５号　令和３年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議第７６号　令和３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議第７７号　令和３年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議第７８号　令和３年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　議第７９号　令和３年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　議第８０号　令和３年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　議第８１号　令和３年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　議第８２号　令和３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　議第８３号　令和３年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　議第８４号　令和３年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１４　議第８５号　令和３年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１５　議第８６号　令和３年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
日程第１６　議第８７号　物品購入契約の締結について（令和４年度加納テニスコートコンテナトイレ購入）

日程第１７　議第８８号　令和４年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）

日程第１８　各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	黒田利貴男君	２番	宮田和彦君
３番	比野下文男君	４番	加畑　毅君
５番	谷　正君	６番	長田美喜彦君
７番	稲葉勝男君	８番	清水清一君
９番	漆田　修君	１０番	齋藤　要君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野　薫君	総務課長	渡邊雅之君
防災室長	平山貴広君	企画課長	菰田一郎君
地方創生室長	勝田智史君	地域整備課長	飯田満寿雄君
商工観光課長	大野孝行君	町民課長	齋藤重広君
健康増進課長	山田日好君	福祉介護課長	髙橋健一君
教育委員会事務局長	佐藤由紀子君	生活環境課長	高野克巳君
会計管理者	佐藤禎明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	係長	内藤彰一

開会　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（谷　　正君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

これより、令和４年９月南伊豆町議会定例会本会議第３日の会議を開きます。

コロナ対策、クールビズにつきましては、初日に申し上げたとおりの対応をお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（谷　　正君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷　　正君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　比野下　文　男　君

４番議員　　加　畑　　毅　君

◎議第７３号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　これより議案審議に入ります。

議第73号　令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長　比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君）　改めて、おはようございます。

予算決算常任委員会委員長の比野下です。

本委員会に付託された議第73号　令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員は、報告書に記載のとおりです。

なお、これにつきましては、他の付託件目についても同様に記載のとおりですので、以降省略します。

また、審議中にあった質疑または意見、要望事項についても、委員会において全員賛成で認定することに決定した付託件目では、記載のとおりとし、朗読を省略します。

議事件目、付託件目、議第73号　令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項は記載のとおりです。

以上です。

○議長（谷　　正君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋議員。

○１１番（横嶋隆二君）　令和３年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定に当たって、賛成の討論を行います。

令和３年度は、岡部町政２期目の最初の年度でありました。100年に一度と言われるパンデミック、新型コロナ禍の２年目でありました。

自治体の果たすべき役割の第一は、住民の福祉・生活・生命の安全を守ることであります。岡部町政は１期目から、高校生バス通学費助成、こども医療費18歳までの無料化、令和３年度では、悪天候時の送迎の安全が課題であった南崎認定こども園の南伊豆認定こども園との

統合、それに伴う子育て支援センター棟の新築など、子育て支援を柱にした施策を実行し、積み重ねてきました。こうした施策は、新型コロナパンデミックの下でも、半島先端の条件不利地域で生活する若者世代はもとより、地域全体の下支えの重要さを発揮しました。

もとより南伊豆町は、先代から、半農半漁の共働きを支える保育事業を地域のものとして大事にしてきましたが、今日的にこれを公のものとして維持・発展してきたことの意義は極めて重要であります。

子供の命を預かる保育事業が民間に投げ出されたところで、送迎バスの中への子供の放置死亡事故が起こるとか、あるいは保育従事者の待遇も保障されていない、こうしたことが明らかになってきております。次代を担う世代をゼロ歳からしっかりと公で見守る宝の制度を守り、発展されたい。

高齢者施策では、敬老金が廃止された下で、生活支援の支給が行われましたが、緊急見守りシステムや、管理栄養士の下で管理された配食サービスの制度は、独り暮らしのお年寄りにどんなに安心を与えるか知れません。地域連携の下で高齢者福祉施設ができましたが、地域住民のデイサービスなど、南伊豆町の高齢者福祉の環境、医療のサービス、クリニックが６か所も配置されている、こうした安心感は、他の賀茂郡下の自治体にはないものであります。

地域経済の問題では、100％プレミアム商品券の発行は、小規模経営がほとんどを占める地域の自営業者にとって、また、高齢者をはじめ町民にとっても、地域を支える極めて大きな効果をもたらし、生活を維持する重要な施策となっております。

新型コロナパンデミックや度重なる災害を経験しての教訓は、地球環境維持の上で課題となっているCO_2削減の方向と軌を一にした考え方、施策が求められると思います。自国内での食料生産の向上、住宅資材となる森林資源の保全・管理・育成は、今後の町政の施策課題としても重要に位置づける必要があると思います。

一言として、ごみ処理施設に関しては、自治体共同の枠は一定仕方ないという思いはありながらも、従来の延長による焼却ではない方策に切り替える、あるいは離脱する勇断を求めなければなりません。

また、近々予想されるという東海・東南海地震の予測される大地震、津波・浸水対策に対しては、その一番の被害地域である湊・弓ケ浜地区での避難対策が極めて重要であります。

今、旧共立湊病院跡地の問題が俎上に上がっておりますが、もともと南伊豆、あの地域は、海軍病院ができる前は湊の住民が住んでいた地所であり、また、新田開発をした土地であり

ました。軍に協力をして、病院に出して、それが国立病院を経て、共立病院となってきております。

この土地をしっかりと、津波・浸水対策をはじめとした地域住民の安全・安心の源として、命山としてしっかりと保全することを強く意見を申し上げて、決算全体に当たっては賛成の評価、討論とさせていただきます。

○議長（谷　　正君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第73号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第73号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第７４号～議第７６号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第74号　令和３年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号　令和３年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第76号　令和３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長　比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君）　本委員会に付託された議第74号から議第76号までの令和３年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第74号から朗読します。

議第74号　令和３年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第75号　令和３年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第76号　令和３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

議第74号　令和３年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑、意見、要望はありませんでした。

議第75号　令和３年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、問い、答えということで朗読します。

問　介護サービスの課題として抱えている問題はあるか。

答　昨年度の介護人材の実態調査をしたが、約８割程度の人材不足を感じた。町としても、どうしたら介護人材を集められるかとの会議をした。今までは初任研修の対象者のみ受講支援をしてきた。資格はなく２年以上実務経験した人が受ける実務者研修も受講支援対象とした。

議第76号　令和３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（谷　　正君）　委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第74号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋議員。

○１１番（横嶋隆二君）　令和３年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に当たって、反対の討論を行います。

この反対の意味は、制度の改善を求めるものであります。

担当の部署での取組に関しては、これは評価をしながらも、いわゆる国民皆保険のベースである国民健康保険税の負担の状況は、極めて重い状態であります。国がしっかりと保険財政を支える繰入れを行う、このことを強く求めるものであります。

改めて、こうした下での高齢者の多い地域で、比較的健康保険税が比較して低く抑えられている、一般事業での保健事業を含めて、担当部署、現場職員の仕事に対しては評価をして、制度改善を求める反対の意思を表明いたします。

○議長（谷　　正君）　ほかに反対者の討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第74号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第75号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋議員。

○１１番（横嶋隆二君）　令和３年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に当たって、反対の討論を行います。

この反対の意思も、制度の改善を求めるものであります。同時に、現場の職員、従事者については高く評価をするものであります。

介護サービスに当たって、マンパワーが足りない現状が浮き彫りになっております。介護報酬をしっかりと仕事に見合う状態に引き上げていくことをはじめとして、やはり制度、国が果たすべき役割が非常に大きいと思います。制度をよりよくする改善を強く求めて、反対の意思とさせていただきます。

○議長（谷　　正君）　ほかに反対者の意見はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第75号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第76号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋議員。

○１１番（横嶋隆二君）　令和３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に当たって、反対の意思を表明します。

この制度は、高齢者を前・後期と分けて差別するものであることによって、制度をなくすこと、これが第一でありますが、高齢者に当たっては年金の削減、また、この10月からは２割負担になる、極めて社会に長く貢献した高齢者を圧迫するものであって、断じて許せません。こうした制度の改廃を求めて、反対の意思とさせていただきます。

○議長（谷　　正君）　ほかに反対者の発言はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第76号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第74号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　賛成多数です。

よって、議第74号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第75号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　賛成多数です。

よって、議第75号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第76号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　賛成多数です。

よって、議第76号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第７７号～議第８０号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第77号　令和３年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号　令和３年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第79号　令和３年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第80号　令和３年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長　比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君）　本委員会に付託されました議第77号から議第80号までの令和３年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第77号から朗読します。

議第77号　令和３年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第78号　令和３年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第79号　令和３年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第80号　令和３年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項は、記載のとおりです。

以上です。

○議長（谷　　正君）　委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第77号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第77号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第78号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第78号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第79号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第79号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第80号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第80号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　ほかに討論する者はありませんか。

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第77号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第77号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第78号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第78号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第79号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第79号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第80号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第80号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第８１号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第81号　令和３年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長　比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君）　本委員会に付託された議第81号　令和３年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第81号　令和３年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項は、記載のとおりです。

以上です。

○議長（谷　　正君）　委員会報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第81号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第81号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第８２号～議第８５号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第82号　令和３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号　令和３年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第84号　令和３年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第85号　令和３年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長　比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君）　本委員会に付託されました議第82号から議第85号までの令和３年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第82号から朗読します。

議第82号　令和３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第83号　令和３年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第84号　令和３年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第85号　令和３年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項は、記載のとおりです。

以上です。

○議長（谷　　正君）　委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第82号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第82号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第83号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第83号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第84号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第84号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第85号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第85号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第82号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第82号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第83号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第83号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第84号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第84号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第85号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第85号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第８６号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第86号　令和３年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長　比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君）　本委員会に付託された議第86号　令和３年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第86号　令和３年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項は、記載のとおりです。

以上です。

○議長（谷　　正君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第86号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第86号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第８７号の上程、提案説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第87号　物品購入契約の締結について（令和４年度加納テニスコートコンテナトイレ購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁男君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第87号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和４年９月１日に執行した随意契約により、購入金額1,156万9,800円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額105万1,800円）をもって三協フロンテア株式会社と締結した仮契約について、地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該事業は、加納テニスコートの全体的な整備に合わせ、ふるさと応援基金を活用して利用者用のトイレを整備するもので、男性用、女性用、多目的用、各１棟を購入するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第87号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８８号の上程、提案説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第88号　令和４年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁男君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第88号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に１億3,182万円を追加し、予算の総額を56億4,079万円としたいものであります。

歳出では、民生費の社会福祉費に8,217万1,000円、衛生費の保健衛生費に1,257万8,000円、商工費に3,707万1,000円を追加するもので、これら歳出に対応する財源は、国庫補助金１億3,265万9,000円、国庫負担金961万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げ

ます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君）　それでは、議第88号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをご覧いただきたいと思います。

第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に１億3,182万円を追加し、予算の総額を56億4,079万円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の12ページ、13ページをご覧いただきたいと思います。

３款民生費の１項１目社会福祉総務費には、8,217万1,000円を増額いたしました。これは、原油価格・物価高騰対策として、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯（令和４年度の住民税が非課税となる世帯等）に対して、１世帯当たり５万円を支給することが閣議決定されたことを受けまして、それに係る費用を予算化するものでございます。

なお、今回の給付は、既に実施した住民税非課税世帯に対して、１世帯当たり10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に上乗せ給付するという立てつけとなります。町では今回の対象世帯数を1,600世帯と見込んでおり、予算が承認された後は速やかな給付に努めてまいります。

次に、４款衛生費の１項２目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業には、５回目接種に係る費用として、1,257万8,000円を増額させていただきました。

これは、９月14日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、オミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法上の特例臨時接種に位置づけることが了承されるとともに、その対象者、接種間隔等についても方針が取りまとめられたことによるものでございます。

なお、今回の接種対象者は、初回接種を完了した12歳以上の者で、使用されるワクチンの種類は、オミクロン株と従来株に対応した２価ワクチンが使用され、オミクロン株に対して従来型ワクチンを上回る重症化予防効果とともに、持続期間が短い可能性はあるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待されております。

最後に、６款商工費の１項２目商工振興費には3,207万1,000円を、３目観光費には500万

円をそれぞれ増額させていただきました。

前者は、南伊豆町一般会計補正予算（第３号）においてご承認をいただいたプレミアム付商品券事業（第５弾）において、世帯当たりの購入限度額を３万円とさせていただいたものを５万円に引き上げることに伴う費用を計上したもので、さらなる消費の下支えによる生活者支援を図るものでございます。

後者につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した観光・交流客数の回復を図るため、伊勢海老まつり期間中に南伊豆町観光協会を通じて宿泊を申し込んだ旅行者に対し、宿泊や体験等に使用できるクーポンを発行するもので、今年度当初予算において、どちらも1,500人分を予算化したところでありますが、予約を開始した９月15日には申込みが規定定数に達してしまったため、急遽500人分を追加発行し、宿泊施設を主体としたさらなる誘客と経済効果を狙うものでございます。

なお、これらの増額は、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組を一層強化するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加交付されることになったことを受けてのものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。

本補正予算の歳出に係る財源といたしましては、16款国庫支出金に非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分など、１億4,227万1,000円を増額させていただきました。

なお、財政調整基金繰入金については、1,045万1,000円の減額といたしましたが、これについては、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付により財源振替を行ったものでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第88号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第88号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（谷　　正君）　日程第18、閉会中の継続調査の申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（谷　　正君）　本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

９月定例会の全部の議事件目は終了しました。

よって、令和４年９月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会　午前１０時１７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　谷　　正

署　名　議　員　　比野下　　文　　男

署　名　議　員　　加　　畑　　毅